不二越二次訴訟一審判決

(富山地裁 2007年9月19日判決)

→日本戦後補償総覧(PDF)

→日本戦後補償総覧(W E B)

平成19年9月19日判決曾渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成15年(7)第79号 (以下「甲事件」という。), 平成16年(7)第254号 (以下「乙事件」という。), 平成18年(7)第249号 (以下「丙事件」という。) 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成19年3月22日

判 . 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主

- 1 原告韓 の訴えを却下する。
- 2 その余の原告らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事実及び理由

- 第1 当事者の求めた裁判
 - 1 原告ら
 - (1) 甲事件
 - ア 別紙 2 請求金額一覧表の「原告番号」欄 1 ないし 8, 9 ③ないし⑤, 1 0 ないし 1 9 記載の各原告らの被告らに対する選択的請求
 - (7) 被告らは、別紙2請求金額一覧表の「原告番号」欄1ないし8、9-③ないし⑤、10ないし19記載の各原告らに対し、連帯して同表の各 「請求金額A」欄記載の金員及びこれに対する昭和20年12月1日か ら支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (4) 被告らは、別紙2請求金額一覧表の「原告番号」欄1ないし8、9-③ないし⑤、10ないし19記載の各原告らに対し、連帯して同表の各 「請求金額A」欄記載の金員及びこれに対する平成16年7月29日か ら支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - イ 被告らは、別紙2請求金額一覧表の「原告番号」欄9-①及び②記載の

各原告らに対し、連帯して同表の各「請求金額B」欄記載の金員及びこれ に対する昭和20年12月1日から支払済みまで年5分の割合による金員 を支払え。

- ウ 別紙2請求金額一覧表の「原告番号」欄20ないし22記載の各原告ら の被告不二越に対する選択的請求
 - (7) 被告不二越は、別紙2請求金額一覧表の「原告番号」欄20ないし2 2記載の各原告らに対し、同表の「請求金額A」欄記載の金員及びこれ に対する昭和20年12月1日から支払済みまで年5分の割合による金 員を支払え。
 - (4) 被告不二越は、別紙2請求金額一覧表の「原告番号」欄20ないし2 2記載の各原告らに対し、同表の「請求金額A」欄記載の金員及びこれ に対する平成16年7月29日から支払済みまで年5分の割合による金 員を支払え。
- エ 被告不二越は、別紙 2 請求金額一覧表の「原告番号」欄 9 一①及び②記 載の各原告らに対し、同表の「請求金額C」欄記載の金員及びこれに対す る昭和 2 0 年 1 2 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払 え。
- オ 被告国は、別紙2請求金額一覧表の「原告番号」欄1ないし8,10ないし19記載の各原告らに対し、別紙3謝罪広告目録1記載の謝罪文を同 目録記載の掲載条件で新聞に掲載させる方法により謝罪せよ。
- カ 被告不二越は、別紙2請求金額一覧表の「原告番号」欄1ないし8,1 0ないし22記載の各原告らに対し、別紙4謝罪広告目録2記載の謝罪文 を同目録記載の掲載条件で新聞に掲載させる方法により謝罪せよ。
- キ 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- ク ア項ないしエ項につき, 仮執行宣言
- (2) 乙事件

- ア 被告らは、別紙2請求金額一覧表の「原告番号」欄23記載の原告に対し、連帯して同表の「請求金額A」欄記載の金員及びこれに対する昭和2 0年12月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- イ 被告国は、別紙2請求金額一覧表の「原告番号」欄23記載の原告に対 し、別紙3謝罪広告目録1記載の謝罪文を同目録記載の掲載条件で新聞に 掲載させる方法により謝罪せよ。
- ウ 被告不二越は、別紙 2 請求金額一覧表の「原告番号」欄 2 3 記載の原告 に対し、別紙 4 謝罪広告目録 2 記載の謝罪文を同目録記載の掲載条件で新 聞に掲載させる方法により謝罪せよ。
- エ 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- オ ア項につき, 仮執行宣言

(3) 丙事件

- ア 被告らは、別紙2請求金額一覧表の「原告番号」欄24記載の原告に対し、連帯して同表の「請求金額A」欄記載の金員及びこれに対する昭和2 0年12月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- イ 被告国は、別紙 2 請求金額一覧表の「原告番号」欄 2 4 記載の原告に対し、別紙 3 謝罪広告目録 1 記載の謝罪文を同目録記載の掲載条件で新聞に 掲載させる方法により謝罪せよ。
- ウ 被告不二越は、別紙 2 請求金額一覧表の「原告番号」欄 2 4 記載の原告 に対し、別紙 4 謝罪広告目録 2 記載の謝罪文を同目録記載の掲載条件で新 聞に掲載させる方法により謝罪せよ。
- エ 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- オ ア項につき, 仮執行宣言

2 被告国

- (1) 原告らの被告国に対する請求をいずれも乗却する。
- (2) 訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分については、原告ら

の負担とする。

- (3) 仮に, 仮執行宣言を付する場合は,
 - ア 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - イ その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日間経過した時と する。

3 被告不二越

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は、原告らの負担とする。
- (3) 仮に, 仮執行宣言を付する場合は, 担保を条件とする仮執行免脱の宣言 第2 事案の概要
 - 1 本件は、大韓民国(以下、原則として「韓国」という。)に在住する原告ら が、原告ら(原告朴・廷、同金・培、同金・毎、同金・月、同金・寛、同金・ 徳, 同朴 一, 同金 哲を除く。) 並びに原告朴 廷の妹である朴 姫 (19 77年(昭和52年)2月20日死亡)及び原告金 増の妻であり、同金 海, 同金 月, 同金 寛及び同金 徳の母である林 (2004年(平成16年) 12月5日死亡)は、女子勤労挺身隊(以下「勤労挺身隊」という。)の隊員 (以下「勤労挺身隊員」という。)として、また、原告朴 一は徴用により、 第二次世界大戦中に朝鮮半島から来日して、被告不二越(当時の社名は不二越 鋼材工業株式会社)の富山工場(以下「本件工場」という。)において労働に 従事させられたが、その実態は強制連行及び強制労働であると主張して、被告 らに対し、①被告国及び被告不二越による共同不法行為に基づき、又は、②国 際法 (国際人権法違反) に基づき, あるいは, ③債務不履行 (安全配慮義務違 反) に基づき (選択的請求), 精神的及び財産的損害の賠償並びに新聞紙上へ の謝罪広告の掲載を求めた事案である。なお、別紙2請求金額一覧表の「原告 番号」欄20ないし22記載の各原告らは、被告国に対し、既に別訴(山口地 裁下関支部平成4年(7)第349号,平成5年(7)第373号,平成6年(7)第51

号,広島高裁平成10年(対第278号,平成11年(対第257号)を提起しているため、本訴においては、被告不二越のみに対し、上記請求をするものである。

以下、原則として、勤労挺身隊員として被告不二越で労働に従事した原告ら (原告朴・廷、同金・培、同金・海、同金・月、同金・寛、同金・徳、同朴・一 一、同金・哲を除く。)、朴・姫及び林・・・並びに徴用工として被告不二越で 労働に従事した原告朴・一をまとめて「本件勤労挺身隊員ら」という。

2 前提となる事実

証拠(甲A1ないし4,甲A5の1及び2,甲A69,乙24の1ないし4), 弁論の全趣旨及び公知の事実によれば、以下の事実が認められる。

(1) 当事者等

ア(7) 原告らは、現在、韓国に在住する者である。

- (1) 原告朴 (1977年 (昭和52年) 2月20日死亡) の兄であり、法定相続分を13分の4とする同人の相続人である。
- (2004年(平成16年)12月5日死亡)の夫であり、法定相続分を11分の3とする同人の相続人であり、原告金 海、同金 寛及び同金 徳は、林 の子であり、法定相続分を811分の2とする同人の相続人であり、法定相続分を811分の2とする同人の相続人である。
- (I) 原告金 哲は、勤労挺身隊員として本件工場において労働に従事した原告報 (2003年(平成15年)2月2日死亡)の夫であり、同人の相続人である。
- イ 被告不二越は、1928年(昭和3年)、金属の熱処理、工業用材料の 生産及び加工等を事業目的として、富山市に創立され、総合工具メーカー として発展し、1937年(昭和12年)の日中戦争開始後は、軍需品の

生産も行うようになり、1944年(昭和19)年から1945年(昭和20年)当時は、従来からの切削工具、測定工具等に加え、軍需品である軸受、特殊鋼等を中心に生産していた。被告不二越は、1944年(昭和19年)1月18日、軍需会社法(昭和18年法律第108号)2条1項に基づき、軍需会社に指定された。

(2) 日韓関係等

- ア 朝鮮は、1910年(明治43年)に締結された日韓併合条約により、 日本国の統治下にあったが、1945年(昭和20年)8月15日、第二 次世界大戦が終結すると同時に独立した。そして、この時以降、日本国と 朝鮮との間の国交は断たれた。
- イ 1948年 (昭和23年), 大韓民国 (韓国) と朝鮮民主主義人民共和 国が成立した。
- ウ 1965年(昭和40年),日韓基本関係条約が締結され、日韓両国の国交が回復した。この条約締結と同時に、日韓の戦後処理を目的とする「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(昭和40年条約第27号、いわゆる日韓請求権協定、以下「本件協定」という。)が締結された。日本国は、これを受けて、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第2条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」(昭和40年法律第144号、以下「本件措置法」という。)を制定した。

(3) 勤労挺身隊の動員

1937年(昭和12年)の日中戦争開始後,日本の軍需産業における労働力不足が次第に深刻となり、その中で日本国政府は、1938年(昭和13年)に国家総動員法を、1939年(昭和14年)に国民徴用令をそれぞれ制定し、朝鮮においては募集形式の労務動員計画を実施して、労働力の統

制と総動員体制の確立を図った。そして、太平洋戦争の開始によってより多くの労働力が必要となったため、1942年(昭和17年)には国民助員計画が立てられ、朝鮮においては、同年2月13日に閣議決定された「朝鮮人労務者活用ニ関スル方策」及びこれに基づく「労務動員計画ニ依ル朝鮮人労務者ノ内地移入斡旋要網」により、官斡旋形式の労務動員計画を実施した。

そうした中、1943年(昭和18年)9月13日の次官会議で「女子勤労動員ノ促進二関スル件」が決定され、さらに、1944年(昭和19年)3月18日には「女子挺身隊制度強化方策要綱」が閣議決定され、女子挺身隊の結成に関し、「学校長、女子青年団長、婦人会長其ノ他適当ナル職域又ハ地域ノ団体ノ長ヲシテ女子挺身隊ヲ組織スルニ必要ナル措置ヲ執ラシムルコト」、「女子挺身隊ニ依リ勤労ニ従事セシムベキ者ハ国民登録者タル女子ニシテ家庭ノ根軸タル者ヲ除キ尚身体ノ状況、家庭ノ事情等ヲ斟酌シテ之ヲ選定スルコト」、「右ニ依リ選定セラレタル者ニ対シテハ必要ニ応ジ挺身隊組織ニ依リ必要業務ニ挺身協力スベキコトヲ命ジ得ルモノトスルコト」などと定め、国民登録者である女子を強制的に女子挺身隊に組織して、必要業務の協力を命令することを可能にした。そして、同年6月21日に「女子挺身隊員受入側措置要綱」が開議決定された後、同年8月23日には「女子挺身勤労令」(同年勅令第519号)が公布施行され、朝鮮においても、同時に施行された。

上記「女子挺身隊制度強化方策要網」及び「女子挺身勤労令」では、国民登録者である女子を挺身隊の隊員とすることを基本としていたものの、当時の朝鮮で女性の国民登録は技能者だけとなっており、国民登録者の範囲は狭い範囲に止まっていた。しかし、上記「女子挺身隊制度強化方策要網」及び「女子挺身勤労令」には、同時に「特ニ志願ヲ為シタル者ハ之ヲ挺身隊員トスルコトヲ妨ゲザルコト」、「前項該当者(国民登録者)以外ノ女子ハ志願ヲ為シタル場合ニ限リ隊員ト為スコトヲ得ルモノトス」と規定されていたた

め、勤労挺身隊員の募集がなされ、これに対する志願という形式で挺身隊員とされた者が、本件工場のほか、三菱重工業株式会社名古屋航空機製作所道徳工場、東京麻糸紡績株式会社沼津工場等の軍需工場に動員されていった。なお、「女子挺身勤労令」によれば、「勤労挺身ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依り地方長官ニ之ヲ請求又ハ申請」し、地方長官においてその必要性を認めれば、「市町村長其ノ他ノ団体ノ長又ハ学校長ニ対シ、隊員ト為ルベキ者ヲ選抜スベキコトヲ命ズル」ものとし、地方長官は、その結果の「報告アリタル者ノ中ヨリ隊員ヲ決定シ本人ニ其ノ旨ヲ挺身勤労令書ニ依リ通知」して、この通知を受けた者は、挺身勤労をすべきものとされた。

また,1944年(昭和19年)8月8日には「半島人労務者ノ移入二関スル件」が閣議決定され、国民徴用令による一般徴用が朝鮮においても実施された。

(4) 勤労挺身隊への参加等

朝鮮における勤労挺身隊の勧誘は、主に国民学校を通じて同校の6年生又は卒業生を対象に行われた。当時の国民学校では、いわゆる皇民化教育が行われており、児童らは、毎朝の朝礼では皇国臣民の誓詞を唱えさせられ、歴史の授業では日本の歴史を教えられるなどされており、また、学校内では、朝鮮語の使用が禁止され、使うと罰を受けた。本件勤労挺身隊員らは、これらの教育を素直に受け入れており、国民学校の校長、担任教師らから「日本に行けば勉強ができる。」、「生け花やミシンが習える。」、「上級学校に通える。」、「お金が稼げる。」、「愛国することになる。」などと勤労挺身隊への参加を勧誘されたため、これらの雪葉を信じて、勤労挺身隊に参加することにし、本件工場に連れて来られた。また、原告村 一は、1944年(昭和19年)8月ころ、徴用令客により、本件工場に連れて来られた。

本件勤労挺身隊員らは、本件工場において、旋盤やミーリングで鉄を切る 作業、ベアリングの研磨等の労働に従事した。

(5) 帰国

被告不二越は、1945年(昭和20年)3月、軍儒省の命令により、平 壌に近い沙理院に朝鮮工場を建設することとし、同年7月、朝鮮半島からの 勤労挺身隊員を中心に沙理院へ派遣した。このため、本件勤労挺身隊員らの 一部は、同年7月ころ、朝鮮へ帰国したが、自宅待機を指示され、そのまま、 同年8月15日の日本国のポツダム宣言受諾による終戦を迎えた。

日本に残っていた本件勤労挺身隊員らは、同年10月ころ、朝鮮へ帰国した。

(6) 韓国社会における勤労挺身隊員に関する認識

韓国社会においては、1990年代までは、「挺身隊」は日本により性的に汚された女性であることを表象する言葉とされ、従軍慰安婦(以下「慰安婦」という。)を「挺身隊」と呼んでおり、1990年代後半になってようやく学者の間では、勤労挺身隊員と慰安婦とを区別するのが一般的になったものの、一般人の間では両者が区別されずに認識されていることが多い。

韓国社会においては、女性に対する貞操観念が強く、勤労挺身隊員として 来日したことが知られると慰安婦であったと誤解され、結婚の障害となった り、周囲の非難の対象になったりするため、勤労挺身隊員として来日した者 の多くは、そのことを夫や子に隠して生活してきた。

3 争点

本件における争点は、各本件勤労挺身隊員らに関する事情のほか、次の争点 (1)ないし(6)のとおりである。

- (1) 被告らの不法行為責任の成否(争点(1))
- (2) 被告らの国際法に基づく損害賠償責任の成否(争点(2))
- (3) 被告らの安全配慮義務違反による債務不履行に基づく損害賠償責任の成否 (争点(3))
- (4) 原告らの損害 (争点(4))

- (5) 時効又は除斥期間の適用の有無(争点(5))
- (6) 本件協定2条又は本件措置法1項1号による解決(争点(6))
- 4 争点に対する当事者の主張
 - (1) 被告らの不法行為責任の成否 (争点(1)) について
 - ア 原告らの主張
 - (7) 被告らの行為の違法性
 - a 国内法上の違法性
 - (a) 強制連行・強制労働の顕著な違法性

被告らは、教師らを通じて、未だ判断能力が未熟で、かつ皇民化 教育を受け、教師らの勧誘を信用しやすい素地をもった当時12歳 から19歳であった本件勤労挺身隊員ら(原告朴道一を除く。)に 対し、「被告不二越に行けば上級学校に行ける」、「お茶やお花が習 える」、「お金が稼げる」などと事実と異なる甘言や欺罔によって 勤労挺身隊への参加を勧誘し、両親が反対した場合には、両親に対 し、欺罔や脅迫による勧誘を行って、その反対の意思表示を事実上 無視し,本件工場に連行した。また,被告らは,原告朴 一に対し, 徴用令書によって, これに従わなければ身体を拘束し, 留置場等に 収監するという強制の下、本件工場に連行した。被告らは、本件勤 労挺身隊員らに対し、厳しい軍隊式の訓練を行い、厳しい監視・監 督の下に無給の労働を強制した。加えて、被告らは、本件勤労挺身 隊員らに対し、年齢、勧誘態様、労働・生活条件、帰国後の生活等 の点で、日本人の勤労動員に比して過酷な差別的取扱いを行った。 このような被告らの行為は、拉致・監禁にも等しい強制連行・強制 労働というべきであり(以下「本件強制連行・強制労働」という。), その違法性は明らかである。

(b) 労働者保護立法 (労働者募集取締令) 違反

内務省が1924年(大正13年)12月に制定した労働者募集 取締令(内務省令第36号)は、「職工、鉱夫、土工夫その他の人 夫」の募集と雇用について、労働条件を記載した書面(「就業案内」 又は「雇用契約書案」)を作成し、就業場所を所轄する地方長官に 届け出を行うべきこと (3条), 当該書面を募集の対象者に交付し て「懇示」すべきこと(10条)を定めるとともに、募集に当たり 「事実を隠蔽し誇大虚偽の言辞を弄し、その他不正の手段を用いる こと」(12条2号)、「応募を強要すること」(同条3号)、「女子 に対し風俗を紊る虞ある行為をなすこと」(同条4号),「遊興を勧 誘しまたはその案内をなすこと」(同条5号)、「濫に応募者の外出、 通信もしくは面接を妨げ、その他応募者の自由を拘束しまたは苛酷 なる取り扱いをなすこと」(同条6号),「応募者を保護する者に対 し応募者の所在を隠蔽しまたはこれを偽ること」(同条10号)な どを禁止し、また、「未成年者はその法定代理人の承諾あるにあら ざれば之を募集することを得ず」と定めて (13条), これらに反 する行為を行ったときは罰則が適用されることになっていた。

被告らは、未成年者である本件勤労挺身隊員らを、甘言や欺罔により勧誘し、また、保護者の承諾なく募集し、自由を拘束した状況下で労働を強制しており、このような被告らの行為は、労働者募集取締令に違反する不法行為であって、その違法性は高いというべきである。

b 国際法上の違法性

(a) 強制労働ニ関スル条約(ILO29号条約,以下「強制労働条約」 という。) 違反

国際労働機関(以下「ILO」という。)は,1930年(昭和5年)に強制労働条約を採択し,被告国は,1932年(昭和7年)

に同条約を批准・公布した。強制労働条約は、「処罰ノ脅威ノ下二強要セラレ」かつ「自ラ任意二申出デタル二非ザルー切ノ労務」を強制労働として、これを原則として禁止しているところ(1条、2条)、本件勤労挺身隊員らは、欺罔されて日本へ連行された上、厳しい軍隊式の訓練を受け、常に監視・監督された状態下で、外出も一般的に禁止され、規則に違反すれば、厳しく叱責され、暴力を受け、食事を与えられず、あるいは正座させられるなどの不利益を被る状況下で、労働を強制されたのであるから、同条約の強制労働に該当することは明らかである。したがって、被告らによる本件強制連行・強制労働は、強制労働条約に違反する行為であり、その違法性は高いというべきである。

(b) 奴隷禁止に関する条約

① 奴隸禁止条約

国際連盟理事会は、1924年(大正13年)、暫定奴隷委員会を設置し、1926年(大正15年)、奴隷禁止条約を採択した。奴隷禁止条約は、奴隷制度を「その者に対して所有権に伴う一部又は全部の権能が行使される個人の地位又は状態」であると定義し(1条)、締結国は、あらゆる形態の奴隷制度の完全な廃止を漸進的に及びできる限り速やかに実現する義務を負うこととした(2条)。被告国は、奴隷禁止条約を批准してはいなかったが、1944年(昭和19年)当時、同条約は、既に国際慣習法になっていた。

② 「千八百八十五年二月二十六日ノ伯林一般議定書並千八百九十年七月二日ノ『ブリュッセル』一般議定書及宣言書ノ改正二関スル條約」(以下「サン・ジェルマン・アン・レイ条約」という。) 仮に1944年(昭和19年)当時、奴隷禁止条約が国際慣習 法になっていなかったとしても、被告国は、サン・ジェルマン・アン・レイ条約を1922年(大正11年)4月6日に批准しているところ、奴隷禁止条約の前文には、「サン・ジェルマン・アン・レイ条約の署名国は、あらゆる形態の奴隷制度並びに陸上及び海上による奴隷取引の完全な禁止を確保する意思を確認した」とあるから、サン・ジェルマン・アン・レイ条約を批准した被告国は、あらゆる形態の奴隷制度及び奴隷取引を完全に禁止する国際法上の義務を負っていた。

- ③ 被告らは、本件勤労挺身隊員らに対し、賃金も身体的自由も与えずに労働を強制しており、奴隷として扱ったことは明らかであるから、被告らによる本件強制連行・強制労働は、奴隷禁止条約及びサン・ジェルマン・アン・レイ条約に違反する行為であり、その違法性は高いというべきである。
- (c) 「工場ニ使用シ得ル児童ノ最低年齢ヲ定ムル条約」(ILO5号条約,以下「5号条約」という。),「工場に使用し得る児童の最低年令を定める条約」(ILO59号条約,以下「59号条約」という。)

1919年(大正8年)に第1回ILO総会が採択した5号条約は、工場に使用しうる児童の最低年齢を14歳と定め、1937年(昭和12年)にこれを改正した59号条約は、これを15歳に引き上げたが、上記各条約には日本国に関する例外規定があり、日本における工場に使用しうる児童の最低年齢は、5号条約では12歳、59号条約では14歳とされていた。本件勤労挺身隊員らの多くは、満14歳に満たない者であるから、かかる少女らに対する被告らによる本件強制連行・強制労働は、59号条約に違反する行為であり、その違法性は高いというべきである。

- c 以上によれば、被告らによる本件強制連行・強制労働は、国内法上 も国際法上も違法であり、不法行為を構成することは明らかである。
- (4) 被告らの行為の一体性(主観的・客観的関連共同)
 - a 被告らによる強制連行・強制労働政策の推進
 - (a) 勤労挺身隊員の動員·強制連行

勤労挺身隊は、「女子挺身隊制度強化方策要網」、「女子挺身勤労令」等の一連の日本国政府による女子勤労挺身隊政策に基づき組織された(もっとも、朝鮮においては、国民登録を行っている女性が限られていたため、女子挺身勤労令による動員はほとんど行われず、官斡旋方式による動員が行われていた。)。

- (b) 強制連行後の朝鮮人管理の実態
 - ① 協和会を通じた官民一体の管理

1939年(昭和14年)6月,厚生省,内務省,文部省,拓 務省,朝鮮総督府が中心となって,朝鮮人労働者の管理を目的と した中央協和会が設立され,1940年(昭和15年)3月まで に1道3府42県全てに道府県協和会が設立された。道府県協和 会の下には各支会が警察署内に置かれ,支会長は警察署長が務め, その下に地域と職場毎に分会が置かれており、地方政府及び警察 の指揮の下に地域単位、職場単位で朝鮮人労働者の管理を行う体 制となっていた。日本に強制連行された朝鮮人労働者は、協和会 への加入が義務付けられ、協和会により管理されることとなって いた。

② 「移入労務者訓練及取扱要綱」の策定

日本国政府は,1942年(昭和17年)2月,厚生省生活局長,労働部長,職業部長,内務省警保局長名で警視総監,各地方長官宛てに朝鮮人労働者の管理方法について定めた「移入労務者

訓練及取扱要綱」を発し、強制連行された朝鮮人労働者に対しては、これに基づく管理がなされていた。同要綱には、就労予備訓練、生活訓練、作業訓練、皇民訓練、躰錬等の様々な訓練を実施することが定められ、これらの徹底した軍隊式の訓練等によって命令・服従の関係が強制された。また、外出、外泊等、外部との接触を厳重に取り締まり、逃亡の防止を図ることも定められていた。

③ 警察や軍隊を動員した管理

警察や軍隊も、強制連行された朝鮮人労働者の管理に密接に関与していた。すなわち、協和会は、各地方の警察を中心に組織されたものであったし、「移入労務者訓練及取扱要網」においても「職場内ノ紛騰ハ直チニ警察官署ニ通報シ」とされており、警察が職場内の紛騰に直ちに介入する仕組みとなっていた。

④ 被告国の指導による賃金不払い

日本国政府は、1942年(昭和17年)、朝鮮人労働者の逃 亡の防止を目的として、「出動労務者訓練服務心得準則」により、 各企業に対し、強制連行された朝鮮人労働者に賃金を支払わずに 貯金させ、通帳は当該工場事業場で管理するよう指導し、これに より、強制連行された朝鮮人労働者は、無給の労働を強制される こととなった。

(c) 戦後処理

日本国政府は、戦後処理においても、治安政策として強制連行された朝鮮人労働者を早期に帰国させる政策をとる一方、帰国する朝鮮人労働者の手荷物を一方的に制限し、戦後の労働についてまで賃金を直ちに支払わず貯金するよう各企業に指導するなど、朝鮮人労働者の権利に何ら関心を払わない指導を行った。

また、日本国政府は、強制連行された朝鮮人労働者等に対する未 払賃金については、昭和21年8月27日民事甲第516号民事局 長通遠「朝鮮人労務者等に対する未払金等の供託に関する件」及び 同年10月12日付け労発第572号「朝鮮人労務者等に対する未 払金その他に関する件」において、事業主に対し、受取人の居所不 明、通信不能等の事情により未払となっている朝鮮人労働者等の賃 金は、上記通達の供託要領に従って供託するよう指導した。そもそ も弁済供託は、受領拒絶、受領不能、債権者不確知のいずれかの供 託原因が存在する場合にのみ可能なものであるが(民法494条)、 上記通達はこうした要件を問題とすることなく、一律に供託を指導 している点で違法な供託を指導したものである。また、弁済供託に おいては、供託者は遅滞なく債権者に供託の通知をすることが必要 である(民法495条3項)ところ、上記通達は、供託通知の発送 を指導していない点でも違法である。そして、各企業は、こうした 日本国政府の指導に従った選法な供託を行った。

b 被告らの密接な関係

(a) 被告不二越が日本の軍無産業の中核を担う会社であったこと 被告不二越は、1928年(昭和3年)、機械工具の国産メーカ 一として、富山市に設立され、満州事変以後の特殊網に対する需要 の高まりに乗じて業績を伸ばし、軍需物資や兵器の生産を拡大した 当時の軍需産業の中核を担う会社であり、日本軍部とのつながりを 強化するため、商標を天皇の御召艦である那智から採って、「NA CHI」「那智」とした。当時の被告不二越の主要生産品であるベ アリングや軸受は、航空機、軍艦等の兵器における重要部品であり、 このため、軍人が直接工場を監視していた。本件勤労挺身隊員らは、 飛行機の部品、機銃、弾丸等の軍需品を製造させられており、その 労働力は、被告不二越はもちろん、被告国のためにも活用された。

(b) 被告不二越は「軍管理工場」「軍需工場」の指定を受け、軍の指示・協力のもとに経営されていたこと

被告不二越は、1934年(昭和9年)に海軍省指定工場として、海軍からの技術援助を受けるようになり、1938年(昭和13年)から1939年(昭和14年)にかけては、陸海軍共同管理工場の指定を受け、1944年(昭和19年)には、軍需工場の指定を受けて、その経営は、国家総動員法に基づく軍需工場事業所検査令、同施行規則及び軍需工場法等により、日本国政府の命令・監督下にあった。また、被告不二越は、日本軍部とのつながりが強まるにつれ、資金、資材及び労働力の全てにわたり、各種立法措置によって日本国政府から援助を受けるようになった。

- c 本件強制連行・強制労働における被告らの協力関係
 - (a) 募集, 徴用における協力関係

京城府は、1944年(昭和19年)5月ころ、毎日新報に被告不二越が勤労挺身隊を募集している旨の広告を出し、勤労挺身隊の労働条件が良く、勤労挺身隊への参加が愛国になるなどとし、勤労挺身隊に参加して被告不二越で働くように扇動した。日本国政府は、朝鮮総督府を通じて、各道に対し、勤労挺身隊員の動員計画を割り当て、道や面の職員や学校の教師らが、朝鮮総督府の指導に従い、幼い朝鮮人少女を勤労挺身隊へ勧誘した。被告不二越の幹部も、朝鮮の学校に赴き、教師が朝鮮人少女を勧誘する際に付き添うとともに、教師に朝鮮人少女の連行について協力を求めた。なお、被告国が任命した富山県知事から任命を受けた富山県の森助員課長が、被告不二越の意を受けて、同年秋に朝鮮半島に渡り、朝鮮総督府に対し、被告不二越に勤労挺身隊を派遣するよう働きかけたこともあ

った。

男性労働者については、徴用令審により強制徴用が行われ、勤労報国隊に組織されたが、被告不二越は、その受入れを国民勤労報国協力令5条に基づき、被告国に申し入れ、これに従い、被告国は、被告不二越に対し、徴用した労働者を派遣した。

(b) 管理における協力関係

本件勤労挺身隊員らが被告不二越に出発する際の集合場所は、府の役所やソウル市役所前等であり、監視の警察官がいたこともあった。また、本件勤労挺身隊員らを日本まで連行したのは、日本人教師や地方公務員らであり、日本人教師の中には、本件勤労挺身隊員らが帰国するまで、宿舎に共に寝泊まりし、その監視に当たった者もいた。本件工場には、陸海軍の軍人が30名くらい常駐しており、各工場に散らばって監視するなど、日本軍も本件勤労挺身隊員らの監視、拘束に協力していた。本件勤労挺身隊員らが朝鮮に帰国する際には、軍艦が用いられたこともあった。

(c) 賃金不払いにおける協力関係

被告国は、被告不二越に対し、戦中、戦後にわたり、労働についての賃金の不払いと未払賃金の違法な供託を指導した。被告不二越は、被告国の指導に積極的に従い、賃金を貯金したと称して、本件勤労挺身隊員らに賃金を支払わず、また、未払賃金を違法に供託した。被告国は、被告不二越のかかる違法行為を是正するどころか容認し、違法な供託を積極的に受理した。

d 以上によれば、被告らは、強制連行・強制労働政策に基づき、募集 ・徴用・労務管理・戦後処理等あらゆる場面において協力しながら、 本件強制連行・強制労働を行ったのであるから、被告らが、共同不法 行為に基づき、連帯責任を負うことは明らかである。

(ウ) 国家無答費の法理について

- a 国家無答費の法理には法律上の根拠はなく、民法の不法行為に関する規定の中にも、国の損害賠償責任を否定した規定はないから、国家無答費の法理は、実体法上の制度ということはできない。また、国家無答費の法理は、明治憲法下において、判例上及び学脱上も確立した法理ではなく、旧民法や現行民法の制定過程からすれば、結局、公権力の行使につき国がどのような場合にどのような責任を負うかは司法裁判所の判断に委ねられていたというべきである。
- b 仮に国家無答費の法理が妥当するとしても、本件で問題となる被告 国の行為は、労働者募集・雇用等という私的経済的行為の形態をもっ て行われたものであり、その法律関係は私法的関係であるから、本件 に同法理が適用されることはない。
- c 国家無答賣の法理は、結局、訴訟法上の救済手続の欠如を意味する 訴訟法上の法理であると解さざるを得ず、現在の訴訟手続において、 民法709条、条理又は国家賠償法(以下「国賠法」という。)の遡 及適用により、過去の実体的違法の有無を審理することは何らの問題 もない。なお、国賠法附則6項は、「従前の例による」旨規定するが、 「従前の例」は日本国憲法に反しない範囲での「従前の例」であって、 国家無答賣の法理が「従前の例」として適用されることはない。
- d 本件のような残虐性の著しい非道行為に、何らの正当性も合理性も 認められない国家無答實の法理を適用することは、正義公平の原則に 反し許されない。また、被告国は、自ら定めた労働者募集取締令や自 ら批准した強制労働条約等に違反し、違法かつ正義に反する行為を行 っておきながら、その責任を否定するような国家無答實の法理を主張 することは、信義則上も許されない。

イ 被告国の主張

(7) 原告らが主張する強制連行・強制労働に関する被告国の公務員の行為は、国賠法施行前の国家の権力的作用であるところ、同法施行前においては、国家の権力的作用については、民法の不法行為に関する規定の適用は排除され、国の賠償責任は否定されており(国家無答費の法理)、同法理が基本的法政策として確立していた。そして、日本国憲法17条に基づき制定された国賠法附則6項は、「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。」と規定し、同法施行前の国の権力的作用に伴う損害賠償が問題とされる事例について同法それ自体の遡及適用を否定するのみならず、それまで採用されていた国家無答費の法理という法制度がそのまま適用されることになった(最高裁判所昭和25年4月11日第三小法廷判決・裁判集民事3号225頁参照)。このことは、原告らが主張する被告国の公務員の不法行為が、被告不二越の従業員との共同不法行為であったとしても異なるところはない。

したがって、原告らの請求は、その法的根拠を欠くものであって、主 張自体失当である。

(イ) なお、原告らは、朝鮮人等の強制連行者に対する未払賃金について、被告国が、雇用主である事業者に対して、供託原因を欠く違法な供託を指導し、また、供託した場合の供託通知(民法495条3項)について指導しなかった点にも違法があるとし、これらの点も不法行為に基づく損害賠償請求の請求原因として主張するようであるが、そもそも原告らが指摘する通達等は、厚生省労政局長が、地方長官に対し、朝鮮人労務者等に支払うべき賃金等について、「受取人の居所不明、通信不能等の事情により現在尚未払となり又は引渡不能となつている場合」に、供託によって処理すべき旨を関係事業主に指導することを通知したものであり、供託原因がないのに供託すべきことを指導したものではないから、原告らの主張はその前提において失当である。

ウ 被告不二越の主張

否認する。

本件勤労挺身隊員らに対する強制連行・強制労働、貸金不払いの事実がないことはもとより、当時として不当な処遇や差別的な処遇をした事実もないから、原告らの被告不二越に対する不法行為に基づく損害賠償請求権は存しない。

- (2) 被告らの国際法に基づく損害賠償責任の成否(争点(2)) について
 - ア 原告らの主張
 - (7) 条約の国内直接適用の要件
 - a 条約の国内的効力

条約に国内的効力を付与するには、条約の内容を国内法に変型する ことを要するとする変型方式と条約を一般的に国内法として受容する 一般的受容方式があるところ、日本は、一般的受容方式をとっており (憲法98条2項)、日本が締結した条約はそのまま国内法としての 効力を有する。

b 条約の国内直接適用可能性の要件

憲法98条2項によって国内法化される条約は、何ら国内法とは異なるものではなく、これを裁判規範として直接適用するに際しては、 狭義の明確性及び完全性の要件が要求されるとしても、憲法98条2 項の趣旨からして、裁判所は、国内法化される条約を国内法と同様に 適用すべき資務を負っており、条約についてのみ国内法に求められる 以上の明確性・完全性を要求するような解釈態度は許されないという べきである。

この点,被告国は,条約を裁判規範として直接適用するには,原則 として,国内措置による補完が必要であり,例外的に,条約の規定が そのままの形で国内法として直接適用できる場合があり得るとして も,主観的要件及び客観的要件が必要である旨主張する。しかしなが ら,被告国が主張する主観的要件は,現在の国際法学説の通説によれ ば,何ら条約の国内直接適用可能性の要件となるものではなく,客観 的要件については,国内法に求められる以上の厳格な明確性・完全性 を要求している点で、被告国の主張は採用できない。

c 国際法主体性との関係について

国内法化された国際法に国家が違反した場合,これにより被害を受けた個人は,国家に対し,国内法化された国際法に基づき,違法行為と相当因果関係を有する損害について損害賠償を請求する権利を取得する。

この点,被告国は、国際法の主体は、原則として国家であり、個人 に国際法上の権利が認められるためには、その旨を条約において明確 に定められている必要がある旨主張する。しかしながら、本件で問題 となっているのは、国内裁判所において条約の国内直接適用によって 個人に請求権が認められるか否かであって、それ以上に個人が国際法 主体であるか否かを問題とする必要は全くないから、被告国の主張は 主張自体失当である。

(4) 強制労働条約の直接適用可能性について

a 強制労働条約14条について

強制労働に対する報酬(賃金相当損害金)の支払を命じる強制労働 条約14条は、賃金額確定の基準、支払方法、労働日数の算定方法、 糧食が現物支給される場合の算定方法等について極めて具体的に規定 しており、明らかに狭義の明確性の要件を満たしているし、その性格 上、適用のための特段の補足措置は不要と解されるから完全性の要件 も満たしている。

b 強制労働条約1条に基づく慰謝料請求について

強制労働の禁止を定めた強制労働条約1条は、極めて明確であり、 国際法上、違法行為に基づく損害賠償の請求は何らの特別の規定を要せずして当然に認められることからも狭義の明確性の要件を満たしているし、その性格上、適用のための特段の補足措置は不要と解されるから完全性の要件も満たしている。

(ウ) 強制労働条約14条に基づく損害賠償

被告らによる本件強制連行・強制労働が強制労働条約に違反することは、上記4(1)ア(ア)b(a)のとおりである。強制労働条約14条は、条約違反国に対し、強制労働被害者に相当額の「報酬」(法的には賃金相当損害金)を支払うことを義務づけており、同条の直接適用により、被告国が賃金相当損害金の支払義務を負うことは明らかである。また、被告不二越は、被告国と一体となって強制労働条約に違反する国際違法行為を行い、その行為の利益を享受したものであるから、同条約14条に基づき、被告国と連帯して、賃金相当損害金の支払義務を負うと解すべきである。

(エ) 強制労働条約その他の条約違反の効果

a 被告らによる本件強制連行・強制労働が強制労働条約のほか,奴隷禁止条約,サン・ジェルマン・アン・レイ条約,5号条約,59号条約に違反することは,上記4(1)ア(ア)bのとおりである。上配各条約に違反する国際違法行為を行った被告国は,被害者である本件勤労挺身隊員らに対し,違法行為と相当因果関係を有する一切の損害を,原状回復,金銭賠償,満足の方式を単独で又は組み合わせて,賠償すべき義務を負う(国家責任解除義務)。また,被告不二越は,被告国と一体となって上配各条約に違反する国際違法行為を行い,その行為の利益を享受したものであるから,被告国と連帯して,損害賠償の義務を負うと解すべきである。

b 損害賠償

被告らは、本件勤労挺身隊員らに対し、賃金相当損害金のほか、慰 謝料の支払義務を負う。慰謝料については、国際法上特に損害賠償に ついての規定がなくとも条約違反国が損害回復の義務を負うことは当 然とされているから(2次規則、国家責任条約草案31条参照)、被 告らが慰謝料の支払義務を負うことは明らかである。

c 謝罪

被告らは、本件勤労挺身隊員らに対し、原状回復又は金銭賠償のみでは目的を達し得ないときには、これらに加えて、謝罪の義務を負う (国家責任条約草案37条参照)。

イ 被告国の主張

(7) 個人の国際法主体性について

国際法は、条約であれ国際慣習法であれ、第一義的には国家間の権利 義務を定めるものであり、そこに規定されているのは、直接的には国家間の国際法上の権利義務であり、ある国家が国際法違反行為によって費任を負うべき場合に、その責任を追及できる主体は国家である。このように、国際法の法主体は、原則として国家であり、個人が国際法上の法主体であると言い得るためには、条約に権利義務が規定されているだけではなく、権利を行使するための手続が定められ、権利実現の途が保障されている必要があるところ、原告らが主張する各条約は、その違反による被害者個人に、加害国の国内裁判所において加害国を相手方として直接に損害賠償を求め得るとする特別の制度を設けていないから、個人に加害国に対する損害賠償請求権を認めたものとはいえないし、また、各条約違反により被害者個人が加害国に損害賠償を求め得るとする国際慣習法の成立を示す一般慣行、法的確償の存在も認めることもできない。したがって、原告ら

の国際法に基づく請求は、この点において既に失当であり、その余の点 を検討するまでもなく棄却を免れない。

(4) 原告らが主張する国際法規について

a 強制労働条約

強制労働条約は、被害者個人が加密国の国内裁判所において加密国 を相手として損害賠償を求め得るとする特別な制度を設けておらず、 同条約違反により被害者個人が加密国に損害賠償を求め得るとする国 際慣習法の成立を示す一般慣行、法的確何の存在も認めることはでき ないから、同条約違反は、本件請求の法的根拠とはなり得ない。

また、原告らは、同条約1条に基づく慰謝料請求権、同条約14条 に基づく賃金相当損害金請求権の存在を主張するが、同条約は、個人 が国家に対して請求権を実現する方法又は手続に関する規定は設けて おらず、上配各規定は、締約国相互に義務を課したものであって、個 人が締約国に対して直接賃金等を支払うよう請求する権利を付与した ものではないと解するのが相当であるから、原告らの上記主張は失当 である。

b 奴隷禁止条約及び国際慣習法としての奴隷制の禁止違反について 奴隷禁止条約にいう「奴隷制度」とは、「その者に対して所有権に 伴う一部又は全部の権能が行使される個人の地位又は状態」(1条1) とされているところ、原告らは、被告国が本件勤労挺身隊員らに対す る所有権を有していると主張しているわけではないから、奴隷禁止条 約違反をいう原告らの主張は、この点において既に失当である。

また、原告らは、奴隷禁止条約において、その違反による被害者個人に加害国の国内裁判所において加害国を相手方として損害賠償を求め得るとする特別の制度が設けられていることについて、何ら主張しないし、奴隷禁止の国際慣習法についても、それがその違反について

被害者個人が加害国に損害賠償を求め得るとする法理を含むことを示す一般慣行,法的確信の存在についても何ら主張しないから,同条約及び国際慣習法としての奴隷制の禁止違反も,本件請求の法的根拠とはなり得ない。

- c その他の条約違反について
 - (a) 原告らは、日本国がサン・ジェルマン・アン・レイ条約を批准したことを根拠として、日本国が批准していない奴隷禁止条約の適用があるかのような主張をするが、サン・ジェルマン・アン・レイ条約は、奴隷制度を禁止する条約ではない。したがって、日本国が奴隷禁止条約を批准していない以上、奴隷禁止条約に拘束されることがないことは明らかであって、日本国がサン・ジェルマン・アン・レイ条約を批准したことはおよそ関係がなく、原告らの主張は失当である。
 - (b) また、日本国は、59号条約を批准していないから、これが適用されることはなく、大正15年8月7日に批准した5号条約が適用されることとなる。同条約2条では、14歳未満の児童の使用又は労働の禁止を規定しているが、日本国については、同条約5条1で、同条約2条の適用除外が規定され、「12歳以上ノ児童ニシテ尋常小学校ノ教科ヲ修了シタルモノハ之ヲ使用スルコトヲ得」旨規定しているところ、これを本件勤労挺身隊員らについてみると、原告らの主張によれば、当時の本件勤労挺身隊員らの年齢は、12歳以上であったから、5号条約に違反するとはいえず、この点においても原告の主張は失当である。
- (c) さらに、これらの各条約は、被害者個人が加害国の国内裁判所に おいて加害国を相手として損害賠償を求め得るとする特別な制度を 設けておらず、同条約違反により被害者個人が加害国に損害賠償を

求め得るとする国際慣習法の成立を示す一般慣行,法的確信の存在 をも認めることはできないから、これらの条約違反は、本件請求の 法的根拠とはなり得ない。

- (ウ) 条約及び国際慣習法の国内法的効力について
 - a 原告らは、その主張にかかる条約等が国内法としての効力を有するとするが、原告らが主張する条約等が、国際法上被害者個人の加害国に対する損害賠償請求権ないし謝罪請求権を保障するものでないことは、上記のとおりである以上、上記条約等の規定が国内法的効力を有するとしても、これにより、個人の損害賠償請求権が国内法的に創設されるということはあり得ない。したがって、本件について国際法の国内法的効力を論じてみても、これをもって、原告らの請求が法的に根拠づけられるものではない。
 - b 条約が国内法的効力を持つとしても、それだけで直ちに裁判所等の 国家機関がこれを具体的請求権等の根拠法規として適用できるわけで はない。条約を締結するのは国家であって、国家間の権利義務関係を 定立することを主眼としているため、条約が直接国内法上の効果を期 待し、国民に権利を与え義務を課すことをも目的とする場合には、原 則として、その目的を達成するため国家機関に立法義務を課し又は行 政措置を採ることを命じ、これを受けて、立法機関が法律を制定し、 又は行政機関が法令に基づきその権限内にある事項について行政措置 を採ることになる。例外的に、条約の規定がそのままの形で国内法と して直接適用可能である場合があり得るとしても、いかなる規定がこ れに該当するかは、当該条約の個々の規定の目的、内容及び文章並び に関連する賭法規の内容等を勘案しながら、具体的場合に応じて判断 しなければならず、この判断に当たっては、主観的要件(条約締約国 が国内において直接適用を認める意思を有していること)及び客観的

要件 (規定内容が明確であること) 等を考慮する必要がある。

これを本件についてみるに、原告らは、被告らに対して損害賠償を 請求しているのであるから、個人の加害国に対する損害賠償請求権を 根拠づける条項を指摘する必要があるところ、上配のとおり、そのよ うな条項は存在しない以上、上配各要件を具備しているとの主張すら ないといわざるを得ない。

(エ) 国家資任解除義務に関する原告らの主張について

原告らが主張する条約等は、上記のとおり、いずれも個人に国際法上の法主体性を認めておらず、個人に対する関係においては、国際不法行為の成立の前提となる「国際法主体の国際法上の権利あるいは利益」の侵害はないから、加害国が個人に対して直接国際不法行為に基づく国際實任について解除義務を負うものではない。国際不法行為に対していかなる損害賠償ないし補償をするかは、当該加害国と相手国の間における国際法上の問題というほかなく、国際法違反の効果として、加害国は、相手国から国家責任の追及を受けることはあっても、国際法上、被害者個人が、直ちに加害国家に対する直接の請求権を取得するということはできないから、国際不法行為に基づく国家責任解除義務から個人の加害国に対する損害賠償請求権を導くことができるとする原告らの主張は、失当である。

また,国家實任解除義務が,そもそも個人の加害国に対する損害賠償 請求権等をその内容として保障していない以上,国家責任解除義務の権 利義務関係が国内法的効力を有するとしても,これにより,個人の損害 賠償請求権が国内法的に創設されることはあり得ない。

- (オ) 以上によれば、原告らの国内法化された国際法違反を根拠とする請求 は、いずれも失当である。
- ウ 被告不二越の主張

被告不二越の徴用工及び勤労挺身隊員に対する処遇は、強制労働と評価されるものではなく、そもそも強制労働条約に違反するものではない。この点をおくとしても、強制労働条約は、同条約を批准する国家に対し、私の個人、会社又は団体のために強制労働を課してはならないこと、強制労働の不法な強要を刑事犯罪として処罰すべきことを義務づけたものであり(同条約1条1項、4条1項、25条)、その名宛人が同条約を批准するILOの締盟国であることは明らかであって、同条約は、私企業に対し、損害賠償を請求する根拠となるものではない。

また,条約が自動執行性を有するというためには,主観的要件及び客観的要件が必要であるところ,強制労働条約はこれらの要件を具備しておらず,自動執行力は認められないから,原告らが同条約に基づいて損害賠償を請求することはできないというべきである。

(3) 被告らの安全配慮義務違反による債務不履行に基づく損害賠償責任の成否 (争点(3)) について

ア 原告らの主張

(7) 被告らの安全配慮義務

被告国は、軍需会社法上の軍需会社である被告不二越に対し、軍需物資の生産について命令・指導・監督を行っていたところ、朝鮮総督府において、新聞広告で勤労挺身隊に参加して被告不二越で働くよう扇動し、教師らを使用して本件勤労挺身隊員らを動員し、被告不二越と共同してその管理・監督に当たって、軍需物資の生産のために労働させたものであるから、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に立った当事者」として、本件勤労挺身隊員らの安全を配慮すべき義務を負っていた。

被告不二越は,本件勤労挺身隊員らに対し,被告国と共同して勤労挺 身隊に参加して被告不二越で働くよう勧誘し,被告国の指導・協力を受 けつつ直接にその管理・監督を行って、労働させたものであるから、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に立った当事者」として、 本件勤労挺身隊員らの安全を配慮すべき義務を負っていた。

被告らの上記義務に基づく資任は、いずれも軍需物資の生産という共 通の課題遂行に関して、本件勤労挺身隊員らの使役という同一事実から 生じているものであるから、不真正連帯債務の関係にたつ。

(イ) 安全配慮義務の具体的内容

上記経緯及び本件勤労挺身隊員らの労働実態に照らせば、被告らは、 ①募集時又は雇用契約締結後に待遇について正確な説明を行い、②工場 内作業に従事するに相応しい分量と栄養バランスのとれた食事を与え、 ③富山の冬又は春先に工場内の作業に従事しても凍えない程度の衣料を 与え、雪等で濡れた場合に備えて十分な着替えを準備し、④宿舎内に、 春先又は冬を過ごすのに相応しい設備(就寝する際の布団や暖房設備) を用意し、⑤少なくとも週に1回ないし2回は入浴及び洗濯の機会を与 え、⑥労働者が疾病にかかった時には、医師の治療を受けさせ、治癒す るまで治療に専念させ、⑥労働者が不慮の事故に遭わないよう労働訓練 ・教育を徹底すると共に、適宜休憩・休暇を与え、現場での指示・監督 に当たっては、暴力を用いないよう配慮し、⑦空襲等の危険が予測され る場合には適宜安全な場所に疎開させるなどしてその安全を確保し、⑧ 労働に対して適正な対価を支払うこと、を内容とする注意義務を負って いたというべきである。

(ウ) 被告らの義務違反

しかしながら、被告らは、こうした義務を一切無視し、本件勤労挺身 隊員らに対し、待遇について虚偽の説明を行った上、不十分な食事、不 十分な衣服しか与えず、暖房設備もなくかつ1人1畳という広さしかな い宿舎に監禁し、入浴や洗濯の機会も十分に与えず、空襲警報が頻繁に 鳴るようになっても安全な場所に疎開させず、十分な安全教育や訓練もしないまま、危険で過酷な工場での労働を強制し、事故で負傷した者や疾病にかかった者にも十分な医療を施さず、その回復を待たずに労働を強制し、労働に対して何ら相当な対価も支払わなかったのであるから、その安全配慮義務違反は明白であって、本件勤労挺身隊員らに対し、民法1条2項、415条に基づき、損害賠償をなすべき責任を負う。

イ 被告国の主張

(7) 特別の社会的接触関係について

安全配慮義務の発生の根拠となる「特別の社会的接触関係」とは、当 事者間に雇用契約ないしこれに準ずる法律関係が存在し、かつ、当事者 間に直接具体的な労務の支配管理性が存在し、当事者の一方が片面的に 義務を負うのでなく、相互的に忠実義務を負うような法律関係に限定さ れるというべきである。

これを本件についてみると、仮に原告らが主張する事実を前提とするならば、本件勤労挺身隊員らと被告国との接触は、強制連行という一方的な権力的事実行為によって設定されたものにほかならないから、対等な当事者間における契約関係とは異なるといわざるを得ず、それゆえ、何らかの合意に基づく法律関係の存在を前提として、双方が忠実義務を負うような関係を見い出すことはできない。また、仮に原告らが主張する事実を前提としても、本件勤労挺身隊員らは、被告不二越の工場において、同社の支配管理下で就労したものであるから、国の直接的な指揮監督、支配管理下で就労するなどの使用従属関係が存在していないことは明らかである。

したがって,原告らが主張する事実を前提としても,本件勤労挺身隊 員らと被告国との間に,安全配慮義務の発生の根拠となる「特別の社会 的接触関係」を認めることはできない。

(4) 具体的義務内容の特定を欠くことについて

安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟において,義務違反を主張する者は,問題とする事故の具体的状況等を踏まえて,上記義務の内容を特定し,かつ,義務違反に該当する事実を主張・立証する必要がある。そして,安全配慮義務は,信義則に根拠を置くものであるところ,ここで問題となる信義則は,問題とする事故当時に妥当するものでなければならないから,当時の社会情勢,技術水準等賭般の事情に照らして,債務者に当該義務を負わせるのが相当か否かという観点から義務の存否を決する必要がある。そうすると,原告らは,当時の社会水準に照らし,どの程度の水準が最低限度であったか,本件勤労挺身隊員らの置かれた状況がその水準を下回ったものかどうかを明らかにし,信義則上,当時においてどの程度の措置を講ずることが被告国に義務付けられていたかをより具体的に主張するべきである。

これを本件についてみると、原告らの主張は、各本件勤労挺身隊員らにいかなる権利利益の侵害が発生し、また、そのような権利利益の侵害に至る具体的な経過状況がどのようなものであったかといった、具体的な事実関係を全く明らかにしておらず、具体的な義務の内容として主張しているものも、単に、平時において想定される生活状況と当時の生活状況との差異を解消するような措置を網羅的に取り上げて、これを義務と措定して概括的かつ抽象的に主張するにとどまっているから、被告国が採るべき具体的な措置の内容が明確にされているとはいえない。

したがって,原告らの主張では,被告国の具体的な義務内容の特定がなく,安全配慮義務違反を主張する上で必要不可欠な要件の主張を欠く というほかない。

(f) 以上によれば、原告らの被告国に安全配慮義務違反があるとの主張は 主張自体失当であるから、原告らの請求に理由がない。

ウ 被告不二越の主張

本件勤労挺身隊員らが被告不二越に就労した事実があるか否かは確認できていないが、仮に就労の事実があったとすれば、被告不二越が本件勤労挺身隊員らの被告不二越における就労に関し、安全に配慮すべき義務を負っていたことについては特に争わないが、原告らが主張する安全配慮義務は、賃金支払義務までも包含しており、いわゆる労働契約上の安全配慮義務の内容としては広きに失する。また、当時、使用者に対し、空襲の危険が予測される場合に従業員らを適宜安全な場所に疎開させるなどして安全を確保する義務があったとはいえない。そもそも、被告不二越は、当時、戦時下の日本の生活環境、食事事情、衛生状態等に照らして、被告不二越で就労する者らの安全に関し、相当な配慮をしていたのであるから、安全配慮義務違反の事実はないし、当時、被告不二越において朝鮮人労働者を監禁したり、強削労働させたり、特に差別して過酷な労働条件下に置いたりした事実はない。

(4) 原告らの損害 (争点(4)) について

ア 原告らの主張

(7) 質金相当損害金

本件勤労挺身隊員らは、本件工場において就労したにもかかわらず、被告らによる共同不法行為、国際違法行為、強制労働条約14条違反、安全配慮義務違反により、賃金を得られず、賃金相当額の損害を被った。本件勤労挺身隊員らが本件工場において就労した当時の日本人従業員の日額賃金は、男性はおよそ2円、女性はおよそ1円であるところ、本件勤労挺身隊員らは、ほぼ毎日労働を強制されたから、本件勤労挺身隊員らの1か月当たりの賃金相当損害金は、男性はおよそ60円、女性はおよそ30円となる。これに本件勤労挺身隊員らが労働を強制された期間を乗じると、各本件勤労挺身隊員らの賃金相当損害金は、別紙2階求金

額一覧表の賃金相当損害金欄記載のとおりとなる。

(1) 慰謝料

本件勤労挺身隊員らは、被告らによる共同不法行為、国際違法行為、 安全配慮義務違反により、筆舌に尽くし難い精神的苦痛を被った。すな わち、本件勤労挺身隊員らは、強制連行・強制労働の被害を受けたのみ ならず、帰国後も勤労挺身隊と慰安婦とを同一視する韓国社会において、 勤労挺身隊に参加した過去を隠さねばならず、又は夫や家族に発覚して、 慰安婦であったと誤解されるなど精神的苦痛を抱えたまま困難な生活を 強いられたのであるから、その苦痛を慰謝するには、少なくとも各自金 500万円以上が必要である。

(ウ) 謝罪要求

本件勤労挺身隊員らは、被告らによる共同不法行為及び国際違法行為 により、人格権を侵害され、金銭賠償のみでは回復し難い被害を受けた ものであるから、被告らによる公式の謝罪によって、本件勤労挺身隊員 らが欺罔されて日本に連行された上、過酷な労働を強いられた被害者で あることを明らかにして、その名誉を回復することが不可欠である。

イ 被告国の主張

争う。

ウ 被告不二越の主張

(7) 賃金額

本件勤労挺身隊員らと年齢及び入社時期が同様の者の入社当時の賃金 日額は、昭和19年から昭和20年当時、昭和5年生まれの女性で76 銭、昭和6年生まれの女性で71銭、男性で143銭から176銭であ り、その後は経験に応じて個人差があるが、昭和20年時点では、女性 で114銭、男性で224銭が最高額であって、原告らが主張する女性 1円、男性2円という金額ではない。

(イ) 質金の支払(弁済)

被告不二越は、勤労挺身隊員及び徴用工に対し、遅滞なく賃金を支払っており、未払賃金は存しないから、原告らの被告不二越に対する賃金相当損害金の損害賠償請求は、その前提となる根拠を欠いており、失当である。

(ウ) 弁済供託

上記供託の供託原因は、受領不能である。すなわち、上記供託当時、 日本は終戦後の混乱期であり、朝鮮もアメリカ合衆国及びソビエト連邦 の施政下に置かれた混乱の時期であって、日本と朝鮮の通信、渡航にも 支障があり、日本から朝鮮内に居住する者に賃金を送金し、これを朝鮮 内において受領することなどは極めて困難であったから、上記供託に係 る債権は事実上受領不能の状態にあった。

また、賃金債権は、従業員が営業所において労務に従事し、その代償 として賃金を請求するものであるから、暗黙の合意がなされたと認めら れる特段の事情がない限り、その支払場所は使用者の営業所であると解 するのが相当であり、原告らの主張する賃金債権の義務履行地は、被告 不二越の富山の事業所である。国民貯蓄、預金及び退職金の弁済供託と しても、国民貯蓄及び預金は、富山の事業所において、本人同意の下に 管理していたものであるから、義務履行地は、被告不二越の富山の事業 所である。仮に、上記供託に係る債権の義務履行地が沙理院の事業所等 の朝鮮半島内の場所であったとしても、被告不二越が上記供託をした当 時、朝鮮半島には日本の法務局は存しなかったのであり、判例上、義務 履行地に供託所が存在しない場合には、義務履行地以外の相当な供託所 に供託することができると解されているから、当時の状況や従前の経緯 に照らせば、富山地方法務局が上記供託をするのに相当な供託所であっ たことは明らかである。

なお、原告らは、弁済供託には供託者から債権者に対する供託の通知 (民法495条3項)が必要である旨主張するが、そもそも供託の通知 は、供託の有効要件ではないし、被告不二越は、国民貯蓄及び預金の供 託については、供託の通知を行っており、現に、原告李章、同徐章 及び同徐章は、被告不二越から通知を受けて還付手続を行っている。

(5) 時効又は除斥期間の適用の有無(争点(5)) について

ア 被告国の主張

- (7) 仮に原告らが主張する行為に民法709条以下の規定が適用されるとしても、当該行為は、本件提起より20年以上前の行為であることが明らかであるから、同法724条後段により、その損害賠償請求権は消滅している。
- (4) 原告らの主張に対する反論
 - a 民法724条後段の法的性格

民法724条後段の法的性格が除斥期間であることは、確定した判例法理であり(最高裁判所平成元年12月21日第一小法廷判決・民

集43巻12号2209頁,最高裁判所平成10年6月12日第二小 法廷判決・民集52巻4号1087頁(以下「最高裁平成10年判決」 という。)),民法724条後段の規定を時効期間と解すべきであると する原告らの主張は採用できない。

b 除斥期間の適用制限

- (a) 除斥期間の適用制限について、最高裁平成10年判決は、「不法行為の時から20年を経過する前6箇月内において右不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合において、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6箇月内に右損害賠償請求権を行使したなど特段の事情があるとき」という極めて限定された要件の下で、その効果においても、時効の停止と同様の所定の期間だけいわば除斥期間の経過を停止させるという限度で例外を認めたものであり、時効の停止に関する既存の条項(民法158条)の法意を授用できるような極めて限定的な場面を例外として認めたものである。したがって、民法724条後段の除斥期間の適用が制限されるのは、他の法文に根拠を求めることができる極めて例外的な場合に限られるというのが、最高裁平成10年判決の正当な理解であり、最高裁の確立した立場である。
- (b) 加えて、最高裁平成10年判決に照らしても、本件が除斥期間の 適用を制限すべき例外的な場合に該当しないことは明らかである。
 - ① 原告らは、「歴史的にも、原告らが来日して訴訟をおこすことは、国家間の情勢及び韓国国内の事情から、現実的には困難を極めた」などと主張する。しかし、最高裁平成10年判決は、当該不法行為に起因する心神喪失の常況によって、20年以内に損害賠償請求を提起することができない事態がもたらされたことを

「著しく正義・公平に反する」としたものであるところ,原告らが主張する個人補償請求の困難さのうち,韓国の国内事情や韓国政府の態度を問題とするものについては,被告国は何ら関与していないことは明らかであるし,また,その余の事情についても,結局,訴訟代理人の協力を得ることが困難であった,証拠資料の収集等の訴訟提起の準備が整わなかったというにすぎず,原告らの上記主張が同判決が判示するような事情に該当しないことは明らかである。

- ② また、本件において、時効の停止等のような除斥期間の適用を 制限する根拠となるものは何ら存しない。原告らは、時効の停止 に関する民法158条ないし161条の規定に相当する権利行使 を不能ないし困難ならしめる事由を全く主張せず、ただ「著しく 正義・公平の理念に反する」場合には、除斥期間の適用を一般的 に制限すべきであるなどと主張するのみであり、除斥期間の経過 が否定されるべき一定の期間も主張していない。
- ③ 以上のような原告らの主張は、時効の停止のようなその法意を 授用できる制度の存在を問題とすることなく、ただ「著しく正義 ・公平の理念に反する」場合には、除斥期間の適用を一般的に制 限すべきであるというものであり、適用を制限する根拠及びその 範囲について、最高裁平成10年判決の判示するところを大きく 逸脱し、その結果、原告らの主張によれば、極めて広範かつ無限 定に除斥期間の適用が制限されることになって、法的安定性を重 視して民法724条後段の除斥期間を設けた法意に反することは 明らかである。

イ 被告不二越の主張

(7) 時効

- a(a) 原告らは、被告不二越に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を主張するところ、仮にそのような請求権が存するとしても、遅くとも昭和20年10月(原告らの主張による帰国時)には履行期にあった。不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間は3年であるから、昭和23年10月には時効が完成し、当該請求権は消滅しているので、被告不二越は、甲事件原告らに対し、平成15年7月9日の本件口頭弁論期日において、乙事件原告に対し、平成17年11月2日の本件口頭弁論期日において、丙事件原告に対し、平成18年12月20日の本件口頭弁論期日において、丙事件原告に対し、平成18年12月20日の本件口頭弁論期日において、それぞれ上記時効を援用するとの意思表示をした。
 - (b) 原告らは、被告不二越に対し、安全配慮義務違反による債務不履行に基づく損害賠償請求権も主張するところ、債務不履行に基づく 損害賠償請求権の消滅時効期間は10年であるから、昭和33年1 0月には時効が完成し、当該請求権は消滅しているので、被告不二 越は、甲事件原告らに対し、平成15年7月9日の本件口頭弁論期 日において、乙事件原告に対し、平成17年11月2日の本件口頭 弁論期日において、丙事件原告に対し、平成17年11月2日の本件口頭 弁論期日において、丙事件原告に対し、平成18年12月20日の 本件口頭弁論期日において、それぞれ上配時効を提用するとの意思 表示をした。
- b 原告らは、被告不二越が消滅時効を援用することは信義則違反ない し権利濫用であって許されない旨主張するところ、時効の援用が信義 則に反し、権利濫用として許されない場合があるとしても、それは、 債務者の一定の行為により、債権者が時効中断の措置をとらなかった ことがやむを得ないものと評価され、ひいては、債務者の時効の援用 が道義に反し、社会的に許容されない不当な行動と認められる場合で なければならず、本件において、仮に原告らに何らかの請求権が存す

るとしても、被告不二越が、原告らに対し、時効期間満了前に債務の 履行に向けて積極的な行動又は態度を示したり、原告らの権利行使を 妨害したりした事実は全くないのであるから、被告不二越の時効提用 が権利濫用であるということはできないというべきである。

(4) 除斥期間

仮に原告らが主張する不法行為に基づく損害賠償請求権がかつて存したとしても、不法行為に基づく損害賠償請求権は、20年の除斥期間の 経過により法律上当然に消滅する。したがって、不法行為に基づく損害 賠償請求権は、昭和40年には消滅している。

ウ 原告らの主張

- (7) 民法724条後段の規定は、規定の文言、立法経過等によれば、時効について定めたものであって、除斥期間を定めたものではない。
- (4) 仮に除斥期間を定めたものであったとしても、時の経過のみをもって 被害者の権利の消滅の効果を認めることが著しく正義・公平の理念に反 する「特段の事情」がある場合は、権利の消滅の効果を認めるべきでは なく、最高裁平成10年判決もかかる「特段の事情」を限定する趣旨で はない。

これを本件についてみると、①加害行為の悪質性、②本件強制連行・ 強制労働により被告らが多大な利益を得たこと、③権利行使の妨害、④ 権利行使の困難性(歴史的にも、原告らが来日して訴訟を起こすことは、 国家間の情勢及び韓国国内の事情から、現実的には困難を極めたこと、 韓国国内における勤労挺身隊と慰安婦の混同から、被害を申告しにくい 事情があったこと)、⑤解決についての不誠実性(被告不二越は、第一 次不二越訴訟において、最高裁でその責任を認めたにもかかわらず、誠 実な対応を全くしないこと)からすれば、上配「特段の事情」が存する ことは明らかであるから、民法724条後段の適用を制限すべきであり、 時の経過のみをもって、権利の消滅の効果を認めるべきでない。

- (f) また、戦争における非人道的行為は、戦争犯罪として処罰され、戦争犯罪には時効の適用はないというのが国際法で認められた原則である。国連総会は、1968年(昭和43年)11月26日に「戦争及び人道に対する罪に対する時効不適用条約」の決議を行い(日本国は棄権、同条約は1970年(昭和45年)11月11日に発効)、その後、2005年(平成17年)12月16日には「国際人権法および国際人道法の重大な違反による犠牲者の救済・補償の権利に関する基本原則およびガイドライン」を採択した。同ガイドラインでは、国際人権法又は国際人道法の重大な違反により精神的苦痛や経済的被害を被った被害者とその家族らは、個人の尊厳と人権を尊重され人道的に扱われなければならず、行政、立法と並んで司法において、原状回復、金銭賠償、治療及び満足を含む効果的救済が図られるべきであるとされているところ、被害者の効果的救済を求められている裁判所が、国際人権法の重大な違反による被害である本件について、時効・除斥期間の適用によって、被害者の権利行使を制限することは許されない。
- (6) 本件協定2条又は本件措置法1項1号による解決(争点(6)) について ア 被告国の主張
 - (7) 仮に原告らが被告国に対して主張するような請求権が存在するとして も、以下のとおり、本件協定2条1及び3により、被告国には、これら の請求に応じる法的義務はない。
 - a 本件協定は、日韓両国間の友好関係の発展という見地から、韓国の 民生の安定、経済の発展に貢献することを目的として、日本国の財政 事情や韓国の経済開発計画のための資金の必要性をも勘案した上で、 日本国が韓国に対して、3億ドルの無償供与及び2億ドルの長期低利 の貸付けという資金供与を行うことと並行して、請求権問題を最終的

に解決することとして、昭和40年12月に締結されたものである。 韓国は、これを受けて、1966年(昭和41年)2月に、「請求権 資金の運用及び管理に関する法律」を制定し、韓国国民が持っている 1945年(昭和20年)8月15日までの日本国に対する民間請求 権は、日本からの経済協力として導入される無償供与、借款及びそれ らの使用から発生する資金から補償しなければならない旨規定し(5 条1項)、1971年(昭和46年)1月には、「対日民間請求権申 告に関する法律」を制定し、申告の対象となる対日民間請求権の範囲 と申告に係る請求権を審査する委員会の設置を定め、1974年(昭 和49年)12月には、「対日民間請求権補償に関する法律」を制定 し、具体的な補償額を定めた。

- b 本件協定2条の「財産、権利及び利益」とは、「法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利」をいうものであり、同条の「請求権」とは、これに当たらないあらゆる権利又は請求を含む概念である。本件協定2条の「請求権」について、同条3は、一律に「いかなる主張をすることもできないものとする。」と、同条1は、「請求権に関する問題」が「完全かつ最終的に解決されたこととなる。」と規定するところ、これは、「請求権」について韓国及びその国民がどのような根拠に基づいて日本国及びその国民に請求しようとも、日本国及びその国民はこれに応じる法的義務はないことを意味する。そして、判決によって確定されていない不法行為に基づく損害賠償請求権等は、上記「請求権」に含まれるから、韓国国民が日本国に対し請求しても、日本国及びその国民は、これに応じる義務はない。
- c 条約の規定が日本の裁判所において直接的に適用できるというためには、上記 4(2)イ(ウ) b のとおり、主観的要件(条約締約国が国内にお

いて直接適用を認める意思を有していること)及び客観的要件(規定内容が明確であること)が必要である。本件協定2条は、「財産、権利及び利益」については、国内法上の「措置」をとることを予定しているのに対し、「請求権」については、そのような文百を置かずに「請求権についてはいかなる主張もすることができない」と規定し、同条1で「請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されることとなる」ことが確認されている。そうすると、日韓両国は、「請求権」については、本件協定の内容を具体化する国内法を制定せずに、本件協定の規定を直接適用する意思であったことは明らかであり、また、上配各条項の文百によると、当該請求を拒絶し得る法的効果を規定したことが明白かつ確定的に認められるから、同条項については、上配要件を充足しており、その内容を具体化する国内法を待つまでもなく、日本の裁判所において直接的に適用できることは明らかである。

- d 原告らが主張する損害賠償請求権及び謝罪広告請求権なるものは、いずれも本件協定の署名の時点において、権利関係が明確でなかったものであって、法律上の根拠に基づき財産的価値が認められる実体的権利であったとはいえないから、本件協定2条1及び3の「請求権」に含まれる。そして、本件協定2条1及び3により、かかる「請求権」については、いかなる主張もすることができないものとされ、完全かつ最終的に解決されたことが確認されていることから、原告らが上記各請求権に基づく請求をしても、日本国及びその国民は、これに応ずる法的義務はない。ここで、法的義務がないというのは国内法的に消滅したという意味ではなく、韓国国民が「請求権」をどのように法的に構成して、日本国及びその国民に対して請求しても、日本国及びその国民は、これに応ずる法的義務がないという意味である。
- (4) 原告らの主張に対する反論

a 原告らは、本件協定は、日韓両国間の合意であるところ、理論的には、国家が条約によって個人の請求権を放棄できるはずがないから、本件協定2条1及び3の規定は、外交保護権の放棄をうたったものに過ぎず、個人の請求権を放棄したものではない旨主張する。

しかし、日本における法律と条約との間の国内法的効力における優劣関係に関しては、条約が法律に優位すると解されているところ、国家は、国内の立法手続により、国民の私法上の権利・義務の設定、変更、消滅を行うことが可能なのであるから、日本の国会の承認を得た条約によって国民の私法上の権利・義務の設定、変更、消滅を行うことが可能であることは当然である。また、国際社会においては、従来から、国家がその国民の他国又はその国民との間の財産及び請求権の問題を解決するために国際約束を締結することは国際法上可能として各国の実行が積み重ねられてきたという事実が存在する。仮に原告らが主張するように、本件協定2条3によっても、韓国国民の日本国及びその国民に対する請求権問題は解決されておらず、日本国及びその国民が韓国国民の「請求権」に基づく請求に応じる法的義務があると考えるのであれば、本件協定2条1に規定する「完全かつ最終的な解決」とはならないこととなって、不当である。したがって、原告らの独自の見解にすぎず、明らかに失当である。

b 原告らは、本件協定を被告国が主張するように解釈するならば、正 当な補償なく原告らの財産権を剥奪するものであって、その限度で憲 法29条1項及び3項と抵触する旨主張する。

しかしながら、本件協定による解決は、朝鮮の独立を承認すること に必然的に伴う財産及び請求権の問題を処理するために、日本国との 平和条約(昭和27年4月28日条約第5号、以下「サンフランシス コ平和条約」という。)が定めた2国間交渉による特別取極という解 決方法によって行われたものであって、現行憲法秩序の枠外にあるものというほかなく、憲法違反の問題を生じる余地はないというべきである。したがって、本件協定に憲法の適用があることを前提とする原告らの上記主張は、その前提において失当というほかない。

c 原告らは、強制労働条約等の重要な人権条約に基づく個人の請求権 は、韓国が外交保護権を行使して被告国と交渉したとしても、埋没現 象により国家請求権に吸収される関係にない旨主張する。

しかしながら、原告らが適用を主張する強制労働条約等ないしそれ ちと同旨の国際慣習法は、国家間の賠償責任を定めた規定と解するほ かなく、個人の国家に対する損害賠償請求権を定めた規定ではない。 強制労働条約等が個人の国家に対する請求権を保障したものでない以 上、原告らの上記主張は前提を欠くことが明らかであり、その余の点 を論ずるまでもなく、失当である。

イ 被告不二越の主張

仮に原告らに何らかの損害賠償請求権等が存するとしても、原告らが主 張する損害賠償請求権及び謝罪広告請求権なるものは、本件協定2条1及 び3の「請求権」に含まれ、かかる「請求権」については、いかなる主張 もすることができないものとされ、完全かつ最終的に解決されたことが確 認されている。

また、原告らが、雇用契約に基づく賃金支払請求をしているとすれば、本件協定2条1及び3の「財産、権利及び利益」に該当し、同協定を受けた本件措置法1項1号が、韓国又はその国民の日本国又はその国民に対する債権であって、本件協定2条3の「財産、権利及び利益」に該当するものは、昭和40年6月22日において原則として消滅した旨を規定しており、既に消滅している。

したがって, 原告らが主張する損害賠償請求権等に基づく請求に, 被告

不二越が応ずる法的義務は全くない。

ウ 原告らの主張

(7) 本件協定は、日韓両国間の合意であり、両国の国家間の関係を規定しているに過ぎず、理論的には、本件協定の中で、国家が条約によって個人の請求権を放棄できるはずはない。

サンフランシスコ平和条約締結から本件協定締結に至るまでの歴史的 経緯やサンフランシスコ平和条約におけるいわゆる請求権放棄条項で は、端的に請求権を放棄すると読める文章になっているのに対し、本件 協定では、そのような文章にはなっておらず、両者は明らかに規定の仕 方が異なっていることからすると、本件協定締結の際の立法者(日本国 政府)の意思は、本件協定2条1及び3における「個人の権利を放棄す る」旨のいわゆる請求権放棄条項は、外交保護権の放棄をうたったもの に過ぎないという見解に依拠していたことは明らかであり、本件協定に おける上記条項は、外交保護権の放棄をうたったものに過ぎず、個人の 請求権を放棄したものではない。

なお、宮沢喜一総理大臣の平成4年1月における訪韓時の談話や柳井 俊二外務省条約局長の平成3年8月17日及び平成4年2月26日にお ける国会答弁は、上記条項が個人の請求権を放棄したものではないこと を示しており、その後、被告国は、政策的意図によって、恣意的にその 解釈を変更したものというべきである。

- (4) 原告らが主張する損害賠償請求権は、憲法29条1項の「財産権」に 含まれることは明らかであるところ、本件協定によりかかる個人の請求 権が消滅するのであれば、本件協定及び本件措置法は、正当な補償なく 原告らの財産権を剥奪するものであるから、その限度で憲法29条1項 及び3項に違反する。
- (ウ) 仮に、本件協定が外交保護権のみを放棄する趣旨ではないとしても、

人権条約である強制労働条約に基づく個人の請求権は、韓国が外交保護権を行使して被告国と交渉したとしても、埋没現象により国家請求権に 吸収される関係にはない以上、何らの影響を受けることはない。

(1) また、国連人権小委員会は、1999年(平成11年)8月26日、「武力紛争下の組織的強姦、性奴隷および奴隷類似慣行」に関する決議1996/16を採択して、武力紛争下の組織的強姦等の性暴力被害者については、平和条約等によって個人の保障を受ける権利は消滅しないことを明らかにし、アメリカ法律家協会が作成した第3リステイトメント第702節のコメントnは、国際法上の強行規範(ユス・コーゲンス)に違反する国際合意は無効であると明貫している。強制労働条約は、単なる国際人権条約ではなく、強制労働の禁止という国際法上のユス・コーゲンスに関する規程である以上、本件協定等によって、本件勤労挺身隊員らが有する被告らによるユス・コーゲンス違反行為に対する損害賠償請求権が消滅することはない。

第3 当裁判所の判断

- 1 原告報 は、平成15年4月1日に本件訴えを提起しているけれども、一件記録によれば、同人は、同年2月2日に死亡していることが明らかであって、上記訴えは、当事者能力のない者により提起されたものであるから、不適法である。
- 2 本件勤労挺身隊員ら各自の事情については、次のとおり認められる。
 - (1) 原告李 賞 (以下, (1)において, 原告というときは, 原告李 賞のことを いう。)

前記前提となる事実, 証拠 (甲B1の1及び2, 1の3の1及び2, 1の4, 乙4の1及び11, 乙5の1, 2及び12, 乙36, 原告本人) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア家族関係及び経歴

原告は、1932年(昭和7年)1月10日、ソウル市(当時は京城市)で出生し、その後、木村 と創氏改名させられた。原告の父は、多数の従業員を雇い、大規模な工事を行う土木会社を経営しており、家庭は裕福であった。原告の両親は、原告が小学校2年生の時まで会社の都合で各地を移動しており、原告は、ソウル市内の自宅において、兄、弟、妹と母方の伯母夫婦と生活していた。原告の母は、原告が小学校4年生の時に病死し、父が再婚したため、以後は継母との生活であったが、原告は、継母とも仲がよかった。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、1944年(昭和19年)ころ、奨忠国民学校高等科1年生に 在学していたところ、親友の父親でもあった当時の担任の朝鮮人教師から 勤労挺身隊への勧誘を受けた。担任は、校長から、模範として同人の娘と その親友である原告を勤労挺身隊へ勧誘するようにとの指示を受けていた ものである。

原告は、当時、実母がかつて小学校教師であったこともあり、上級学校に進んで将来は教師になることを夢見ていたが、女学校の受験に失敗して国民学校の高等科に進学したばかりであり、上級学校へ進学することを強く希望していた。また、原告は、国民学校で受けた教育によって、日本は良い国であり、日本への忠誠を尽くすことが自分たちの運命であるように認識していた。

原告は、担任と校長から、「2年間不二越に行けば、高等科を卒業したのと同じ扱いにして、帰国後、女学校に行けるようにしてあげる。」、「ボタンを付ける簡単な作業だけしかしないから、日本に行ってくれ。日本に行くと、花嫁修行もできるし、勉強や詩や生け花も教えてくれる。」などと言われて、勤労挺身隊に参加するよう勧められ、留学するのと似たようなものだという認識しか持たないまま、勤労挺身隊への参加を承諾した。

原告が、継母に対し、勤労挺身隊へ参加することを話したところ、原告の父は、大変な剣幕で怒り、校長に対し、勤労挺身隊への参加は許さないと抗議したが、その後も、校長は、原告を呼び出して、「約束したことだし、友達も行くから挺身隊に行きなさい。お父さんも後でよくしたと思うから行ってこい。」と強く勧誘し、最終的に父も黙認したため、原告は、勤労挺身隊に参加することになった。同じ学校からは、小学校6年生が2人、高等科1年生が原告を含めて2人、高等科2年生が2人、参加することになった。

原告は、1944年(昭和19年)7月2日、他の勤労挺身隊参加者と 共にソウル市役所前に集合した。ソウルから約150名、仁川から約50 名が集合した。駅では、軍隊が、原告らを乗せた汽車と見送りの家族との 間を隔てていた。原告らは、ソウルから汽車に乗り、釜山から船で下関に、 下関から汽車で富山に到着した。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越に到着後、約40日間、行進等の軍隊式の訓練を受けた。その後、原告は、精器4課に所属し、最初は飛行機の部品をグラインダーで削るミーリングの仕事をしていたが、日本人の高等女学校出身者が動員されるようになってからは、研磨の仕事に変わった。当時12歳の原告にとって、大型でかつ動力を各機械に伝えるベルトが高速で回転する機械での作業は、大きな恐怖感を伴うものであった。旋盤で切った鋼材をミーリングの機械に固定するためにボルトを締めるのには非常に力が必要であり、特に手がかじかむ冬にはうまく締めることができず、バランスを励して倒れ腰を打つことも何度かあった。また、原告は、ミーリングの機械で作業をするには背が低かったため、足の下に台をおいて作業していた。本体工程においては、赤珠、春珠と呼ばれる昼夜2交代制がとられてお

本件工場においては、赤番、青番と呼ばれる昼夜2交代制がとられており、原告は、赤番に所属し、1週間ごとに日勤と夜勤を繰り返した。日勤

の時は、午前4時30分ころに起床し、午前5時ころに工場に向けて出発し、途中で食堂に寄って食事を取り、午後6時ころから午後7時ころまで働いた。夜勤の時は、午後5時ころに出勤し、未明まで働いた。機械を休ませないために、日勤と夜勤とは12時間交代で作業に当たった。

原告は、賃金を支給されたことはない。原告が、寮の舎監に対し、賃金 について質問したところ、「銀行に預金しておくから家に帰る時に月給と してまとめて渡す。」という説明を受けた。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、第12愛国寮で生活した。

食事は、朝が安飯1腕、みそ汁1杯とたくあん2切れ、昼が三角パンか 握り飯であり、他の部屋の者に朝食を盗み食いされても代わりの食事は与 えられなかった。原告は、いつも空腹で、月に一度、実家から送ってもら う安粉、干し餅、豆によって空腹を満たしている状態であった。

原告は、寝具としては布団1枚を与えられたのみで、冬は寒く、2人で 布団を共有するなどして寒さをしのいだ。夏は暑く、シラミ、ノミ、ダニ のためなかなか寝付けない状態であった。入浴した記憶はなく、洗面所で 体や顔を手ぬぐいで拭く程度のことしかできなかった。

原告は、友人同士では朝鮮に帰りたいという話をしていたが、寮の舎監には怖くて帰りたいとは言えなかった。また、原告は、舎監から友人らの動静や会話内容を監視して報告するよう指示された。寮や本件工場では、ハングルは使用できず、日本語を使用していた。また、手紙は、寮の欝堂に集まって書いていた。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)7月、被告不二越が沙里院に工場を 建設するということで、同時期に被告不二越に来た約200人の勤労挺身 隊員らと船と汽車で沙里院に連れて来られて、そこで簡単な所持品だけ持 って1か月だけ帰宅するよう指示されたため、自宅に帰り、待機していた ところ、そのまま終戦を迎えた。

原告は、1949年(昭和24年)に結婚したが、夫には、1979年 (昭和54年)に夫が死亡するまで、勤労挺身隊として被告不二越で働い たことを話すことができず、長男には、2002年(平成14年)ころ、 本件訴訟の提起が決まり、来日する前に初めて話をした。

被告不二越は、1947年(昭和22年)8月30日,原告を被供託者として、退職慰労金不足額として2円84銭,国民貯蓄として46円41銭,預金として283円28銭,合計332円5、3銭を富山司法事務局(当時)に供託した。また、被告不二越が1947年(昭和22年)ころから1948年(昭和23年)ころに作成した供託金還付請求者名簿には原告の名前がある。

なお,原告の厚生年金保険被保険者期間は,1944年(昭和19年) 10月1日から1945年(昭和20年)8月31日とされている。

(2) 原告朴■淑 (以下, (2)において, 原告というときは, 原告朴■淑のことをいう。)

前記前提となる事実,証拠(甲B2の1ないし3,乙4の1及び9,乙5の1,2及び10)及び弁論の全趣旨によれば,以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1925年(大正14年)4月7日、ソウル市(当時は京城市)で出生し、その後、竹山と創氏改名させられた。原告は、1944年(昭和19年)当時は、既に攻玉女学校を卒業し、三越デパートに勤めており、ソウル市のいとこの家に住んでいた。原告の父は、原告が14歳の時に亡くなっていたため、原告の家族は、母、京城市庁に勤めていた兄と姉の3人であった。家計は、豊かな方ではなかったが、苦しいということもなく、経済的には普通の生活を送っていた。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、1944年(昭和19年)のある日、勤労挺身隊員を募集する旨の新聞記事を見た。原告は、新聞記事を読んで、勤労挺身隊に参加すると富山の被告不二越の工場で働くことが分かったが、その記事では、賃金が1か月70円とされており、当時の原告の賃金の約2倍という極めて高額の賃金であったため、勤労挺身隊への参加を考えるようになった。原告が兄に相談したところ、兄は、エトウという名前の原告ら家族のことをよく知る学校の教師に相談した。エトウは、兄に「安心して日本に行けばいい。内鮮一体であり、日本人と韓国人は一緒だ。日本人を信じて。」と言った。兄は、エトウの勧めによって、原告の勤労挺身隊への参加を決めてきた。原告も兄も、エトウの言葉を信じて疑わず、何の不安もなく、今より高い賃金が支払われるということで勤労挺身隊へ参加することにしたものである。原告の母も、兄が賛成していたので、特に反対しなかった。

原告は、1944年(昭和19年)7月2日、他の勤労挺身隊参加者と 共にソウル市役所に集合した。ソウルなどから、約200人が集合した。 被告不二越の職員が引率者として来ていた。原告の家族は、ソウル駅まで 見送りに来たが、別れの際は、泣きながら、「さようなら、行ってらっし やい。」と言っていた。原告らは、ソウルから汽車に乗り、釜山へ行き、 そこから日本に渡った。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越に到着後、行進等の軍隊式の訓練を受けた。その後、 原告は、精器4課に所属し、六尺旋盤で鉄を削ったり、機械に鉄を入れて 切ったりという作業に従事した。原告は、女子が旋盤を使用して作業する とは思っていなかったので、最初はとまどったが、頑張って働いた。

本件工場においては、赤番、青番と呼ばれる昼夜2交代制がとられていたところ、毎日、交代時間の後2時間くらいは残業があったが、原告は、

その分残業代が増えるのだと思って仕事に励んだ。朝は午前5時ころから 午前6時ころに起きて、夜は午後9時ころに寝るという生活だった。

原告は、賃金は1か月70円で、さらに残業した時間に応じて残業代が 支払われるものと思っていたが、被告不二越にいる間は、お金を使うこと もなく帰国時に賃金をもらえばよいと思っていたので、被告不二越の職員 に対し、賃金について質問したり、賃金の支払を請求したりしたことはな かった。帰国する際にも、賃金を支給されることはなかったが、原告は、 戦争中なので、帰国した後に支払ってもらえるものだと思っていた。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、第12愛国寮で生活した。寮は、本件工場から徒歩で10分くらいの距離にあり、工場へ行く時には班ごとに行進した。既を歌いながら行進したこともあった。原告は、班長をしていたため、約50人の勤労挺身隊員らを引率した。寮からの外出は制限されており、原告は、第三次勤労挺身隊を函館まで迎えに行った時、勤労挺身隊員が入院して亡くなった際に病院まで迎えに行った時、その勤労挺身隊員のお葬式に参列した時の他は、外出したことはなかった。

寮の部屋は、1部屋8畳ほどの広さで、2部屋16畳に20人が生活を していた。寮の部屋には、ストーブや火鉢等の暖房設備はなく、与えられ た布団も人絹製の体がやっと隠れるくらいの掛け布団1枚であったため、 原告は冬の就寝時にはとても寒い思いをした。

食事は、三角パンだった。三角パンは、食パンを斜めにカットしたくらいの大きさのものを2つくらいしかもらえず、その他に汁物が出たこともあったが、食事の量が少なかったため、原告はいつも空腹であった。

原告は、被告不二越から生理用品を十分支給されなかったため、家から 持っていった生地を使っていた。入浴もできたが、どのような入浴施設に どれくらいの頻度で入ったかは覚えていない。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)7月、被告不二越が沙里院に工場を 建設するということで、清津を経て沙里院まで連れて来られ、そこで自宅 待機を指示されたため、帰宅した。原告は、日本から沙里院へ自分の荷物 を送ったが、その荷物を受け取ることはできなかった。

その後、原告は、市役所で働くことになり、結婚するまで市役所に勤務 していた。

被告不二越は、1947年(昭和22年)8月30日、原告を被供託者 として、退職慰労金不足額として2円84銭、国民貯蓄として63円56 銭、預金として281円41銭、合計347円81銭を富山司法事務局(当 時)に供託した。

なお、原告の厚生年金保険被保険者期間は、1944年(昭和19年) 10月1日から1945年(昭和20年)8月31日とされている。

(3) 原告張 (以下、(3)において、原告というときは、原告張 のことを いう。)

前記前提となる事実, 証拠 (甲B3の1ないし3, 乙4の1及び10, 乙5の1, 2及び11)及び弁論の全趣旨によれば,以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1930年(昭和5年)6月29日、ソウル市(当時は京城市)で出生し、その後、長田 と創氏改名させられた。原告は、1944年(昭和19年)当時、父母、弟、妹の家族5人で生活していた。原告の父は、従業員2人を使用して製粉所を経営しており、家庭は豊かな方であり、原告は、白米を食べ、毎月小遣いをもらっていた。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、1944年(昭和19年)、蓬莱公立国民学校高等科1年生に 在学していたところ、ある日、同学年の約350人全員が学校の講堂に集 められ、生け花やミシンの練習、勉強の様子のほか、男性がミーリングや 旋盤等で作業をしている様子が写ったニュース映画を見せられた。映画が 終わった後、クラスに戻ると、担任の吉田 という日本人教師から、

「映画のとおりだから勤労挺身隊に行きなさい。」,「日本に行けば勉強させてくれる。日本は良い国だ。留学することと同じだ。」などと言われて, 勤労挺身隊への参加を勧められた。

原告は、担任から言われた言葉を信じて、勤労挺身隊への参加に応じたが、両親に話をすると猛反対された。しかし、原告が「日本に行って勉強して立派になって戻ってきたい。」と言って泣いて、食事もとらないで頼んだため、両親もそれ以上は反対しなかった。同じ学校からは、原告1、人が参加した。

原告は、1944年(昭和19年)7月、他の勤労挺身隊参加者と共に ソウル市役所前に集合した。ソウルから約150人、仁川から約50人が 集合した。駅では、馬に乗ったり、サーベルを付けたりした警察官ら軍隊 が、原告らを乗せた汽車と見送りの家族との間を隔てていた。原告は、両 親と別れる時は寂しくて行きたくなくなったので、「私もう行かない。」 と言って泣いたが、警察官がいたので帰ることはできなかった。

ウ 被告不二越での仕事

被告不二越に到着して最初の1週間は、全く仕事もなく、食事の時にはりんごも出たので、原告は、安心して、家族宛てに何も心配しなくていい旨の手紙を書いた。しかし、その後、行進等の軍隊式の訓練が始まると、原告は、食事をほとんど取ることなく、「お父さんに会いたい、お母さんにも会いたい。」、「家に帰りたい。」と言って泣いていたが、寮のイケダという日本人教師から、食事をよく食べて元気で待っていれば帰してくれると言われたため、その音葉に従うことにした。

原告は、精器4課に所属し、ミーリングを使用して鉄を切る作業を担当

した。原告は、ミーリングの機械で作業をするには背が低かったため、足の下に台を置いて作業していた。仕事は流れ作業で、自分のところで仕事をためると他の人にも迷惑がかかるので一生懸命働いた。なお、本件工場内では、伍長と呼ばれる日本人男性が監視のために巡回しており、居眠りをすると伍長から厳しく叱りつけられた。

本件工場においては、赤番、脊番と呼ばれる昼夜2交代制がとられており、1週間毎に日勤と夜勤を繰り返した。勤務時間は、12歳から14歳までの者は10時間、15歳以上の者は12時間となっていて、原告は、日勤の時は、午前6時ころ起床し、午前7時ころから午前8時ころ出勤し、午前8時ころから午後6時過ぎまで働き、夜勤の時は、午後7時ころから午前7時ころまで働いた。原告は、朝鮮にいる時は午後8時30分ころに就寝する生活をしていたため、夜勤の時は眠たくて仕方なく、夜食の三角パンを食べるために休憩したときなど、ストーブの前で居眠りしてしまうことがあった。日勤の時でも仕事が終わると疲れ果て、布団を敷くとすぐ寝てしまう状態だったが、夜勤明けの時は、疲れて朝食さえも食べることができないことがあった。

原告は、冬の夜勤中、ミーリングの機械の歯車が過熱しないように水をかける作業をしつつ、眠気覚ましに近くにいた日本人女性と話をしている時に、左手が歯車に巻き込まれ、まるでするめのように手が平たくなってしまったことがあった。事故に遭ったのは午前0時ころで、午前0時ころから午前1時ころにかけて医務室で傷口に赤チンを塗り、左手を布でつるだけの簡単な治療を受け、そのまま仕事をさせられた。翌朝には左手は大きく腫れ上がっていたが、それでも病院には行かせてもらえず、左手を布でつった状態で、1日も休まずに働かされた。原告は、この怪我のため、現在でも左手を叩くと痛みを感じることがある。なお、この怪我の際も、原告は、数師に朝鮮に帰してくれるように頼んだが、1人では帰ることは

できないなどとして帰してもらうことはできなかった。

社員手帳には、毎月の賃金が記載されており、朝食8銭、昼食10銭、 夕食12銭の1日合計30銭が食費として引かれていた。また、寮の日本 人教師に、友人と「おなかが空いたので少しお金をくれ。」と言った時に は、「あんた達がなんのお金を欲しいの。」、「銀行に貯金したから心配し なくていい、家に帰るときにみんなやる。」などと言われ、お金はもらえ なかった。また、原告は、被告不二越において、生け花やミシンの稽古を 1、2度受けたことがあったが、勉強をする機会は全くなかった。

ェ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、第12愛国寮で生活した。寮は本件工場から徒歩で10分くらいの距離にあり、寮には全部で300人から350人が入寮していた。寮には、小隊長、寮長等3、4人の日本人教師がいて、勤労挺身隊員の動静を監視しており、病院に行くときなど許可された場合でない限り、外出はできなかった。

朝の起床は、日勤時は午前6時ころであり、「起床!」というかけ声で起床した後、掃除、点呼があって、部屋の前で各部屋の長が「何号室何名、事故なし。異常なし。」という報告をし、夜も点呼をしてから、「消灯!」のかけ声で一斉に寝ていた。また、工場と寮の往復の際は行進をしなければならず、「歩調とれ!」と言われたら、「1、2!」「3、4!」とかけ声をかけながら行進した。冬には靴下もなしに、下駄を履いて行進した。また、小隊長が、「何名出勤します。」「異常なし。」と報告してから出発し、帰ってきた時には「行って参りました。」という報告をしていた。

食事は、朝食が少しのご飯、みそ汁、たくあん又はらっきょうで、昼食にも最初はご飯が出たが、後に三角パンになった。最初の1週間は朝食時にリンゴ1切れが出たが、以後リンゴは出ることがなかった。原告は、あまりに食事が足りないので、月に2、3度、餅や豆を自宅から送ってもら

っており、食べ物を送ってもらった時には、食べ過ぎて下痢をすることも あった。原告は、自宅から送ってもらったお金で、食堂の横の売店で、歯 磨きと箸を買ったことがある。

寮の部屋は、畳1畳が1人分のスペースであり、冬はシラミ、夏はノミ がたくさん発生し、かゆくてよく眠れなかったが、消費はされなかった。

1945年 (昭和20年) 4月ころから、空襲警報が頻繁に鳴るようになり、同年5月から同年7月ころまでは、毎日のように警報が鳴り、原告 らは、低い隣の山に防空ずきんをかぶって遊難していた。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)7月、被告不二越が沙里院に工場を 建設するということで、富山の伏木港から朝鮮に船で渡り、沙里院に連れ て来られ、そこで1か月の休暇を与えられたため、自宅に帰り、そのまま 終戦を迎えた。朝鮮に渡る船には軍人が乗っており、原告らも竹で作った 浮袋を体中につけていた。連合軍の攻撃が激しかったため、船内で7日間 過ごさなければならなかったが、その間水が無いので顔や髪を洗えず、歯 も磨けずにつらい思いをした。

原告は、20歳の時に結婚したが、韓国では慰安婦と勤労挺身隊とが区別されていないため、勤労挺身隊に参加して被告不二越で働いたことは夫にも友人にも誰にも話さなかった。本件訴訟を提起するにあたり、原告は、夫と息子に勤労挺身隊に参加していたことを話すことができた。息子は、「お母さん、どうしてそんなことを恥ずかしがって話をしなかったの。」と言ってくれた。

被告不二越は、1947年(昭和22年)8月30日,原告を被供託者として、退職慰労金不足額として2円84銭,国民貯蓄として52円45銭,預金として77円51銭,合計132円80銭を富山司法事務局(当時)に供託した。

なお,原告の厚生年金保険被保険者期間は、1944年(昭和19年) 10月1日から1945年(昭和20年)8月31日とされている。

(4) 原告李 順 (以下, (4)において, 原告というときは, 原告李 順のことをいう。)

前記前提となる事実, 証拠 (甲B4の1及び2, 4の3の1及び2, 4の4, 原告本人) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1932年(昭和7年)1月5日,群山市で出生し、その後、 博田 と創氏改名させられた。原告の父は、従業員を10人程度使用する鉄工所を営んでおり、家庭は裕福であった。原告は、1944年(昭和19年)当時、両親、姉1人、弟4人、妹1人と生活していた。

原告は、群山公立パルマ尋常小学校を同年3月に卒業し、女学校の入学 試験を受験したが、不合格となり、同年4月に群山公立昭和尋常小学校の 高等科に進学した。

イ 勘労挺身隊への勧誘

原告は、1944年(昭和19年)9月から10月ころ、群山公立昭和 尋常小学校高等科1年生に在学していたところ、高等科1年生の30人と 小学校6年生の20人が学校の講堂に集められ、オサダという日本人教師 (以下「オサダ」という。)から、勤労挺身隊について、「お金も稼げる し、勉強もできる。生け花も学べる。」などとの説明を受けた後、原告と 同じか少し年上の少女たちの豊かで楽しげな工場での生活を描いた30分から40分程度の映画を見せられた。映画には、美味しそうな食事の様子 や少女たちが宿舎で楽しそうに遊んだり、生け花等の習い事をしたり、本 を読んで勉強したりしている様子が映っていた。原告は、当時、女学校に 行って勉強することを強く希望しており、映画を見て、「ああいうところ ならぜひ行ってみたいものだなあ。」と思った。一緒に映画を観た生徒の うち、30人ほどが勤労挺身隊への参加を希望した。

原告は、映画上映後しばらくして、担任教師に呼び出され、「日本に行くべきだ。」という話をされて、勤労挺身隊に参加するための書類に署名させられた。その際、勤労挺身隊に参加したら具体的にどこに行くのかという説明はなかったため、原告は、日本に到着するまで被告不二越に行くことは知らなかった。原告は、担任教師から両親の承諾書をもらってくるようにいわれたので、両親に話をしたところ、両親は、原告の勤労挺身隊への参加に反対して校長に抗議したが、校長は、原告が既に書類に署名しており、辞退はできないなどと言って、両親の抗議を取り合わなかったため、両親も諦めざるをえなかった。

原告は、1945年(昭和20年)2月ころ、他の勤労挺身隊参加者と 共に群山公立昭和尋常小学校に集合し、校長から激励の挨拶を受けた。同 じ学校からは、25人が勤労挺身隊に参加することになった。その後、群 山駅から出発して釜山へ行き、釜山から船で下関に渡り、下関から汽車で 富山まで来た。群山駅には、原告の家族ら大勢の人が見送りに来ていた。 船の上では、空襲に備えた訓練が行われた。オサダは、引率者として同行 し、原告らが帰国するまで、原告らと一緒に寮で生活していた。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越に到着後、1か月近くの間、毎日、足を高く上げて 行進する訓練を受けた。体操の訓練もあった。訓練を担当したのは日本人 の女性教師だったが、行進の時に動作を間違えると、大きな声で厳しく怒 られた。

その後,原告は,研磨課に所属し,ベアリングの輪の内輪を紙ヤスリで磨く作業に従事した。研磨課では約50人が働いていて,朝鮮からの勤労挺身隊員は約10人で,残りは日本人だった。作業は座って行うので,足は疲れなかったが,力を要する作業だったため,屑が痛くなった。また,

機械にベアリングを入れる時にベアリングを集中して見なければいけないので、目が疲れていつも充血していた。女子師範学校2年生のアオモリという日本人女性が原告らの作業班の班長であり、作業中は同女が作業を監督していたほか、日本人の工場長が巡視に回ってくることもあった。日本人学生は、休日には実家に帰っていたようで、原告は、アオモリが実家から持ってきた食べ物を分けてもらったことがあった。

勤務時間は、午前8時ころから午後7時ころまでであり、忙しい時には午後10時ころから午後11時ころまで働いたこともある。日曜日は休日であった。工場と寮との行き帰りは、徒歩で10分から20分の道のりを集団で行進した。出勤前と退社後には点呼があった。

原告は、貸金を支給されたことも、賃金についての説明を受けたことも なかった。また、原告は、被告不二越において、生け花等の習いごとを教 えてもらうことも、勉強する機会も全くなかった。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、寮で生活した。寮では、25人が1部屋で暮らし、畳1枚が1人分のスペースだった。寮には暖房設備もなく、とても寒い思いをした。寮の入り口にある管理室には、常時3、4人の教師がいて、勤労挺身隊員の動静を監視していた。原告は、団体で外出したことはあるが、無断外出は禁止されていた。原告は、家に帰りたいとずっと思っており、友人同士では帰りたいという話をよくしたが、教師には怖くて帰りたいとは言えなかった。

また、従姉の夫が、原告に面会するために寮を訪れたことがあったが、 面会は、寮の面会室で監視の日本人と一緒でしか許されず、「苦労してい るだろうが我慢しなさい。」という程度の話しかできなかった。従姉の夫 は、この時原告を逃亡させる計画だったが、監視が厳しくて断念したとの ことであった。 原告は、被告不二越滞在中に、一度寮を移った。2番目の寮にも管理室はあり、無断外出は禁止されていたが、監視は以前よりも緩く、仕事が終わってから柿の実を拾いに隠れて外出していた。また、田舎の村を訪ねて、持っていた衣服を豆等と交換してもらうこともあった。衣服と豆等を交換しているうちに、原告は着るものがなくなってしまい、研磨の作業で使う布製のヤスリを洗って布の部分を剝がして、それを干して下着にして使用していた。

食事は、朝食には小さな茶碗に入れられたご飯と汁物とおかず1品を、 昼食には昼食用に持たされた三角パン3つを食べていた。原告は、朝食の 量が少なかったため、昼食用のパンも朝食の時に食べてしまうこともあっ た。夕食には、朝食と同じものを食べていた。原告は、いつも空腹であり、 両親から送ってもらうミスカルで空腹を満たしていた。手紙は、検閲され ており、両親宛ての手紙にもお腹がすいたとは掛けず、ミスカルを送って くれと書いていた。空襲警報が鳴って畑に避難した時に、あまりに空腹の ため、畑のキュウリを食べたこともあった。

祭には暖房設備がなく、原告は、友人と布団を共有するなどして寒さを しのいでいた。また、原告は、入浴した記憶がなく、夏には水をかぶって しのいでいた。洗面所で体を洗ったこともあった。

原告は、1945年(昭和20年)5月ころ、ジフテリアにかかり、高熱が出て、髪の毛が抜けたが、寮には他にもジフテリアにかかった人が何人もいて、小さな部屋に隔離され、10日間ほどそこで生活した。また、疲れ目から目の具合が悪くなり、病院に行ったこともあった。

同年8月の数か月前から、ほとんど毎日のように、仕事中も夜も空襲警報が鳴った。空襲警報が鳴ると、防空ずきんをかぶって、リュックサックを担いで工場から徒歩で1時間ほどの距離にある田んぼに避難した。毎晩のようにそのような避難を繰り返すうちに、原告は、寝不足で作業中も居

眠りをするようになり、また、空襲が来ても気付かずに防空ずきんをかぶったまま寝ていたこともあった。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)8月15日、寮の横の運動場で終戦の放送を聞いた。原告は、ともかくほっとして、これでやっと家に帰れると思い嬉しかった。終戦後は、働かなくてもよくなったが、戦後の食料難のためさらに食料事情は悪くなり、木から落ちた柿を拾ったり、木になっている柿をとって食べたりした。原告は、同年10月、韓国に帰国した。出発時にはおにぎりを2つ支給され、それを食べながら富山から釜山まで5日間かけて渡った。原告らは、帰国時には、持ってきた衣服は全て食べ物に交換してしまっていたため、工場で支給された作業着を着ていたが、その姿は極めてみすぼらしく、そのため、釜山に到着した時には、そこにいた人から、「日本の乞食はあっちへ行け。」と旨われたほどであった。

原告は、その後、学校に復学して、群山女子中学校に試験を受けて入学した。原告は、1951年(昭和26年)に結婚したが、韓国では「挺身」という言葉自体が体を捧げるという意味に受け取られることが多く、慰安姆と勤労挺身隊が区別されていなかったため、夫には、結婚してから勤労挺身隊に参加して被告不二越で働いたことを告白した。子供には、現在も話していない。原告は、1998年(平成10年)ころ、韓国のテレビで勤労挺身隊のことが報道されており、これにより、日本に戦後補償を求める団体を知って、本件訴訟の提起に至ったものである。

なお、原告の厚生年金保険被保険者期間は、1945年(昭和20年) 3月1日から同年8月31日とされている。

(5) 朴 姫

前記前提となる事実、証拠 (甲B5の1ないし13) 及び弁論の全趣旨に よれば、以下の事実が認められる。

ア家族関係及び経歴

計画 には、1930年(昭和5年)11月30日、全州郡で出生し、その後、杉本 と創氏改名させられた。計画 にの家族は、1945年(昭和20年)当時、両親、姉1人、兄2人(計画 直と原告計画 ほ(1926年(大正15年)9月24日生))であった。計画 にの父は、以前は農業を営んでいたが、当時は働いておらず、兄の計画 直が行商の仕事をして生計を立てており、経済的には普通の生活をしていた。

計■姫は、公立全州普通小学校に通ったが、小学校4年生から卒業するまで優秀な成績を収めており、学校では、先生の教えをよく聞き、家庭でも、家族の言うことに素直に従う子供であった。

イ 勤労挺身隊への勧誘

計■姫は、1945年(昭和20年)当時、小学校を卒業して家にいたが、当時父と親しくしていた洞長から、計■姫を日本へ行かせたらどうかと言う話があった。洞長は、父に対し、「工場で仕事をする。日本に行けばお金がたくさん稼げる。安心していい。悪いことは絶対にない。」などと言ったため、父は洞長の言葉を信じて、計■姫を日本に行かせることにして、家族にもその旨説明した。父の説明に対し、家族は誰も反対しなかった。当時の朝鮮では、父が決めたことに家族が従うことは、当然のことであった。計■姫が日本に行くことに決まってしばらく後、被告不二越に行くことを洞長から知らされた。また、計■姫自身は学校を卒業していたため、勉強しに行くということではなく、働きに行くものだと考えており、賃金についても、金額は不明ながら、当然もらえるものと考えていた。

朴 姫は、1945年(昭和20年)3月ころ、他の勤労挺身隊参加者 と共に全州市に集合して、汽車で出発した。出発の際は、阿親が見送った。 村 姫は、衣服のみを持って日本へ行った。

ウ 被告不二越での仕事及び生活

朴・姫は、本件工場において、主としてベアリングの製造に従事した。 原告朴・廷は、朴・姫から、工場から何人かで出かけた時には窓兵が同行 しており、トイレに行く時まで付いてきたという話を聞いたことがある。 朴・姫は、被告不二越において、賃金を支給されたことはなかった。

エ 帰国及び帰国後の生活

計画版は、1945年(昭和20年)10月ころ、関釜連絡船に乗って帰宅した。船から降ろされたところが、自宅のある全州市から離れていたため、自宅に帰るまでも辛い思いをした。帰宅後、計画版は、家族に対しても、勤労挺身隊として被告不二越で働いたことをあまり話そうとはしなかった。計画版は、1977年(昭和52年)2月20日、死亡した。

なお、朴 姫の厚生年金保険被保険者期間は、1945年(昭和20年) 3月1日から同年8月31日とされている。

(6) 原告李 頃 (以下, (6)において, 原告というときは, 原告李 順のことをいう。)

前記前提となる事実, 証拠 (甲B6の1ないし3) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア家族関係及び経歴

原告は、1931年(昭和6年)11月20日、順天市で出生し、その後、茂松 順と創氏改名させられた。原告の家族は、祖母、父母、妹5人、弟1人の10人家族であった。原告の実母は、原告が3歳のころに亡くなり、父が再婚したため、以後は継母との生活であったが、継母も原告と仲が良く、両親から可愛がられ、兄弟姉妹同士の仲も良かった。原告の家族は、1945年(昭和20年)当時、農業を営んで暮らしており、原告も農業を手伝っていたが、経済的には普通の生活をしていた。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、1945年(昭和20年)3月ころ、住岩面国民学校を卒業する直前に、担任のススダという男性の日本人教師(以下「ススダ」という。)から、「国民学校卒業後は、富山の被告不二越に行って働くように。」と命令口調で言われた。ススダは、極めて厳格な教師であり、原告にとっては畏怖の対象であり、ススダから命令口調で言われたため、原告は恐怖で断ることもできなかった。当時、原告の叔父も日本のどこかで働かされており、原告は、日本に連れて行かれたら生きて朝鮮に戻ることはできないと考えていたが、ススダの勧誘を断ることはできなかった。

原告が、ススダからの話を両親に伝えると、両親も、原告が日本に行く ことに反対したが、面の役人からも被告不二越に行かなければならないと 言われ、原告は、やむをえず日本に行くことになった。原告は、もはや生 きて家族のところに戻ることはないと覚悟を決めたが、日本に行く前日は 思わず泣いた。

原告は、同月ころ、面の職員と一緒にトラックに乗って順天に向かい、 順天から麗水まで行き、麗水港から船で下関に行き、下関から汽車で富山 に行った。原告のクラスからは、原告も含め4人が被告不二越に行くこと になったが、4人の内2人は途中で家族に連れ戻された。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越において、旋盤を回して、船や飛行機の部品を製造する作業に従事した。最初に、日本人女性から作業についての説明を1回受けたが、その後は周囲の人の仕事ぶりを見よう見まねで仕事を覚えた。部品の製造についてはノルマがあり、仕事が終わると、製造個数を記入しなければならず、ノルマを達成することができないと、班長から厳しく叱られた。また、原告は、日本人の大人に混じって仕事をした。

原告は、朝から夕方まで仕事をし、残業もした。休憩は、昼休みの約1 時間のみであった。原告の仕事は立ち仕事であり、仕事が終わると大変疲 れて、寮に戻って夕食を食べるとすぐに寝てしまっていた。原告は、何度 か風邪を引いたが、風邪程度では仕事を休ませてもらうことはできなかっ た。

原告は、そもそも募集時に被告不二越で働けば賃金をもらえるという話 さえなかったため、賃金を請求することを思いつきもしなかったし、実際 に賃金を支給されたこともなかった。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越においては、寮で生活した。寮には、同時期に勤労 挺身隊として動員された朝鮮人がまとめて入れられていた。常に団体行動 であり、自由な時間はほとんどなく、外出も禁止されていた。起床後は、 制服、帽子を身につけ、舎監に敬礼した後、隊列を組んで工場に行った。 門番の前を通過する時は、日本語で「行って来ます。」、「ただ今帰りまし た。」と替うことになっていた。また、寮や工場では、ハングルの使用は 禁止されており、日本語しか使用することができなかった。

食事は、朝食が麺とご飯をまぜたものが1杯であり、昼食が三角パン、 夕食がご飯とみそ汁であった。同じ内容の食事が繰り返され、量も少なか ったため、原告は、いつも空腹であった。また、原告は、寮で入浴した記 憶はなく、洗面所の水で体を洗っていた。

原告が働きだしたころには、ほとんど毎日のように空襲警報が鳴った。 空襲警報が鳴ると、水をかぶって、工場の近くの林のようなところに避難 した。避難する際に布団を持っていき、木の下で寝たこともある。なお、 原告は、防空壕等を見たことはなく、避難したこともなかった。そして、 毎日のように空襲警報が鳴る度に起こされて避難しなければならなかった ため、原告は、夜に寝ることがほとんどできず、翌日は寝不足のまま仕事 をした。

原告は、1945年(昭和20年)5月ころ、朝鮮で隣村にいた同い年

の友人である朴某に、「日本に住んでるおじさんのところに行こう。」と 誘われて寮から逃げ出したことがあるが、警察官に見とがめられ、交番に 連れて行かれて、拳骨で殴られた。その後、原告らは、寮に戻ったが、「全 羅道の恥だ。」などと同じ寮の人からも叱られた。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)8月15日の終戦後は仕事をすることはなく、同年秋ころ、富山から下関に行き、そこから船で膨水に行き、自宅に帰った。

原告は、帰宅後、両親の農業の手伝いをして暮らし、18歳になると、近くの村の人と結婚した。夫は、既に病死している。原告が結婚した後、近所に住んでいた面の事務員が「日本に送って申し訳なかった。」と謝りに来たことがあった。

なお,原告の厚生年金保険被保険者期間は,1945年(昭和20年) 4月8日から同年9月1日とされている。

(7) 原告全 (以下, (7)において, 原告というときは, 原告全 のことを いう。)

前記前提となる事実, 証拠 (甲B7の1ないし5, 乙4の1及び8, 乙5の1, 2及び9, 原告本人) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1930年(昭和5年)5月14日、馬山市で出生し、その後、松田と創氏改名させられた。原告の父は、原告が3歳の時に亡くなり、原告は、1944年(昭和19年)当時、祖父母、母、兄及び父方の叔母の5人と生活していた。原告の母は、市場で魚を売って家計を支えており、経済的には普通の生活であり、原告は、おやつを食べることもできた。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、1944年(昭和19年)2月、馬山市ソンオ国民学校6年生に在学していたところ、被告不二越の男性職員が2人やって来て、6年生の女子約150人が講堂に集められ、女性が旋盤を使用して仕事をしている様子や生け花をしている様子等が映った約1時間程度の活動写真を見せられた。その後、被告不二越の男性職員が、原告らに対し、「不二越に行けば、お金を稼ぎながら、勉強もでき、技術も身に付けることができる。生け花も習うことができる。」、「不二越までは会社の社員と先生が付き添う。」などと言って、被告不二越に働きに行くよう勧めてきた。契約期間は2年間と討ちれた。学校の教師も、原告に対し、「不二越での仕事はあなたに合っている。」などと言って、被告不二越に行くよう勧めてきた。

原告は、当時、将来自分で事業を始め、少しでも母に楽をさせたいと思っていたこともあり、勉強ができて、仕事に必要な技術も身に付けることができ、お金も稼ぐことができるという話をとても魅力的に感じ、また、国民学校で受けた皇民化教育の影響もあり、2年間日本に忠義を尽くそうと思い、勤労挺身隊に参加したいと考えるようになった。

原告が母に相談すると、母は、「どうしてわざわざ遠くに苦労しに行くのか。」と反対したので、母を説得しようとしたが、母の反対の態度は変わらなかった。また、原告の家には、当時、原告と叔母の2人の独身女性がいる状態であり、洞の役人からは「1つの家庭に2人の娘がいる場合、その内の1人は勤労挺身隊に行かせろ。」と言われていたが、原告の母は、それでも原告が被告不二越に行くことに反対し、役人に対しても、原告らを行かせないと言っていた。しかし、原告は、役人に上記のように置われていたこともあり、叔母か自分のどちらかが日本に行かなければならないのであれば、叔母の代わりに自分が行こう、母の承諾が得られないのであれば、母の知らないうちに行こうと考えて、勤労挺身隊に参加することにした。

原告は、1944年(昭和19年)4月ころ、他の勤労挺身隊参加者と 共に馬山市庁に集合した。原告と同じ国民学校からは5人が勤労挺身隊に 参加した。被告不二越までは、オオムラ先生とハラシ先生(被告不二越の 工場の担当者の女性)が引率した。馬山市庁には約50人が集合しており、 全員が女性で、14歳から20歳ぐらいまでの者であった。見送りの家族 がたくさん来ていた。歓送会の後、馬山を出発して釜山に着くと、チンジュ市から来た約50人と合流し、約100人が同じ船に乗って日本に行っ た。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越に到着後、最初の3日間ほどは生け花を教えてもらった。原告らが生け花を教えてもらっている時、寮長がたくさんの写真を撮っていた。その後、原告は、本件工場と寮との往復の際の行進の訓練を行い、本件工場で、ガワヌキと呼ばれるベアリングの内輪と外輪を組み合わせる作業に従事した。最初に日本人女性から説明を1回受けたが、その後は1人で作業をしなければならず、原告は、周囲の人に仕事ぶりを見て仕事を覚えた。ベアリングの製作についてはノルマがあったが、原告は、多く作るほど多く賃金がもらえると思って、ノルマを多く超えて製作したが、ノルマを達成できない者は、班長から叱られていた。ノルマは、大人と同じ量であった。

本件工場においては、赤番、青番と呼ばれる昼夜2交代制がとられており、1週間毎に日勤と夜勤を交代した。日勤の時は、午前6時ころ起床し、朝食後に出勤し、午前7時ころから午後6時ころまで働いた。休憩は、昼食休憩の1時間のみであった。夜勤の時は、午後6時ころから仕事が始まり、午前0時ころから午前1時ころまでの1時間が休憩時間であり、お弁当かパンを食べていた。ほとんど休憩はなく、ずっと立ちながら仕事をしていたので、寮に帰って食事をするとすぐに寝てしまう状態だった。

原告は、昼勤と夜勤の交代時に機械に油を差す時に、パイプを使って口で油を吸い込み、十分な量の油を吸い込むとパイプの口をふさいで油が元に戻らないようにしていたが、口に油を吸い込みすぎて、油を飲んでしまうことがよくあり、このため、喉を痛め、冬には咳がひどくなった。また、原告は、仕事中に母のことや故郷のことを思い出してぼんやりしてしまい、そのため、機械のベルトが外れて、左手の薬指と小指を切る怪我をしたことがある。出血がひどかったため、病院で薬指を3針縫う手術を受けた。技糸は約1週間後であったが、仕事は怪我をした翌日からしなければならず、怪我をした手に力が入らずにノルマを達成できなくなった。本件工場には暖房設備がなく、冬には寒さのために何度も風邪をひいたが、仕事を休むことはできなかった。

原告は、勧誘に来た被告不二越の職員や寮長から、賃金は2年間の契約期間が終わって、帰る時にまとめて渡すと言われていたため、賃金を支給されたことは一度もなかった。富山に来てから約3か月後に寮長から3か月分の賃金を実家に送ったと言われたことがあったが、実家に手紙を出して確認したところ、賃金は送られていないという返事が来たため、寮長に再び確認したところ、寮長は、賃金は銀行に預けてあり、2年後に必ず支払うと話を変えた。原告は、寮長を信頼していたため、寮長の話を信じ、帰国する時に賃金をもらえると思い、その後、賃金の支払を要求することはなかった。

原告は、被告不二越において、勉強する機会は全くなかった。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、寮で生活した。寮では、1部屋に7、8 人が生活していた。原告が入寮してしばらくして、脱走者が1人出て、そ の後、寮長による監視が厳しくなり、寮では常に団体行動をとるように言 われ、外出は禁止されていた。起床時、出勤時、退社時、就寝時に点呼が あった。

食事は、朝食がご飯、みそ汁、たくあんであり、昼食は初めのころは弁 当であったが、すぐに三角パンになり、夕食は朝食と同じであった。たま に夕食にニシンやワラビの漬け物が出ることがあった。原告は、食事の量 については、朝鮮で生活していた時の半分くらいのように感じており、常 に空腹であり、実家から届けられた大麦を炒って粉にしたミスカルを水に 溶かして、お腹が一杯になるまで飲んで空腹を満たしていた。母からは約 2か月に一度荷物が届けられた。

1944年(昭和19年)から1945年(昭和20年)にかけての冬には、寮の1階が埋まるほどの降雪量があったが、寮には一切暖房設備がなく、原告は、とても寒い思いをした。原告は、寝具として、敷布団と掛け布団をそれぞれ1枚ずつ与えられ、布団にくるまり寒さをしのいだが、やがて足腰に強い痛みを感じるようになり、座骨神経痛を患うきっかけとなって、現在も扇風機の風を受けることができない状態である。入浴は、1週間に1回程度であった。

1945年(昭和20年)の春ころからは頻繁に空襲警報が鳴るようになった。空襲警報が鳴ると、全員が起こされて、防空ずきんをかぶって工場の裏にある畑に避難した。防空壕に避難したことはない。避難時に畑からジャガイモを拾って、生のまま食べたこともある。また、空襲警報が鳴る度に起こされて避難したため、原告は、睡眠不足の状態で仕事をしなければならなかった。

原告は、被告不二越において、工場長や寮長から、「半島人」などと言 われて悔しい思いをした。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)7月、被告不二越が沙里院に工場を 建設するということで、沙里院に連れて来られ、そこで1か月の休暇を与 えられ、同月20日ころ、自宅に帰宅し、そのまま終戦を迎えた。持ってきた荷物は沙里院に置いてきた。家族は、原告の帰宅を事前に知らされていなかったため、最初は驚いたものの、すぐに喜び、とりわけ母は、生きて再び会うことができたことを非常に喜んだ。原告は、賃金は後でもらえるものと帰国後も信じており、被告不二越からの連絡を待っていたが、何の連絡もなかった。

その後,原告は,看護師として約1年間働き,27歳の時に結婚したが, 韓国では慰安婦と勤労挺身隊とが区別されていなかったため,勤労挺身隊 に参加して被告不二越で働いたことは誰にも話さなかった。

被告不二越は、1947年(昭和22年)8月30日、原告を被供託者として、退職慰労金不足額として2円84銭、退職積立金として3円30銭、国民貯蓄として68円82銭、預金として102円26銭、合計177円22銭を富山司法事務局(当時)に供託した。

なお,原告の厚生年金保険被保険者期間は,1944年(昭和19年) 10月1日から1945年(昭和20年)8月31日とされている。

(8) 原告徐**華** (以下, (8)において, 原告というときは, 原告徐**華** 蓮のことを いう。)

前記前提となる事実, 証拠 (甲B8の1ないし3, 乙4の1及び3, 乙5の1, 2及び4, 乙36) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1931年(昭和6年)4月1日、慶州市で出生し、その後、 遠川 と創氏改名させられた。原告は、1944年(昭和19年)当時、 祖父母、父母、兄2人、弟2人の家族9人で生活していた。原告の父は、 地主で、漢方医をしていたため、家庭は豊かであり、原告は他に姉妹がいなかったこともあり、大変可愛がられ、いわゆるお嬢様のような生活をし ていた。原告は、上級学校に進学することを希望していたが、祖父に女性 だからという理由で反対されていた。なお、原告徐 南は、原告の従姉で ある。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、1944年(昭和19年)、国民学校の担任のオオタニという 教師(以下「オオタニ」という。)から呼び出された。オオタニは、原告 に対し、「不二越へ行けば勉強ができ、生け花も教えてもらえる。」など と言って、日本に行って働くことを何度も勧めてきた。原告は、上級学校 への進学を強く希望していたため、被告不二越へ行けば勉強ができるとい うことに大変な魅力を感じ、両親に対し、被告不二越に行かせてくれるよ う泣いて懇願した。

原告は、同年5月ころ、勤労挺身隊に参加するため、衣服と食料を持って家を出て、慶州の駅から汽車に乗り、釜山から下関を経由して富山に来た。原告と勤労挺身隊員として一緒に来日した28人のうち、同じ学校の出身者は25人で、そのうち、同じクラスの者が10人いた。

ウ 被告不二越での仕事について

原告は、被告不二越に到着後、行進等の軍隊式の訓練を受けると、旋盤を使用して丸い小さな部品を製造する作業に従事した。原告の作業を指導していたのは、日本人女性であり、周囲で働いていた者の多くも日本人であった。原告は、作業中に両親や故郷のことを思い出しては泣いた。原告の勤務時間は、午前9時ころから午後5時ころまでであった。

また, 原告は, 被告不二越において, 勉強を敬えてもらう機会は全くなかった。

エ 被告不二越での生活について

原告は、被告不二越において、第12愛国寮で生活した。寮には2人の 女性の舎監がおり、朝晩の点呼を受けた。寮は、本件工場から徒歩で10 分くらいの距離にあり、「海越えて、山越えて」などと歌いながら、通動 した。

原告は、朝鮮で勧誘を受けた時には、年に1、2回は帰省できると言われていたため、舎監に帰省させてくれるよう頼んだが、帰省させてもらうことはできなかった。当時、帰省は許されると信じていた勤労挺身隊員は多く、舎監に抗議する者も多かった。

食事は、寮の外から運ばれ、寮で食べた。量が少なく、いつも取り合いをして食べていた。友人の中には舎監にばれないように外へ出て食べ物を取ってくる者もいた。

原告は、空襲警報が鳴ると、本件工場の近くにあった数名程度入ること ができる防空壕まで避難していた。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)7月、被告不二越が沙里院に工場を 建設するということで、同時期に被告不二越に動員された勤労挺身隊員ら と沙里院まで連れて来られたが、工場が完成していなかったため、自宅待 機を指示され、慶州の自宅に帰宅して、そのまま終戦を迎えた。原告は、 賃金については、沙里院に着いたら賃金を預金した預金通報を渡すという 説明を受けていたが、結局そのような預金通報を渡されることはなかった。

その後、原告は、慶州女子中学校に3年間通学し、慶州男子中学校節範科へ1年間通って教師の資格を取得し、慶州市内の小学校の教師になり、5年間勤務した後、24歳で結婚して、仕事を辞めた。韓国では勤労挺身隊と慰安婦の区別がついていないため、原告は、本件訴訟提起を決意するまで、夫に勤労挺身隊に参加したことは話せずにいた。なお、子供らには未だに話していない。

被告不二越は、1947年(昭和22年)8月30日、原告を被供託者 として、退職慰労金不足額として2円84銭、退職積立金として4円38 銭、厚生年金として18円、国民貯蓄として110円59銭、預金として80円87銭、合計216円68銭を富山司法事務局(当時)に供託した。また、被告不二越が1947年(昭和22年)ころから1948年(昭和23年)ころに作成した供託金還付請求者名簿には原告の名前がある。

なお、原告の厚生年金保険被保険者期間は、1944年(昭和19年) 10月1日から1945年(昭和20年)8月31日とされている。

(9) 林

前配前提となる事実, 証拠 (甲B9の1ないし4) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

林 は、1932年(昭和7年)3月13日、忠州市(当時は忠清北 道忠州郡)で出生した。林 の家庭は、麺類や菜種油の販売業を営んで おり、経済的には普通の生活であった。林 は、6人兄弟の4番目の子 であったが、兄2人は経済的な理由から小学校までしか行けず、林 も 小学校を卒業後は進学を希望していたものの、進学は難しい状況であった。 原告金 培は、林 の夫であり、原告金 海、同金 月、同金 寛及 び同金 徳は、林 の子である。

イ 勤労挺身隊への勧誘

林 は、1945年(昭和20年)ころ、校児小学校6年生に在学していたところ、担任の山本 という日本人教師(以下「山本」という。)から、被告不二越に働きに行けばよい待遇が受けられるなどと言われて、勤労挺身隊への参加を勧められた。林 は、山本の話を聞いて被告不二越に行きたくなり、両親に相談したが、両親は、「幼い娘がどこへ行くのか。」などと言って反対した。しかし、山本が3回も自宅を訪問して熱心に勧誘し、林 自身も被告不二越へ行くことを希望したため、両親も最後には承諾した。林永淑のクラスからは十数人が、同小学校の6年生全体

で約20人が、勤労挺身隊に参加した。林田は、卒業を待たずに来日したので、来日後、被告不二越において、小学校の卒業証書をもらった。

林 は、同年3月ころ、他の勤労挺身隊参加者と共に忠州の駅に集合して、清州に行き、そこから連絡船で日本に渡った。清州の忠清北道庁前に集合した時には、勤労挺身隊参加者は約100人おり、監視のための警察官がいた。被告不二越の職員数人のほか、校児国民学校高等科教師が勤労挺身隊参加者の引率にあたり、教師は、被告不二越到着後、林 らと一緒に働いていた。日本に渡る船中では、空襲時の避難訓練があった。

ウ 被告不二越での仕事

林 は、被告不二越に到着後、日本人女性の指導の下、数日間にわたり、行進や体操の訓練を受け、その後、ヤスリで鉄を削って飛行機の部品を作る作業に従事した。作業中は、日本人男性の班長が作業を監視していた。部品の製造については1日のノルマが決まっており、仕事が終わると製品を入れた箱を持っていって、班長の点検を受けた。勤務時間は、午前8時ころから午後5時ころまでだった。

林 は、質金を支給されたことも賃金についての説明を受けたことも 全くなかった。また、お茶や生け花等の習い事の稽古を受けたことも全く なかった。

エ 被告不二越での生活

林 は、被告不二越に到着後、寮で生活した。寮では、12人が1部屋で生活し、畳1枚が1人分のスペースであり、出勤前と退勤後食事前に班長による点呼があった。寮1階の事務所には、被告不二越の職員らしい日本人が5、6人おり、勤労挺身隊員らを監視していて、外出時には事務所に届け出て、許可状をもらわなければならず、ほとんど外出することができなかった。午前7時ころに鳴るサイレンとともに起きて、午後9時ころに鳴るサイレンに合わせて寝ていた。

食事は、朝食が弁当箱に入ったご飯、昼食はおにぎり、夕食はご飯、野菜のおかず、みそ汁のような汁物で、肉や魚のおかずはなかった。また、林 は、病気になることはなかったが、寮の同じ部屋の友人が腸チフスに罹り入院したことがあった。

林 は、1945年(昭和20年)8月15日には激しい空襲を体験 し、あまりに遠くまで逃げたために、空襲が終わってもすぐに帰ることが できず、日本人の民家に立ち寄り食べ物をもらいながら帰る途中で、終戦 を知った。

オ 帰国及び帰国後の生活

林は、1945年(昭和20年)10月、船で釜山まで行き、そこから自宅まで帰宅し、帰宅後は家業を手伝って生活した。林は、1952年(昭和27年)、19歳の時に結婚したが、結婚前は夫に勤労挺身隊に参加して被告不二越で働いたことを話さなかった。林は、原告張から本件訴訟のことを聞き、訴訟提起を決意した。林は、20年ほど前に高血圧で倒れ、以後半身不随となって、自宅で療養生活を続けていたが、その後、糖尿病を患うなどし、本件訴訟係属中である2004年(平成16年)12月5日に死亡した。

なお、林 の 厚生年金保険被保険者期間は、1945年(昭和20年) 3月1日から同年8月31日とされている。

(10) 原告朴 (以下, (10)において, 原告というときは, 原告朴 (no)において, 原告というときは, 原告・(no)において, 原告というときは, 原告・(no)において, 原告というときは, 原告・(no)において, no)において, no)において,

前記前提となる事実, 証拠(甲B10の1ないし3)及び弁論の全趣旨に よれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1922年(大正11年)1月3日、平安南道に出生し、その後、森本 一と創氏改名させられた。原告は、1944年(昭和19年)

当時,父母,兄3人,姉1人,弟1人,妹1人の家族と生活し,農業の手伝いをして生計を立てており,結婚を間近に控えた婚約者がいた。

イ 徴用

原告は、1944年(昭和19年)の秋ころ、面の班長から飲用令書を 受け取り、徴用を受けた他の者らとともに面事務所に集まり、被告不二越 まで連れて来られた。面事務所に集合したのは約150人で、全員男性で あった。徴用令書が来た時は、原告も家族も2度と会えないと思って嘆き 悲しみ、親子で別れの杯を交わした。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越に到着後、訓練所で2か月程度の訓練を受けた。昼 は行進等の軍事訓練を受け、夜はぞうきんがけや床磨きをした。原告は、 訓練終了後,本件工場にある食堂で掃除,荷物の運搬,調理補助等の仕事 に従事した。原告は、午前6時ころ起床して、食堂の清掃をし、労働者が 朝食をとった後にまた清掃して、その後ようやく朝食をとることができた。 2日に一度は,午前10時ころから午前11時ころに米が食堂に到着して, これを食堂内に搬入したが、これは、男性4人がかりで60キログラムか ら70キログラムもある米の袋を食堂内に運び入れる重労働であった。午 後0時ころに労働者の昼食が終わった後、昼食をとり、清掃をした後、リ ヤカー様の車にゴミを積み、海まで運んで捨てる作業をしたが、これも前 で1人が引いて、後ろで3人が押してやっと運ぶことができる作業であっ た。この作業が終了してから労働者に夕食をとらせるため,昼食後テーブ ルに上げた椅子を元に戻し、その後原告らも夕食をとって、掃除をし、全 ての仕事が終わるのは午後7時ころから午後8時ころであった。これらの 仕事の他にも大根の皮をむくなどの調理補助の仕事もあり、原告は慣れず に時々手を切った。昼食時間以外の休憩時間はなく、休日はなかった。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、寮で生活した。寮は、本件工場から歩いて10分くらいの距離にあり、仕事から戻ると点呼があり、外出は原則として禁止されていたが、原告は、平日に比べ、食堂を利用する人の少ない日曜日にこっそり外出することもあった。寮には暖房器具がなく、寝具は布団しかなかったため、原告は寒い思いをし、2人で体を寄せて寝たこともあったが、班長に発見されると咎められ、棒で頭を叩かれた。入浴は、月に2、3回しかできなかった。

食事は、ご飯、大根等の野菜の入ったみそ汁、たくあん程度であり、その量は、朝鮮にいた時の3分の1程度であったため、ごみ箱から残飯を拾って食べることもあった。

原告は、1945年(昭和20年)8月には激しい空襲を経験し、その時は海の中に入って避難した。原告は、空襲で感じた強い恐怖を今でも忘れることができない。

オ 帰国及び帰国後の生活

1945年(昭和20年)8月15日の終戦後は仕事がなくなり、原告は、非常用に持ってきていたお金で食べ物を買うなどして生活し、同年11月11日、自宅に帰ったが、あまりに衰弱していたため、来日前にしていた農作業の手伝いもできないほどであった。その後、原告は、婚約者と結婚したが、朝鮮戦争で妻と離ればなれになり、現在は30歳の時に再婚した妻と2人で生活している。

なお,原告の厚生年金保険被保険者期間は,1944年(昭和19年) 12月1日から1945年(昭和20年)8月30日とされている。

(11) 原告羅 (以下, (11)において, 原告というときは, 原告羅 のことをいう。)

前記前提となる事実, 証拠 (甲B11の1ないし5, 乙4の1及び5, 乙 5の1, 2及び6, 乙15の14, 原告本人) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1929年(昭和4年)3月28日、浦項市で出生し、その後、 青山 と創氏改名させられた。原告は、1944年(昭和19年)当時、 父母、兄1人、姉1人、弟3人、妹2人と生活していた。原告の父は、商 船の船長をしており、大阪港や神戸港に寄港したこともあり、家庭は豊か な方であった。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、1944年(昭和19年)3月、兄山尋常小学校を卒業したところ、その直後に日本に働きに行くようにとの小学校からの通知を受け取った。これは、小学校が、行政当局の日本に働きに行く勤労挺身隊員を集めるようにとの指示に従って、成績優秀者に対し、送ったものであった。その後、浦項の邑の事務所に原告を含む25人が集められ、説明会が実施された。説明会には、邑の安という女性職員と小学校の女性の朝鮮人敬師も来ていた。

説明会では、被告不二越の職員が、原告らに対し、被告不二越に2年間行くと、①技術を学ぶことができ、帰国してからその技術を教えることができること、②勉強も教えてもらえること、③月給が支払われること、④生け花、番道、ミシンも教えてもらえることなどを説明した。原告は、説明会での話を信じて日本に行こうと考えたところ、原告の両親は、反対したが、里長が、原告の母に対し、原告を被告不二越に行かせなければ母を慰安所に送ると脅かしたために、母は、反対できなくなった。

説明会に参加していた原告を含む25人は、同年4月末ころ、邑の事務 所に集合し、説明会にも参加していた被告不二越の職員、邑の職員、小学 校の教師に引率され、被告不二越まで連れて来られた。なお、原告らは、 朝鮮半島から被告不二越に来た最初の勤労挺身隊員であった。

ウ 被告不二越での仕事

被告不二越に到着すると、1944年(昭和19年)5月ころ、入社式があり、写真を撮影した。被告不二越に到着して4、5日は、邑の職員と小学校の教師の2人の引率者が一緒にいて、仕事はなかった。2人の引率者がいなくなった後に、仕事が始まり、原告ら25人は、熱処理部に配属され、様々な班に分けられた。原告が配属された熱処理班の班長は佐々木伍長であり、他に班員が2人いた。原告は、日本人女性から教えられて、ドリル、くぎ、ネジ類を熱したものを油につけて冷やす作業や熱処理したものをマイクロメーターで検査する作業をした。原告が担当した作業は、熱処理した部品を扱うものであり、手元が狂えば火傷をしかねない危険なものであった。

原告の勤務時間は、午前8時ころから午後6時ころまでであり、夜勤はなかったが、忙しい時は、自分の仕事が終わった後に別の班の仕事を手伝った。原告は、仕事のことで怒られたことはなかったが、他の勤労挺身隊 員が怒られて泣いているのを見たことがある。休日はなかった。

原告は、賃金を支給されたことはない。原告は、寮の舎監に対し、賃金 について質問したところ、「通帳に入れてある。」と言われたが、通帳は 見たことがない。また、原告は、被告不二越において、生け花と書道を1 回ずつ教えてもらったが、勉強する機会は全くなかった。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、第12愛国寮で生活した。寮の建物は、 比較的新しく、工場の前にあり、コンクリートの塀に囲まれていた。当初 は、朝の出勤時、守衛に対し、「行って参ります。」と言っていたが、後 に「決死増産、やりましょう。」という言葉に変わった。寮では、畳1枚 が1人分のスペースであり、8人ないし10人が1つの部屋で寝泊まりす る団体生活であった。自由に外出することはできなかった。原告は、故郷 や家族のことを思い、ホームシックになったが、手紙も検閲されていたため、家族宛ての手紙にも帰りたいとは書くことはできなかった。1945年(昭和20年)4月には、原告の父が亡くなったという電報が届いたため、原告は帰国を申し出たが、認めてもらえなかった。また、寮の舎監は、厳しい人であった。

原告は、被告不二越に来た最初のころは、それほど空腹を感じることもなかったが、その後、食事の量が減らされていき、1945年(昭和20年)ころからは、昼食は三角パンになり、夕食の量も少なくなり、いつも空腹を感じるようになった。あまりの空腹のために、食べ物を求めて外出した者もいたが、舎監から厳しく叱られていた。

寮には暖房設備はなく、冬でも敷布団と掛け布団しか与えられず、毛布 がなかったため、とても寒く、原告は、友人と布団を共有するなどして寒 さをしのいだ。

原告は、仕事中に怪我をしたことはなかったが、1944年(昭和19年)には額にできものができて、顔が膨れる病気に罹り、約1週間、不二越病院に入院したことがあった。また、同時期に勤労挺身隊に参加した者の中には、病気になって帰国した者もいた。

1945年(昭和20年)になると頻繁に空襲警報が鳴り、日中、夜間を問わず、避難袋をもち、防空ずきんをかぶって何回も避難した。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)7月ころから同年8月ころ、被告不 二越が沙里院に工場を建設するということで、清津を経て沙里院まで連れ て来られて、そこで数日間の休暇を与えられて帰宅した。この際、持って きた荷物は沙里院に置いてきた。この行程には、佐々木伍長が同行した。 原告は、自宅で終戦を迎えたが、その後、沙里院に置いてきた荷物を探す ことはできなかった。 原告は、18歳のころ、結婚したが、夫や子供にも勤労挺身隊に参加して被告不二越で働いていたことを話すことができず、当時の写真も隠していた。1999年(平成11年)になって、新聞で勤労挺身隊と慰安婦とを区別した上で勤労挺身隊の人は申告しましょうとの内容の報道がされた時に、初めて夫に話すことができた。夫は、「一緒に行った人が訴訟をやっているのなら、お前もやってみなさい。」と言ってくれた。

被告不二越は,1947年(昭和22年)8月30日,原告を被供託者として,退職慰労金不足額として2円84銭,厚生年金として21円,国民貯蓄として80円29銭,預金として181円73銭,合計285円86銭を富山司法事務局(当時)に供託した。

(12) 原告安 (以下, (12)において, 原告というときは, 原告安 のことをいう。)

前記前提となる事実, 証拠 (甲B12の1及び2, 12の3の1及び2, 12の4及び5, 乙4の1及び7, 乙5の1, 2及び8, 原告本人) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1930年(昭和5年)8月23日、馬山市で出生し、その後、安本と創氏改名させられた。原告の父は地主であり、銀行の支店長や区長も務めており、家庭は裕福であった。原告は、6人兄弟の1番下の子であり、両親から大変可愛がられた。

イ 勤労抵身隊への勧誘

原告は、1944年(昭和19年)、成湖国民学校6年生に在学していたところ、ある日、学校の体育館に男女約200人が集められ、工場での作業風景や女性が生け花をしている様子が写った映画を見せられた。原告は、映画が終わった後、担任の日本人教師から呼び出されて、校長、担任及び日本から来た男性2人から、被告不二越に行けば、「女学校で勉強が

できる。」、「お金を稼げる。」、「生け花が習える。」などと言われて、勤労挺身隊に参加することを勧められた。原告は、当時、上級学校に進学し、将来は公務員になりたいという夢があり、女学校で勉強ができるという点に特に魅力を感じて、両親に相談したところ、両親は激しく反対したが、校長らは、両親に対し、「被告不二越へ行くと本当に良い。しっかり連れて行って、しっかり連れて帰るから安心して任せて欲しい。」などと言って説得しようとした。原告が被告不二越に行くことを強く希望したため、原告の母は、最終的には承諾したが、原告の父は、最後まで反対した。

原告は、同年3月に国民学校を卒業後、同年6月ころ、他の勤労挺身隊 参加者と共に馬山市役所に集合した。馬山全体で約50人から60人が集 まり、そのうち同じ学校の出身者は、約5人か6人であった。原告は、日 本人男性2人の引率で、被告不二越まで連れて来られた。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越に到着後、3日程度、掃除の仕方、食事の配当、風呂に入る順番・時間等の説明を受け、7日程度、点呼の受け方等の訓練を受けた。その後、原告は、旋盤を用いて、飛行機のベアリングを製造する作業に従事した。具体的には、鉄の棒に予めふってある目盛りまで穴を開けて切断する作業を繰り返した。原告は、ベアリングを多く製造するほど賃金が高くなると酉われていたため、通常は1日に200個程度製造するところを、1日に200個から300個製造していた。また、原告は、背が低かったため、木の台に乗って作業をした。

本件工場においては、赤番、脊番と呼ばれる昼夜2交代制がとられており、1週間交代であった。原告の勤務時間は、日勤の時は、午前8時ころから午後6時ころまでであり、午後0時から午後1時までの昼食休憩以外の休憩時間はなかった。夜勤の時は、午後6時ころに夕食をとった後、翌日の午前8時ころまで仕事をした。

原告は、被告不二越で働き始めて約1か月が経過した時に賃金が支給されなかったため、寮の舎監に質問したところ、舎監は、「会社の方で銀行に貯めてあって、期限が終わって朝鮮に帰る時に支払う。」と回答した。原告は、舎監の言葉を信じて、その後、賃金のことを質問することはなかったが、結局賃金を支給されることはなかった。

また,原告は,勉強や生け花を教えてもらうことがなかったため,舎監に何度か質問したところ,舎監は,「分からないからもう少し待ってくれ。」という回答に終始した。原告は,生け花は何度か教えてもらえたが,女学校に通わせてもらえることはなかった。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越に到着後、寮で生活した。寮では、出勤時と退社時に点呼を受けた。原告は、他の勤労挺身隊員らと共に舎監に連れられて、一度だけ公園やデパートに行ったことはあるが、外出は原則として禁止されていた。外出したことが舎監に知られると罰を受けたが、原告は、病院へ行くなどと言って外出許可証をもらい、朝鮮から持ってきた衣服等を持って外出し、食べ物と交換したこともあった。手紙は、舎監に検閲されていたため、思うようなことを書くことができなかった。また、原告が被告不二越にいる間に父が亡くなったが、帰国することができなかった。

食事は、朝食がごはん、みそ汁、たくあんなどの漬け物、昼食が中に具が入っている三角のパン1個か、こぶし大の握り飯1個か混ぜご飯であり、 ご飯の量も少なく、原告は、絶えず空腹であった。

寮には、こたつやストーブといった暖房施設は全くなく、寝具も敷布団 1枚と毛布2枚しか与えられず、冬にはとても寒い思いをした。原告は、 友人と2人で布団を共有し抱き合って寝るなどしたが、それでも空腹と寒 さで眠れないことがしばしばあった。

原告は、1週間に1回程度、寮の中の風呂に入っていた。

1945年(昭和20年)になると頻繁に空襲警報が鳴り、日中でも、防空ずきんをかぶって何回も避難した。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)7月、被告不二越が沙里院に工場を 建設するということで、沙里院まで連れて来られ、そこで1か月の休暇を 与えられて帰宅した。この際、持ってきた荷物は、沙里院に置いてきた。 原告は、賃金の支払を請求したが、「2年間の期限が終わっていないので 出せない。」と言われ、帰宅するための汽車の切符だけ渡してもらった。 原告は、自宅で終戦を迎えた。

その後、原告は、看護師の資格をとり、病院で働いた。また、原告は、 結婚して、息子が1人いるが、勤労挺身隊に参加して被告不二越で働いた ことは、夫にも息子にも話さなかった。夫は、既に亡くなっている。

被告不二越は、1947年(昭和22年)8月30日、原告を被供託者 として、退職慰労金不足額として2円84銭、退職積立金として3円30 銭、国民貯蓄として69円83銭、預金として113円09銭、合計18 9円06銭を富山司法事務局(当時)に供託した。

なお,原告の厚生年金保険被保険者期間は,1944年(昭和19年) 10月1日から1945年(昭和20年)8月31日とされている。

(13) 原告韓 (以下, (13)において, 原告というときは, 原告韓 のことをいう。)

前記前提となる事実, 証拠(甲B13の3, 甲B24の1ないし6)及び 弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1932年(昭和7年)8月8日、ソウル市(当時は京城市)で出生し、その後、西原 と創氏改名させられた。原告の家族は、父母、兄2人、姉1人であり、そのうち1人は高等学校を卒業して、集団でドイ

ツの炭坑に働きに出ていた。原告の父は、郵便局に勤務していたが、生活 は最低限の生活ができる程度で、豊かではなかった。

原告金がは、原告の夫である。

イ 勤労挺身隊への勧誘、被告不二越での仕事

原告は、1945年(昭和20年)3月、クワンウィ国民学校を卒業する際、学校の教師から、「勤労挺身隊に行けば、お金も稼げるし、上級学校にも行ける。」などと勤労挺身隊への参加を勧められ、これに応じ、被告不二越で働いた。

ウ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)10月,船で釜山に帰国したが、ソウルまで帰る所持金がなかったので、比較的裕福な家庭で働いて現金や食事を得ながらソウルに帰った。

原告は、1953年(昭和28年)に原告金置ちと結婚したが、朝鮮戦争中であったため、婚姻届けを提出したのは、1961年(昭和36年)9月9日である。原告は、原告金置哲との間に6人の子供をもうけたが、腰痛を患い、障害等級3級に認定された。その後、原告は、糖尿病も患い、2003年(平成15年)2月2日に死亡した。

原告は、原告金 哲に対し、結婚後約2年経過した時に初めて、勤労挺身隊員として被告不二越に行ったことを話し、また、「挺身隊に行っていたことは恥ずかしいことだから周りの親戚や友達にも隠している。」と打ち明けた。原告と原告金 哲は、原告が勤労挺身隊員として被告不二越で働いたことを子供らにも秘密にしてきたが、本件訴訟の提起にあたり、原告金 哲から子供らに話をした。子供らは、原告が慰安婦だったのではないかと心配したが、原告金 哲が、「慰安婦だったら、私は結婚しなかっただろう。」と言ったため、子供らも納得した。

なお, 原告の厚生年金保険被保険者期間は, 1945年(昭和20年)

3月1日から同年8月31日とされている。

(14) 原告要 (以下、(4)において、原告というときは、原告要 のことを いう。)

前記前提となる事実, 証拠 (甲B14の1ないし3) 及び弁論の全趣旨に よれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1932年(昭和7年)3月22日、仁川市で出生し、その後、 寝本と創氏改名させられた。原告の家族は、父母、兄夫婦と原告の5 人であった。原告の父は、日本人の経営する精米所に勤務していたため、 米をもらうことができた。また、兄は会社勤めをしていたため、経済的に は普通の生活をしていた。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、1945年(昭和20年)1月、仁川ヨンファ国民学校5年生に在学していたところ、担任の日本名をタムラという韓国人の女性教師から他の生徒何人かと一緒に呼び出されて、「日本に働きに行きなさい。」と言われた。しかし、誰も応じる者がいなかったため、タムラは、くじを作り、原告らにこれを引かせ、原告を含めてくじに当たった4人に対して日本に行くよう強く善った。

原告は、両親に日本に行くよう言われていることを話したところ、両親を含め家族全員がこれに激しく反対した。原告の母は、「日本へ行っても言葉も通じないのに。」と言って心配した。原告は、家族にも反対され、原告自身も行きたくなかったため、タムラに「行きません。」と言ったところ、タムラから、「くじに当たったのに何故そんなことを言うの。」と言われたため、抵抗することができなかった。原告が家族に「くじに当たったので日本に行きます。」と言うと、家族は、さらに反対をした。その後、原告の両親は、学校に対し、「幼いので行かせることはできない。」

などと抗議したが、学校がこれを受け付けなかったため、原告の両親もそれ以上反対することが出来なかった。結局、原告と同じクラスから原告を含めて2人が、他のクラスから2人が、勤労挺身隊に参加することになった。タムラから仕事内容について説明はなかった。

原告は、同年3月1日、他の勤労挺身隊参加者と共に仁川市役所に集合した。このとき集合したのは50人弱程度であった。原告の家族も他の子供の家族も見送りに来ていた。その後、ソウルから来た約200人と合流して、汽車で釜山へ行き、釜山から船で下関へ、下関から汽車で富山まで連れて来られた。富山に到着した時には蟹がまだ多く残っていた。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越に到着後、1か月ないし1か月半くらいの間、昼間 は運動場で「気をつけ。」、「前へ進め。」、「休め。」という軍隊式の訓練を 受けた。また、被告不二越の社歌や十訓を暗記させられた。

その後、原告は、身分証明書を支給され、本件工場において、旋盤を使用して金属を削る外輪の製型加工と呼ばれる作業に従事した。作業方法は、 男性工員の仕事ぶりを見てそれをまねて覚えた。原告は何を製造している のか分からなかったが、飛行機の部品を製造しているという説明を受けて いた。作業中に鉄屑で手や顔に傷ができた。

原告の勤務時間は、午前8時ころから午後5時ころまでであり、朝は、 午前7時ころに起床し、朝食後、10人程度ずつの列をつくり、「行って 参ります。」と言い、「君が代」を歌いながら出勤した。午後0時ころに 寮に戻って昼食を取り、また工場に戻って仕事をした。

原告は、賃金を支給されたことも、賃金についての説明を受けたこともなく、賃金を預金したという通帳を見せられたこともない。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、本件工場の敷地内にあった第13愛国寮

で生活した。第13受国寮は、平屋建ての木造の大きい建物であった。第13受国寮の舎監は林先生、全体の責任者はモモノ隊長であり、いずれも日本人であった。原告らの生活は、舎監らによって監視されており、外出も自由にはできなかった。原告は、家族と日本語で手紙のやりとりをしていたが、手紙は一度舎監に渡して、そこから発信されていた。原告は、帰りたいと何度も思ったが、現金もなく、自分が今どこにいるかさえ分からない状態で、帰国を申し出ることはできず、脱走して捕まった時の罰を考えると恐怖で逃げ出すこともできなかった。原告らは、帰りたい気持ちを替え歌にして歌っていた。

食事は、毎食青海苔の入った汁物が出されたが、原告の口には合わなかった。朝食はこの汁物とご飯、昼食はこの汁物と青海苔のついたおにぎりが出されたが、量は十分でなかった。原告は、自宅からミスカルというはったい粉のような物を送ってもらい、腹の足しにしていた。

寮には、ストーブなどの暖房器具もなく、与えられた布団は、冬でも敷 布団と薄い掛け布団1枚であり、2人で布団を共有するなどして寒さをし のいだ。原告は、入浴した記憶がなく、洗面所で体を洗っていた。

原告は、被告不二越にいる間に、高熱を患い、立っているのもやっとという状態になり、舎監に病院には連れて行かれたが、入院させられることはなく、仕事も休めなかった。勤労挺身隊員の中には、腸チフスに罹って 死亡した者もいた。

1945年(昭和20年)4月ころから、昼夜を問わず、1日に何度も 空襲警報が鳴り、原告は、その度に本件工場の外にある2階建ての小さい 建物に避難していた。間に合わない時は近くの木の下に避難した。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)8月15日、被告不二越の職員から ラジオを聴くよう言われ、玉音放送を聴いた。終戦後は仕事はなくなった。 被告不二越の職員は、同年10月には帰国させると言っていたが、実際に 帰国したのは同年11月ころであった。下関から釜山を経由して帰国した。

原告は、帰国後、疥癬になり、療養生活を送った後、夜間学校に通い、 20歳で看護師となり、23歳で結婚したが、結婚する際には、夫に勤労 挺身隊員として被告不二越で働いたことは話さなかった。原告は、最近に なって、夫や子供らに対し、勤労挺身隊として被告不二越で働いたことを 話したところ、夫は、「(原告が) 勤労挺身隊に行ったことを結婚する時 に聞いていたら結婚しなかった。」と言っていた。

なお,原告の厚生年金保険被保険者期間は,1945年(昭和20年) 3月1日から同年8月31日とされている。

(15) 原告成 (以下, (15)において, 原告というときは, 原告成 のことをいう。)

前記前提となる事実, 証拠 (甲B15の1ないし4) 及び弁論の全趣旨に よれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1930年(昭和5年)5月15日、木浦市に出生し、その後、 成田 と創氏改名させられた。原告の家族は、小作農家の両親と3人の 兄姉であり、家はとても貧しく、食事も白米を食べることはあまりなく、 いつも皮飯を食べていた。原告の家族は、原告が勤労挺身隊への勧誘を受 ける少し前ころに、木浦市から光州市に引っ越した。

原告の兄らは、学校に行かせてもらえたが、原告は、経済的な理由に加え、女性ということもあって、小学校にも行かせてもらえず、同じ年頃で学校に行っている友達から日本語やひらがな、カタカナを教わっていた。原告は、熱心に勉強したため、今でも日本語を話すことができる。光州の家は、瑞石国民学校のすぐ裏にあったため、原告は、よく学校に行っては同じ年頃の子供らと一緒に遊んでいた。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、14歳の時、瑞石国民学校のオカという日本人教師(以下「オカ」という。)から勤労挺身隊の話を聞いた。オカは、原告の友達の担任教師で原告が学校に遊びに行った時に、何度か会ったことがあった。ある日、オカが原告の自宅に来て、原告に対し、「勉強ができる。工場で仕事をしてお金をたくさん稼ぐことができる。中学だけでなく大学まで行けるだろう。結婚相手も見つけられる。」などと言って、勤労挺身隊に参加するよう勧めてきた。原告は勉強がしたい一心で、オカの言葉を信じて日本に行くことにした。原告は、両親に置うと反対されると思い、勤労挺身隊に参加した。

原告は、1945年(昭和20年)1月ころ、光州市から勤労挺身隊に参加した12、3人と共に光州駅に集合した。引率者としてオカも来ていた。光州駅には見送りの家族が来ていたが、原告の家族は誰も来ていなかった。原告の家族が原告が日本へ行ったことを知ったのは、原告が日本へ到着後のことであった。原告らは、釜山で、木浦、麗水、順天等から来た勤労挺身隊参加者と合流して144人になり、釜山から船で下関へ行き、そこから岡山、大阪を通り、富山に到着した。富山では、雪が降っていた。被告不二越に到着すると、歓迎式があり、ブラスバンドで迎えられ、写真を撮った。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越に到着して数日後から約1か月間、スダという日本 人の女性教師から、回れ右や行進等を繰り返す訓練を受け、その後、本件 工場において、旋盤を使用して、直径が3センチメートルほどの鉄の棒を 作る作業に従事した。同じ職場には日本人女性も働いていたが、勤労挺身 隊員より年上で、高等女学校以上の女学生だと聞かされていた。原告は、 背が低かったため、箱を台にして仕事をしていた。原告にとっては、旋盤 のハンドルが大きく, 重たかったので, 旋盤を往復させて材料を削る仕事 はとてもきつく感じた。

作業を監督する班長は年配の日本人男性であり、原告は1日のノルマとして渡された材料を全部加工できないと叩かれた。作業に時間がかかっていると、班長から早くやれと言われて殴られたり蹴られたりした。原告が腰が痛くて倒れたところ、班長から叩かれたこともあった。また、「仕事の速さについていけていない。」と毎日のように叱られ、原告らが泣いているのが分かると、手を挙げた状態で正座させられ、お昼用の三角パンが抜きになるという罰を受けた。仕事中に居眠りしそうになると、「馬鹿野郎、何を眠るか。」と言われて殴られた。

原告の仕事はもっぱら日勤だったが、朝は午前6時ころに放送で起こされ、午前7時ころには出勤した。早い時には午前5時ころに起こされたこともあった。夜は午後8時ころまで仕事をすることがあった。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、察で生活した。察は、4階建ての大きな 建物であり、入り口には管理室があって、教師らが監視しており、自由に 外出することはできなかった。

食事は、朝夕は麦中心の食事、昼は三角パンであり、その量は少なく質 も悪かったため、原告は、いつも空腹であった。

原告が、寮の教師に対し、勉強や賃金のことについて質問したところ、 口答えするといって叱られて、廊下で手を挙げた状態で正座させられる間 を受けた。話し声がうるさいと言われて、友達3、4人で一緒に気合いを 入れられたこともある。原告は、帰りたいと何度も思ったが、自分で帰国 するだけのお金もなかったので、日本人の命令に反して寮から逃亡するこ となどとても考えられなかった。また、原告は、字が審けなかったので、 家族に手紙を書くこともできず、日本にいる間とても寂しい思いをした。 原告は、被告不二越に来て2か月ほどたったころ、体調が悪く食欲もない状態が続き、その状態で仕事中に班長から殴られたときにバランスを崩して床に倒れてしまい、そのまま20日間ほど入院した。病名は腸チフスかジフテリアであったと思われる。病院には同じような病気で多くの人が入院したが、死亡した者もいた。原告も、高熱が続き、髪の毛はすっかり抜けてしまい、退院後も生えてこず、帰国するまで回復しなかった。原告が入院中は、オカが面倒をみてくれて、原告は、オカに「オンマ、オンマ」と言いながらしがみついて泣いたが、原告が帰りたいと言っても、オカは、「分からない。」というだけであった。退院すると、体調はよくなかったものの、すぐに仕事に戻った。原告は、髪がないのが恥ずかしく、帽子をかぶって仕事に出た。

1945年(昭和20年)6月ころから毎晩のように空襲警報が鳴るようになり、原告らは、空襲警報が鳴ると、布団をかぶって郊外の田んぼの中まで避難しなければならず、翌日は寝不足のため、居眠りしそうになりながら仕事を続けた。原告は、空襲で感じた強い恐怖を今でも忘れることができない。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)8月15日の終戦については、何の 説明も受けなかったものの、工場内を歩きまわっている内に、日本人たち がラジオを聞いて泣いているのを見て終戦を知った。終戦後は在日朝鮮人 の家で物乞いをするなどして生活した。他人の庭から柿を1つ盗んで食べ たのを見つかって殴られたこともある。原告は、同年10月ころ、富山駅 から汽車で博多に行き、博多から船で釜山に着いた。両親は、原告の帰国 をとても喜んだが、生活は苦しかった。

原告は、帰国して2年ほどして17歳の時に結婚した。夫は商売をしていた。原告は、結婚する時も夫に勤労挺身隊として被告不二越で働いたこ

とを話していた。しかし、原告が23歳の時、夫が勤労挺身隊のことをラジオで聞いて、「お前も慰安婦だったんだろう。汚い女だ。」と言って、原告に暴力を振るうようになり、以後、愛人を作り、愛人宅と原告のいる自宅とを行き来するようになった。原告は子供を4人を産み、愛人も子供を強んだ。夫が生活費を渡さないので、原告は、美容院を経営するなどして生活費を稼いだ。原告は、現在も夫とは離婚していないが、別居状態が続いている。原告は、当初、友人にも勤労挺身隊として被告不二越で働いたことを話していたが、慰安婦と誤解されたこともあったため、現在は近所の人にも勤労挺身隊に参加したことは話していない。原告は、子供らにも勤労挺身隊に参加したことは話していなかったが、本件訴訟を提起するために来日するにあたり、子供らに勤労挺身隊に参加したことを説明したが、子供らは、「そんなことを絶対他人に言うな。」などと言っていた。

なお,原告の厚生年金保険被保険者期間は,1945年(昭和20年) 3月1日から同年8月31日とされている。

(16) 原告金 株 (以下, (16)において, 原告というときは, 原告金 珠のことをいう。)

前記前提となる事実, 証拠 (甲B16の1ないし5, 原告本人) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1931年(昭和6年)8月2日、順天市で出生し、その後、金光と創氏改名させられた。原告の家族は、当時、祖父母、両親、2歳年上の姉(金)、父方の叔父であったが、原告が小学校3年生の時に、母が亡くなった。原告の祖父は、漢方薬を扱う店を開いていたほか、田んぼや畑を所有しており、畑でとれた作物等を売って生計を立てていた。家には使用人が5人ほどおり、家庭は比較的豊かな方であった。原告の父は、1942年(昭和17年)ころから、日本軍に徴用されて、慶尚南道

の釜山鎭海で働いていたため、原告は、両親に代わり当時50歳代だった 祖父母や姉に育てられた。

原告の姉は、1944年(昭和19年)5月ころ、南国民学校を卒業後、原告を通じて、国民学校のオオガキという女性の日本人教師(以下「オオガキ」という。)から、「日本に行ったら、働いてお金を稼ぐことができる。勉強もできる。いつでも帰ることもできる。」などと言われて、勤労挺身隊に参加するよう勧められ、これに応じて、来日し、当時の三菱重工業株式会社名古屋航空製作所道徳工場で働いていたが、原告は、当時、姉が日本のどこにいるかを知らなかった。また、原告は、常に一緒に過ごした姉がいなくなったため、非常に寂しい思いをしていた。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、1944年(昭和19年)12月ころ、国民学校6年生に在学していたところ、オオガキに呼び出され、「姉さんに会いたくないか。」などと母ねられ、「会いたい。」と答えると、オオガキは、「日本の姉さんのところに行くことができる。先生が行かせてやるから、行きなさい。」、「仕事をして、お金をたくさん稼ぐことができ、中学校や高校に通うこともでき、お姉さんと一緒に住むこともできる。」などと言って、勤労挺身隊への参加を勧めてきた。原告は、当時、父も母も姉もおらず、非常に寂しい思いをしていたため、姉に会って一緒に住むことができる上、勉強もでき、お金も稼ぐことができるという話を魅力的に感じ、すぐに勤労挺身隊に参加することを承諾した。

原告は、日本に行くことを祖父母に話せば反対されると思い、祖父母には話をせず、祖父の印鑑を持ち出して、オオガキに渡した。オオガキは、その印鑑を使って勤労挺身隊に参加するための書類を作成した。原告は、1945年(昭和20年)3月ころ、出発当日の集合する直前に祖父母に日本に行く話をしたところ、祖父母が泣きながら、原告を引き止めたため、

原告は、集合時間に学校に行くことができなかったが、しばらくして、邑の事務所の人が来て、原告は、その人に順天の役所前に連れて行かれた。 順天の役所前には、各地方から来た約50人ないし100人の勤労挺身隊 参加者が集合しており、汽車で釜山に行き、そこから船で日本に渡った。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越に到着した翌日から3日間、日本人男性の指導の下 で、工場と寮との間を往復する際にする行進の訓練を受けた。工場と寮と は、約1キロメートル離れていた。行進の訓練後は、本件工場内で、旋盤 を使用して丸い金属の棒を削って飛行機の部品を作るという作業に従事し た。作業の指導はほとんどなく,原告は,他の人の作業を見て,その真似 をして作業をしていた。金属の棒を削る厚さは、ミリメートル単位で指定 されており、1ミリメートル削っては、尺で計測し、また削るという作業 の繰り返しであった。1つの部品を作るのに,15分から20分ほどかか った。仕事は、流れ作業の工程の一部であり、自分の工程を終わらせて次 の人に部品を渡さなければならなかったため、ノルマが決まっていた。勤 務時間内にノルマを遠成できないと、残業してでも翌日までにノルマ分の 仕事をしなければならず、それができなかった場合、工場長や班長から厳 しく叱られた。原告は,工場長から叱られて,非常に強い恐怖を感じたこ とがある。原告と同じ仕事をしていたのは,全て朝鮮から来た勤労挺身隊 員であり,日本人男性の班長等から仕事中ずっと監視された。トイレから 戻るのが遅いと、工場長や班長から注意を受けた。また、原告は身長が低 かったため、足元にりんご箱を2個重ねて置いて、その上に立って機械を 操作していた。

原告の勤務時間は、午前7時ころから午後5時ころまでであり、午後0時ころから午後1時ころまでの間に昼食休憩があったが、それ以外に休憩はなかった。夜勤はなく、休日は毎月15日であった。仕事中は、立った

まま作業をしていたため、仕事が終わるころには足がとても痛くなり、寮 に帰ると、冷たい水に足をつけて、マッサージをしていた。

原告は、仕事中に怪我をすることはなかったが、旋盤を回すベルトが外れて飛び、それが当たるなど危険な目に遭ったことはあった。また、釜山から来た勤労挺身隊員が、足のふくらはぎを機械で切って、手術したことがあった。

原告は、賃金を支給されたことも、賃金についての説明を受けたこともない。また、勉強をする機会は全くなかった。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、第13愛国寮で生活した。寮の周りには 鉄条網が張られていた。また、原告は、被告不二越に来ても、どこにも姉 がいなかったため、悲しみのあまり泣いた。寮の部屋は、8畳ほどの広さ で、畳1枚分が1人分のスペースであった。赤い薬、綿、ちり紙、封筒、 鉛筆等が入った衛生袋が与えられたが、これが枕にもなっており、原告の 所持品は、これで全てであった。毎日、午前6時ころに起き、午前7時こ ろには工場に出勤し、午後5時ころに仕事を終えて、午後6時ころに寮に 着いた。寮の入り口には日本人教師が3人ほどいて、出入りを監視してい た。原告は、故郷が恋しくて、毎晩泣きながら過ごしていたが、帰りたい と話した場合、日本人からひどい目に遭わされるのが怖くて、誰にも話す ことができなかった。脱走することなど想像すらしなかった。

食事は、朝食がご飯とみそ汁、昼食が三角パン2つ、夕食がご飯とたく あんとみそ汁というもので、この食事が帰国するまで毎日続いた。食事の 量は少なく、いつも空腹であり、空腹に耐えきれずに野草をとってきて生 でご飯と一緒に食べたことがあった。そのため、2、3回ほど腹痛をおこ したことがあり、不二越病院で薬をもらった。周囲の勤労挺身隊員らも同 じようなことをしていた。 原告が到着した1945年(昭和20年)3月ころには富山では1階が 埋まるほどの降雪量があったが、寮には暖房設備がなかったため、夜は畳 の上に敷布団を敷き、掛け布団や毛布にくるまり、寒さをしのいだ。それ でも原告を含めてほとんどの者が凍傷にかかり、雪が解けるまで手足は腫 れたままであった。このような状態でも仕事を休むことはできなかった。

原告は、寮において、入浴した記憶はなく、洗面所の水道を使って身体 を洗っていた。夏には洗面所の水を使って水浴びができたが、洗面所に温 水設備はなく、冬には洗面所の水が冷たく、顔と手足を洗うだけで過ごさ ざるを得なかった。

原告は、日曜日に洗濯をしている時などに寮の側に住んでいる日本人の 大人や子供から「チョウセン、チョウセン」などと言われたことがあり、 内鮮一体なのにどうしてそのようなことを言われなければならないのかと 思い腹を立てた。

原告が被告不二越に到着後、毎晩のように空襲警報が鳴るようになり、 一晩の間に2回空襲警報が鳴ることもあった。空襲警報が鳴る度に、掛け 布団をかぶって外に避難した。冬には、周りがよく見えず、雪に埋まった ことがあった。また、田んぼで転んで、右膝をすりむいたこともあった。 一度避難してから寮に戻っても、なかなか寝付くことができず、ほとんど 寝ることができないまま、工場に出勤することもあった。原告は、現在も 空襲のことを夢に見て、夜中に起きることがある。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)10月、何の荷物も持たないまま、 船で釜山に行き、釜山から順天まで行って帰宅した。原告は、祖父母だけ でなく父や姉とも再会することができたため、翼がついて浮く感じがする ほどの嬉しい気持ちを感じた。

原告は、帰国後、家事手伝いをし、19歳の時に、警察官の夫とお見合

い結婚をし、その夫との間に男の子2人と女の子1人を産んだ。しかし、原告が28歳の時、夫は原告が勤労挺身隊に行ってきたと疑うようになり、原告に対し、「汚い女」などと言って暴力をふるうようになり、不貞を働くようになったため、夫婦間には喧嘩が絶えなくなった。原告は、夫に対し、何度も勤労挺身隊と慰安婦とは違うことを説明したが、夫は、原告の説明を聞こうとしなかったため、原告は、35歳の時に離婚した。その後、原告は、餅を作って行商する仕事をして、子供を育てた。生活はとても苦しく、1日約1000ウォンの稼ぎがあれば良い方で、米を買う時も籾殻のあるお米を買って食べていた。子供は、成人してインテリアデザインの会社を経営していたが、1999年(平成11年)に会社が倒産し、今も苦しい生活をしている。原告は、長い間、勤労挺身隊として被告不二越で働いたことを子供にも話すことができなかったが、数年前に話すことができた。

なお,原告の厚生年金保険被保険者期間は,1945年(昭和20年) 3月1日から同年8月31日とされている。

(17) 原告羅 (以下, (17)において, 原告というときは, 原告羅 のことをいう。)

前記前提となる事実, 証拠 (甲17の1ないし6, 原告本人) 及び弁論の 全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1931年(昭和6年)10月1日、羅州市で出生し、その後、 羅本と創氏改名させられた。原告は、1945年(昭和20年)当時、 父母、兄1人、妹3人と共に生活していた。原告の実家は米作農家であり、 生活は豊かな方ではなかった。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、1945年(昭和20年)2月、大正国民学校6年生に在学し、

同年3月に卒業を控えていたところ、担任の日本名を木下 という男性の 朝鮮人教師(以下「木下」という。)から教室に呼び出された。教室には、 日本から来た男性と木下がおり、日本から来た男性から、「不二越へ行っ て働けば女学校に進学できて、大学まで行ける。勉強もいくらでもでき る。」,「お金も稼げる。」,「日本は韓国よりもいい状態だよ。今の貧しい 生活から逃れられるよ。」などと言われ、日本から来た男性と木下から、 勤労挺身隊に参加して被告不二越に働きに行くよう勧められた。原告は, 勉強ができ、朝鮮での貧しい生活も打開できるということに魅力を感じ、 帰宅後すぐに両親に勤労挺身隊に勧誘されたことを話したところ, 両親は, 「日本へ行ったらB29の空襲もあって死ぬよ。何故行こうとするの?」 などと言って、泣いて大反対した。原告は、こうした両親の様子を見て、 被告不二越へ行くことを恐ろしく感じ、木下に勤労挺身隊に参加すること を断ったが、日本から来た男性と木下は、「あなたの代わりにお父さんを 連れて行くことになるよ。」などと営ったため、原告は、父親を連れて行 かれたら残りの家族では農業が営めないなどと考え、両親の承諾があった と嘘をつき、父の印鑑を無断で持ち出して木下に渡した。原告のクラスに いた55人の少女のうち、4人が勤労挺身隊に参加することになった。

原告は、1945年(昭和20年)2月ころから同年3月ころ、卒業を 待たずに日本へ渡った。最初に勧誘を受けてから約半月後のことだった。 卒業証書は後で母に日本へ送ってもらった。原告は、オカという女性教師 の引率の下、羅州駅で1泊し、汽車で釜山まで行った。釜山までの道中、 全羅道の各地から多数の勤労挺身隊参加者が合流した。釜山で1泊し、船 で下関へ行き、そこから汽車で富山まで連れて来られた。富山はとても寒 く、雪が積もっていた。なお、引率者のオカは、原告らを引率してしばら くは被告不二越にいたものの、そのうち、原告らに何も言うことなく、朝 鮮に帰ってしまった。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越に到着後、約1か月間にわたり、体操や「回れ右」「前へ進め。」などの行進の訓練を受けた。その後、原告は、本件工場において、旋盤を使用して鉄を削る作業に従事したが、原告には相当の力を要する作業であった上、作業中に指を切断する者も出るような危険なものであった。作業中は、40歳くらいの日本人から監視を受けた。その日に与えられた仕事をその日のうちに終えることができないと、叱責を受け、残業してでもその日のうちに仕事を終えなければならなかった。時にはそれでもできないこともあり、そうした場合は翌日にその仕事をしなければならなかった。

原告は、午前6時ころ起床して、午前7時ころに出勤し、午後7時ころまで働き、寮へは午後7時10分ころに戻った。寮から工場までは徒歩で10分程度の距離があり、休憩時間は、昼の1時間のみであった。

原告は、賃金を支給されたことも、賃金についての説明を受けたこともない。また、勉強する機会は全くなかった。原告は、賃金も支給されず、 勉強もさせてもらえず、おかしいとは感じていたものの、工場の監視員も 寮の舎監も恐ろしく感じていたため、疑問をこれらの者に質問することは できなかった。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、第13愛国寮で生活したが、寮の周囲は 鉄条網で囲まれており、自由に外出することはできなかった。寮では、1 部屋に20人くらいが頭をつき合わせて2列で寝ており、畳1枚が1人分 のスペースであった。寮には小さい風呂があったものの、あまり入浴させ てもらえず、時には2週間も入浴できないことがあった。

食事は、朝食がご飯に白い細切れの麺のような物が混ざったものとみそ 汁や澄まし汁といった汁物としょうゆをかけた野菜少々であり、昼食は三 角パンが3つであり、夕食はご飯であった。いずれも食事の量が少なく、原告は絶えず空腹を感じており、空腹を満たすため、寮に帰る時に道に生えていたヨモギを摘んで、食べたこともあり、これをたくさん食べ過ぎた時には、下痢をしたことがあった。原告の友人らも同じようにヨモギを食べており、中には下痢になり、さらに吐いて目眩がすると言って病院に行き、1か月間、病院で加療した者もいた。

原告は、被告不二越にいる間に腸チフスに罹って、約1か月間入院したことがあるが、この時には高熱が出て、髪の毛も抜けてしまった。原告の友人の中には、腸チフスで死亡した者もいた。また、疥癬になったこともあった。

原告は、帰りたいと何度も思ったが、罰を恐れて、被告不二越の職員に 帰国したいと伝えることもなかった。脱走は、考えたこともなかった。原 告は、家族が心配することを考えて、家族宛ての手紙に「帰りたい。」と 替くこともできなかった。

原告が被告不二越にいる間,空襲警報が昼夜を問わず鳴った。昼は機械を動かしたまま避難し,夜は布団をかぶって,畑や田を目指して一目散に走った。就寝時には,避難することに備えて,リュックを肩にかけ,靴を 履いていた。また,原告は,空襲で感じた強い恐怖を今でも忘れることができない。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)8月15日の終戦後、仕事をすることはなく、同年10月ころ、汽車で下関に行き、そこから船で釜山に渡り、帰宅した。賃金については何も説明がなかったが、原告は働いたのだから当然にもらえるはずであるし、帰国しても送ってくれるだろうと考えていたが、その後、何の連絡もなかった。

原告は、帰国後、結婚したが、夫は、原告が勤労挺身隊員として被告不

二越で働いたことを知ると、原告を「淫らな女」と言って蔑み、暴力を振るうようになった。原告の息子夫婦も原告が勤労挺身隊として被告不二越で働いたことを快く思っていない。

なお,原告の厚生年金保険被保険者期間は,1945年(昭和20年) 3月1日から同年8月31日とされている。

(18) 原告金 順 (以下, (18)において, 原告というときは, 原告金 順のことをいう。)

前記前提となる事実, 証拠 (甲18の1ないし3) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1929年(昭和4年)6月22日、麗水市で出生し、その後、 金山 順と創氏改名させられた。原告の父は、病気で働くことができず、 原告の母が働いて家計を支えており、生活は貧しかった。1945年(昭和20年)当時、原告の兄弟は既に結婚して家を出ていたため、原告は、 学校から帰った後は母を助けて家事をして生活していた。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、1945年(昭和20年)3月、麗水西国民学校6年生に在学していたところ(原告は9歳の時に国民学校に入学したため、15歳で6年生であった。)、学校の担任教師から、クラス全員に対し、「勤労挺身隊に行けばお金を稼ぐこともでき、仕事の終わった夜間には学校にも行ける。」などという話があり、それを聞いた原告は、勤労挺身隊はいいところだと認識した。

その後,同月ころのある日,郡庁のオオヤマという職員(以下「オオヤマ」という。)に原告と母が郡庁に呼び出され,オオヤマから「勤労挺身隊に行けば勉強ができる。」,「安全な所だから心配ない。」,「お金も稼げる。」などと言われて,勤労挺身隊に参加するよう勧められた。仕事の内

容は、飛行機の塗装や清掃等の簡単な作業だと言われた。このようなオオヤマからの勧誘は3度にわたって行われた。

原告は、学校の担任教師とオオヤマの勧誘により、日本で働いてお金を 稼いで、少しでも家計を助けたい、被告不二越で勉強した後、さらに上級 学校に行って勉強したいと思うに至り、勤労挺身隊への参加を承諾した。 原告の母は、当初は原告が勤労挺身隊に参加することに反対していたが、 何度も勧誘を受けるうちに、家が貧しかったこともあり、お金を稼ぐこと ができて勉強もできるのならその方がよいと思うようになり、原告の参加 を承諾した。

原告は、同月、麗水市内の郡庁を出発して、釜山まで行き、釜山から船 で下関まで行き、そこで一泊して、汽車で富山まで連れて来られた。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越に到着後、行進等の軍隊式の訓練を受け、その後、本件工場において、旋盤を使用して鉄を削る作業に従事したが、原告は、背が低かったため、足下に30センチメートル程の高さの木箱を置いて作業していた。材料の鉄を運ぶ作業や旋盤の操作をするハンドルを回す作業には非常に大きな力が必要であった。1日に達成すべき仕事のノルマが決められており、それを達成しないと監督に当たっていたタムラ伍長という年配の日本人男性から厳しく叱りつけられた。仕事を間違えると、木の棒で屑や背中を叩かれることもあった。また、原告は、旋盤から鉄屑が飛んできて目に入ったり、熱く焼けた鉄屑のために火傷をしそうになることがあった。原告と一緒に題水から来た勤労挺身隊員の中には、作業中に誤って手の指を切断した者もいた。原告の勤務時間は、午前7時ころから午後7時ころまでであった。

原告は、賃金を支給されたことも、賃金についての説明を受けたことも なかった。原告が、寮の日本人教師に、賃金はもらえるのか尋ねると、「分 かった。分かった。朝鮮に帰る時にお金は必ず渡す。」という返事だった。 原告が帰国する際、「賃金を下さい。日本円でもらっても仕方ないから朝 鮮のお金で下さい。」と訴えても、賃金は支払ってもらえなかった。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、寮で生活していたが、寮の玄関付近には 管理室があり、日本人教師らが常駐しており、勤労挺身隊員の外出を監視 していた。出勤前と退社後には必ず点呼があり、自由に外出することは許 されなかった。原告は、何度も寮の日本人教師に対し、帰国を求めたが、 船便がないからだめだと断られた。原告の両親は、字の読み掛きができな いため手紙を掛くこともできなかった。

食事は、朝と夜がご飯とみそ汁、昼は三角パン3つであり、その量は少なかったため、原告はいつも空腹を感じていた。昼食用の三角パンは朝の うちに食べてしまい、午後は空腹でたまらない状態で作業を続けた。

寮の量には、夏にはノミが、冬にはシラミが、たくさん発生し、その上ではとても眠ることができない状態だった。入浴も1週間に一度もできないことが度々あり、原告は、洗面所で体を拭くなどしていた。

1945年(昭和20年)8月15日の終戦の数か月前から、毎日のように空襲警報や警戒警報が鳴るようになり、その度に原告らは布団をかぶって避難した。空襲の恐怖のため、警報が解除された後も眠れず、翌日は仕事中も眠たかった。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、終戦後は仕事をすることもなかったが、同年10月ころ、帰宅することができたが、韓国では勤労挺身隊と慰安婦の区別がついていないため、両親以外の誰にも勤労挺身隊に参加したことを話すことができなかった。一緒に勤労挺身隊に参加した友人と会った時ですら互いに勤労挺身隊の話はしないようにしていた。

原告は、20歳のころに結婚したが、夫や子供にも長期にわたって勤労 挺身隊として被告不二越で働いたことを話すことができなかった。家族に 話ができたのは10年程前のことであり、それまでは、家族にさえ自分の 過去をひた隠しにして生活していた。

なお、原告の厚生年金保険被保険者期間は、1945年(昭和20年) 3月1日から同年8月31日とされている。

(19) 原告徐 南 (以下, (19)において, 原告というときは, 原告徐 南のことをいう。)

前配前提となる事実, 証拠(甲B19の1ないし3, 乙4の1及び2, 乙5の1ないし3, 乙36)及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1929年(昭和4年)4月29日、慶州市に出生し、その後、 遠川と創氏改名させられた。原告の家族は、両親、兄2人の5人であったが、父は、原告が3歳の時に亡くなり、母、兄2人の4人となった。 1944年(昭和19年)当時、長兄は日本の府立六中(現東京都立新宿高等学校)に留学していたため、原告は、母と次兄の3人で生活していた。

原告の父は学校の教師をしていたため、その退職金の蓄えがあり、また、 代々受け継いだ畑を耕す小作人からいくらかの収入もあり、原告の家庭は、 当時としては豊かな方であった。原告の母は、洞の女性の世話役のような ことをしていた。

原告徐 遊は、原告の従妹であり、お互いに毎日のように行き来し、お 互いに相手の家に泊まるほど親しい間柄であった。原告にとって、年下の 原告徐 遊は妹のような存在であり、原告徐 遊も原告を「お姉さん」と 呼んでいた。また、原告は、父を早くに亡くしていたため、叔父が父代わ りとしていろいろ世話をしてくれていた。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、1944年(昭和19年)3月当時、既に慶州公立国民学校を卒業して、自宅で家事手伝いをしていたところ、国民学校の担任であったオオバという男性の日本人教師(以下「オオバ」という。)が、原告の家に来て、原告に対し、「日本に行けば、昼は工場で働くが、夜は勉強できる。上の学校にも行ける。」、「工場はとてもきれいで安全だ。」、「1年のうち夏休みと冬休みの2回、自宅に帰ることができる。」、「給料は両親に送金する。」、「日本はとても良いところだ。」などと言って、勤労挺身隊に参加して被告不二越で働くことを勧めてきた。仕事については、飛行機の部品を製造する工場で働くことは教えられたが、具体的な仕事の内容については、話がなかった。

原告は、生徒や親からの信頼も厚いオオバから勧誘を受けたこと、日本 に留学した長兄から日本は良いところだという話を聞いていたこと、原告 自身、もっと勉強をしたいと考えていたことなどから、勤労挺身隊に参加 して日本へ行く気持ちになった。また、原告は、オオバの話から勤労挺身 隊に参加することは単に日本に留学する程度のことであるという認識しか 持っていなかった。

原告は、同年5月ころ、同じ学校からの勤労挺身隊参加者15人、その 家族とヤスダで歓送会を行った後、汽車で釜山まで行き、釜山から連絡船 に乗って下関に渡り、下関で1泊した後、さらに船で新潟に行き、新潟からは、汽車で富山まで行った。富山までの道中は、ヤスダが引率した。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越に着いた翌日から、本件工場において、ベアリングを作る作業に従事した。具体的には、切断された鉄を丸く研磨する工程を担当した。原告が担当した工程には、10人くらいの工員がおり、日本人の男性も女性もおり、日本人の女性の年齢は30歳ぐらいであった。原告は、作業手順についての研修・指導をまともに受けたことはなく、日本人工員から、作業の合間に敏えられた程度であったため、原告は、日本人工員の作業の様子を見て、その真似をして仕事をしていた。原告の仕事にはノルマがあり、ノルマの量は、大人と同じ量であった。作業中は、工場長が工場内を歩き回っており、原告らの仕事を常に監視していた。ノルマが達成できないと、工場長から厳しく叱られたため、原告は、ノルマを達成するため、必死に働いた。

本件工場においては、昼夜2交代制がとられており、1か月毎に昼勤と 夜勤の交代があった。日勤の時は、午前9時ころから午後5時ころまで働 き、夜勤の時は、午後8時ころから午前5時ころまで働いた。休憩は、昼 勤の時は、午後0時ころから午後1時ころまで、夜勤の時は、午前0時こ ろから午前1時ころまでであり、それ以外に休憩はなかった。作業中はず っと立ちながら作業をしていた。休日は週に1日あった。

原告は、10キログラムほどある部品を運ぶことになった時に、重くて 支えられず、旋盤の機械の台の上に落としてしまい、右手をその部品と機 械の台の間に挟んでしまったため、右手の骨が見えるほどに皮膚が裂け、 また、内出血により皮膚が黒くなったことがあったが、まともに治療を受 けることもできず、手を動かすことが可能だということで、その翌日から 仕事をさせられた。また、作業中に火花が目の中に入ったことがあり、工 場長に医療室に連れて行かれたが、医者には、何の異常もないと言われ、 薬ももらえなかったため、工場長から直ちに工場に戻って仕事をするよう 言われた。原告は、目の痛みが全く治まらなかったため、目の痛みに耐え きれず作業を休まざるを得ない場合があったが、工場長から怠けていると 言われ厳しく叱られた。結局、目の痛みは1週間ぐらい続き、その間は涙 が止まらなかった。さらに、原告は、何回か風邪をひいたが、風邪程度で は仕事を休むことはできず、風邪薬をもらって、仕事をしていた。

原告は,工場の中で「鮮人」などと呼ばれて侮蔑されたことがあり,悔 しい思いをした。昼食を食べる時は日本人と朝鮮人は別々にされていた。

原告は、寮に入った後、寮長から、賃金が入金されている通帳があるという話を聞いたが、通帳そのものは見たことがない。また、朝鮮から父兄の慰問団が来た時に、父親らが、被告不二越の職員に対し、「子供たちは小さくて、自分で管理できないから、直接親元に送って欲しい。」などと皆って、賃金の送金を要求したところ、被告不二越の職員が、「仕事が終わって朝鮮に帰る時に送ります。」などと言っていたことがあった。また、原告は、被告不二越において、勉強する機会は全くなかった。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、寮で生活した。寮には、日本人男性の寮 長のほか、3人の舎監(日本人男性2人、女性1人)がいた。寮では、1 部屋に8人が寝るという状態で、各自に敷布団と掛け布団が1枚ずつ与え られた。寮は工場から徒歩で5分くらいの距離にあった。寮からの外出は 原則として禁止されており、勝手に外出して見つかると、棒で殴られるた め、原告は、外出しようとは考えなかった。脱走することなど考えたこと もなかった。

食事は、朝食と夕食は、寮でご飯とみそ汁が出た。朝は午前6時ころに 起きて、午前7時ころから食事となっており、部屋毎におひつが配られた が、中のご飯が少ないため、同じ部屋の人同士で取り合いになり、けんかになることもあった。昼食は、小さい弁当箱の8割程にご飯と、残り2割におかずが入ったものを渡された。1週間に一度は、弁当として三角パンを渡された。食事の量が少なかったため、原告はいつも空腹であり、日本に来る時に母や親戚からもらって隠していたお金で、コップ1杯程度の豆を買い、食べたことがあった。

1944年(昭和19年)から1945年(昭和20年)にかけての冬は、1階の窓からは外が見えないくらいの降雪量があった。寮には全く暖房設備がなかったため、冬は布団をかぶって寒さをしのいだが、あまりの寒さのため手足が凍傷にかかって腫れてしまい、冬の間は、ずっと手足がかゆいままであった。凍傷の治療はしてもらえず、春になって治るまで、我慢するしかなかった。

原告は、家族宛でに1か月に一度は手紙を出した。手紙には、家に帰り たいということばかり書いていたが、家族からの手紙は一度も来なかった。

1945年(昭和20年)になると、日中、夜中を問わず、頻繁に空襲警報が鳴るようになった。毎日のように空襲警報が鳴り、また1晩の間に

何回も空襲警報が鳴ることもあり、原告は、その度に工場の近くにある林 に避難していた。ほぼ毎晩、空襲警報が鳴り、その度に起こされて避難し なければならないため、睡眠時間が短くなり、翌日は睡眠不足のまま働い た。翌日の仕事が終わって帰ってくると、そのまま押入れで寝てしまった こともあった。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)7月、被告不二越が沙里院に工場を建設するということで、ヤスダに引率されて、同じ学校から被告不二越に動員された15人と一緒に、福岡から軍艦で清津まで行き、清津から汽車で沙里院まで連れて来られた。原告らが、沙里院に到着した時には、工場が完成していなかったため、一旦帰宅するよう指示され、帰宅した。その後、原告の家族は、原告が沙里院に連れて行かれないようにするため、原告を親戚の家に隠した。原告自身も、もう2度と被告不二越の工場で働きたなかったため、親戚の家に隠れていたが、そのまま終戦を迎えた。終戦後も、原告の母は、原告を日本に送り出したことを非常に後悔して、「もう二度と日本に行かないで。」と酉っていた。なお、自宅に戻る前に、原告は、被告不二越の職員から、沙里院の工場に戻ったら賃金の入った預金通帳を渡すと言われたが、その後、そのような通帳を受け取ったことはない。

原告は、慶州女子中学校に入学し、卒業後結婚した。夫には、結婚してすぐ、勤労挺身隊として被告不二越で働いた体験を話した。夫は話を冷静に聞いてくれたため、慰安婦と誤解されることはなかったが、現在でも、慰安婦と誤解されることを恐れて、自分の子供や友人に対しても、被告不二越での体験を話すことはできない状態である。

被告不二越は、1947年(昭和22年)8月30日、原告を被供託者_、として、退職慰労金不足額として2円84銭、退職積立金として4円38

銭,厚生年金として18円,国民貯蓄として113円62銭,預金として107円88銭,合計246円72銭を富山司法事務局(当時)に供託した。また,被告不二越が1947年(昭和22年)ころから1948年(昭和23年)ころに作成した供託金還付請求者名簿には原告の名前がある。

なお,原告の厚生年金保険被保険者期間は,1944年(昭和19年) 10月1日から1945年(昭和20年)8月31日とされている。

(20) 原告柳 (以下, (20)において, 原告というときは, 原告柳 のことをいう。)

前記前提となる事実, 証拠 (甲B20の1及び2, 20の3の1及び2, 乙4の1及び8, 乙5の1, 2及び9) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1928年(昭和3年)2月13日、出生し、その後、柳川 と創氏改名させられた。原告の家族は、父が早くに亡くなり、母と兄3 人であり、原告が9歳のころ、片田舎から馬山市に引っ越して来た。原告 の兄らは、雑貨屋を営みながら、行商にも出て、生計を立てていたが、生 活は貧しかった。兄のうち1人は、徴用により日本に働きに出ていた。

原告は、馬山市に引っ越して来るまでは、家が片田舎にあったため学校がなく、学校に行くことができず、馬山市に引っ越した後も、最初は夜間学校の存在を知らなかったため、学校に行くことはなかったが、11歳になってから3年間、夜間学校に通った。国民学校に通うことはなかった。原告は、学校に行かなくなってからは、雑貨屋の店番をしたり、家で家事をしたりしていた。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、1944年(昭和19年)6月ころ、顔見知りの朝鮮人の区長から、日本の女学生が働いているところや生け花をしているところなどが

写された写真を何枚か見せられて、「日本に行けば、こういうところで仕事ができるし、金儲けもできる。」、「生け花やミシンも教えてくれる。」などと言われ、勤労挺身隊に応募するよう誘われた。原告は、区長の話を聞いて、勤労挺身隊に応募して日本に行けば、家族のためにお金が稼げるし、仕事の技術を身に付けることができ、習い事もできると思い、日本のどの地域で、どのような仕事をするのかも分からないまま、区長の勧誘に応じることを決意した。

原告は、同年6月ころ、他の約50人の勤労挺身隊参加者らと共に馬山の府庁に集合し、釜山まで行き、釜山から船で下関に行き、下関から汽車で富山に向かった。下関では、被告不二越の職員3人が迎えに来ており、その中には原告らの寮の舎監になったオオムラという30歳くらいの女性(以下「オオムラ」という。)もいた。オオムラは、下関において、原告らに対し、盗まれてはいけないから、持っているお金を全部自分に預けるように言って、原告らのお金を預かった。オオムラは、いつでも返すと言っていたが、実際に富山に着いてからは、原告らが理由を含わなければ、返してもらうことができなかった。原告は、空腹に耐えかねて、一度、オオムラに対し、「お箸が折れたので買う。」などと嘘をついて、お金を返してもらったことがあった。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越において、旋盤を使用して鉄の棒に穴をあけて飛行機の部品を作る作業に従事した。原告は、作業方法を男性の工員から教わったが、男性の工員らは、その後戦争に行ってしまったため、原告らがその作業を受け持たされた。原告が扱った鉄の棒は、長さが肘から手首ぐらいまであり、太さも腕ぐらいはあるとても重たいものであった。

原告が従事した旋盤を扱う作業は危険なものであり、指や手に生傷が絶 えることはなかった。原告は、右手の親指を機械で切って、2、3針縫う 怪我をしたことがあったため、現在も、右手の親指の爪は、変色し曲がっている。怪我をした時には治療を受けることはできたが、仕事は休ませてもらえなかった。また、原告は、1日中立ちながら作業していたため、足が常にむくんで痛かった。原告は、右足に炎症を起こし、約20日間入院して、足首に穴を2箇所開けて、ホースで膿を取り出す手術を受けたことがある。

本件工場においては、昼夜2交代制がとられており、1週間毎に昼勤と 夜勤を繰り返した。工場自体は、機械を休ませることなく、24時間操業 を続けていた。食事の時間は20分程度しかなく、それ以外に休憩時間は なかった。

原告は、寮の舎監から、賃金については、帰る時にまとめて払うという 説明を受けていたが、結局、賃金は支給されていない。また、生け花は2 回見学しただけで教えてもらうことはなく、ミシンも教えてもらうことは なかった。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、寮で生活した。寮では、8畳の部屋に1 0人くらいずつ寝泊まりした。外出は、病院に行く時等を除いて、原則と して禁止されており、寮の入口には常に見張りの者がいた。また、家族に 手紙を出す時には、内容を舎監に見せてから封をさせられ、家族から自分 宛てに来た手紙も検閲されていた。

食事は、少しの御飯と、朝はみそ汁、昼はたくあん、夜はおかず1品程度であり、魚や肉類は一度も出たことはなく、その量は少なかったため、原告は、常に空腹を感じていた。原告は、母が送ってくれた何かの粉を一度に大量に食べたため、お腹をこわしたことがあった。また、原告は、足の炎症のため通院している時に、病院からの帰り道で芹やひましの薬をとってお茶に入れて食べたり、母から送られたすり胡麻に塩を入れたものを

お茶に入れて飲んだりして、空腹をしのいでいた。

寮には暖房設備はなく、また、原告が与えられた寝具は、敷布団1枚、 着布団1枚のみであったため、冬は同室の人と抱き合って寒さをしのいだ が、それでもひどい霜焼けになった。また、原告の体調は、被告不二越に 来てから悪化し、3か月後には生理も止まってしまった。

原告は、被告不二越の社歌を暗記させられたので、今でも覚えている。 また、原告は、当時、勤労挺身隊の歌の替え歌をみんなで歌って気を紛ら わせようとしていたが、その替え歌を今でも覚えている。その歌詞は、「富 山来るとき嬉しかった 一夜過ごせば悲しさよ いつかこの工場去るでしょうか いつか不二越去るでしょうか ああ 陰でなく涙は」とい うものであった。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)7月、被告不二越が沙里院に工場を 建設するということで、沙里院まで連れて来られ、帰宅することができた。 原告が帰宅した時、その身なりがみすぼらしかったため、家族は、最初、 原告のことが分からないほどであった。

原告は、帰宅して約1年後に結婚した。夫は、原告が46歳の時に亡くなったが、原告は、慰安婦と誤解されることを恐れて、夫には最後まで勤労挺身隊として被告不二越で働いたことを話すことができなかった。原告は、自分の息子らにも、長い間、話すことができなかったが、今から10年程前に初めて話をした。

被告不二越は、1947年(昭和22年)8月30日、原告を被供託者 として、退職慰労金不足額として2円84銭、退職積立金として4円90 銭、国民貯蓄として59円66銭、預金として49円35銭、合計116 円75銭を富山司法事務局(当時)に供託した。

なお,原告の厚生年金保険被保険者期間は、1944年(昭和19年)

10月1日から1945年(昭和20年)8月31日とされている。

(21) 原告朴 得 (以下, (21)において, 原告というときは, 原告朴 得のことをいう。)

前配前提となる事実, 証拠 (甲A92, 98, 甲B21の1ないし3, 乙4の1及び4, 乙5の1, 2及び5) 及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1931年(昭和6年)12月5日、大邱市で8人兄弟の5番目の子供として出生し、その後、新井と創氏改名させられた。原告の父は、人を雇って農業をしており、家庭は、比較的裕福であった。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、1944年(昭和19年)3月、大邱達城国民学校を卒業したところ、同年5月ころ、6年生の時に担任であった守屋という日本人教師(以下「守屋」という。)から学校に呼び出され、学校で守屋と男性2人から、「国のために仕事をしなければならないから挺身隊に行きなさい。日本に行ったら勉強を教えてもらえる。中学校の勉強を教えてもらえるし、生け花や裁縫など女性が知っていたらいいものは全部教えてもらえる。朝鮮の女性はみんな行くようになるから、どうせ行くなら早くいった方がいい。」などと言って、勤労挺身隊に参加するよう勧めてきた。当時、朝鮮では女子で中学校に進学できる者は少なかったことから、原告は、中学校の勉強を教えてもらえるとの点に魅力を感じ、また、国民学校で国のために尽くすことが大事だと教えられていたことから、その場で守屋に対して勤労挺身隊へ参加することを承諾した。

原告は、勧誘を受けた当日の帰宅後に、母には勤労挺身隊へ参加する旨 伝えたが、父に対しては、勤労挺身隊への参加を伝えれば、「女の子が1 人で外国に行くなんてとんでもない。」と反対されるに違いないと思い、 勤労挺身隊への参加を秘密にした。原告は、父が昼寝をしている間に印鑑 を持ち出して、守屋に届け、勤労挺身隊に参加するための書類を作成した。

原告は、同月15日、慶尚北道からの勤労挺身隊参加者と共に大邱市内の慶尚北道道庁前広場に集合した。ここには約45人が集合した。原告らは、勤労挺身隊の鉢巻きとたすきを渡され、道知事から「一生懸命やってこい。」と激励されて、道庁前広場から大邱駅へ移動し、そこで汽車に乗った。広場には原告の母と姉も来ており、母は激しく泣いていたが、別れの挨拶を交わすことができなかった。目的地が富山であることは、汽車の中で初めて知らされた。

原告らは、釜山で1泊し、翌日下関の旅館に到着し、その後、富山まで 連れて来られた。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越に到着した翌日から、旋盤を使用してドリルを製造する作業に従事した。原告は、背が低かったため、踏み台に乗って作業をした。午前8時ころから午後5時ころまで働き、午後5時ころから午後6時ころまでは機械等の清掃作業を行った。途中に1時間の休憩時間があった。工場と寮の往復は、隊列を組んで、軍歌を歌いながら行進した。

原告は、被告不二越に来て約8か月後に、機械を拭き上げる清掃作業を していた時に、機械を拭く布と一緒に手が機械に巻き込まれ、人差し指が 切れて落ちそうになり、指を8針縫う怪我をした。病院で指を縫った後も 20日間ほど通院を続けたが、その間仕事を休むことは許されず、工場の 掃除をさせられた。原告の指には現在も当時の傷跡が残っている。

原告は、賃金を支給されたことはない。また、原告が朝鮮から持ち込んだお金や面会に来た親戚がくれた小遣いさえも、貯蓄をすればそれだけ得になるからと言われて、舎監に全部預けさせられた。また、被告不二越において、勉強を教えてもらう機会は全くなかった。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、寮で生活した。寮では、10畳程度の部屋に10人で生活した。寮の周囲には鉄条網が張り巡らされており、外出は原則として禁止されていた。

食事は、被告不二越に来た最初の日の朝食にはカレーライスが出たが、翌日からは、朝食は小さな茶碗1杯のご飯とみそ汁、昼食は三角形の食パン3切れだった。昼食の食パンは、朝に弁当として渡されたが、原告らは朝食だけではお腹が空くので、朝のうちに食パンを食べてしまい、昼食時は水だけを飲んでいた。肉や魚は一度も出なかった。原告は、余りに空腹のため、国民学校4年生の時の担任やクラスメートから受け取った慰問文の中に番かれたパンの絵を見て、泣いてしまったことがあった。

1945年(昭和20年)になると空襲警報が頻繁に鳴るようになり、 夜には布団1枚をかぶりながら避難したが、原告は、朝鮮に帰れないまま ここで死ぬかもしれないという恐怖に怯えた。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)7月、被告不二越が沙里院に工場を 建設するということで、同時期に慶尚北道から助員された45人と一緒に 沙里院へ連れて来られた。沙里院で数日間待機した後、自宅待機を指示さ れて、同月18日、原告は帰宅し、そのまま終戦を迎えた。原告が自宅に 帰ったとき、その身なりがみすぼらしかったため、母は、原告を乞食と間 違えたほどであった。なお、帰宅の際に賃金や預金等が支払われることは なかった。

原告は、帰国後、栄養失調のために結核性リンパ炎を患い、現在は狭心 症に悩まされている。また、原告は、帰国後、同じ学校の同級生らと交流 することはなかった。

被告不二越は、1947年(昭和22年)8月30日、原告を被供託者

として,退職慰労金不足額として2円84銭,厚生年金として18円,国 民貯蓄として72円21銭,預金として214円50銭,合計307円5 5銭を富山司法事務局(当時)に供託した。

なお,原告の厚生年金保険被保険者期間は,1944年(昭和19年) 10月1日から1945年(昭和20年)8月31日とされている。

(22) 原告朴 福 (以下, (22)において, 原告というときは, 原告朴 福のことをいう。)

前記前提となる事実, 証拠 (甲A92, 甲B22の1ないし3, 乙4の1及び6, 乙5の1, 2及び7)及び弁論の全趣旨によれば, 以下の事実が認められる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1930年(昭和5年)4月23日、晋州市で4人兄弟の3番目として出生し、その後、と創氏改名させられた。原告の父は、農業を営んでおり、経済的には普通の生活であった。

原告は、吉野国民学校に通っていたが、2年生からは朝鮮語を習わず、全ての授業が日本語で行われた。朝鮮語を話すと、鞭で手を打たれたり、足を叩かれたり、手を挙げて立たされたり、トイレ掃除をさせられるなどの罰を受けた。学校の授業では、朝鮮の歴史は教えられず、日本の歴史を教えられた。また、教育勅語を教えられ、皇国臣民の誓詞を毎日唱えさせられたほか、歴代天皇の名前を暗記させられたため、原告は、現在でも、歴代天皇の名前を暗唱することができる。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、1944年(昭和19年)春当時、吉野国民学校5年生に在学していたが、4年生の時から担任であった影山という30歳前後の女性の日本人教師(以下「影山」という。)が、授業時間中に、女学生が工場で働いている活動写真を見せながら、「日本に行ったらもっと勉強が出来る

し、中学や高校にも行ける。」、「工場の設備や待遇も良いし、生け花も踊りもミシンも教えてもらえる。」、「どうせみんな行くことになるのだから、 1番先に行くのが一番有利だ。」、「愛国することだ。国のために働かないか。」などと言って、勤労挺身隊に参加することを勧めてきた。賃金や仕事の内容についての説明はなかった。

両親は、原告のことを心配し、日本行きを反対して学校へ抗凝しに行ったが、原告は、影山の言うことだから間違いないと信じ、影山から印鑑を 持ってくるように言われたので、父の印鑑を無断で持ち出した。

原告の通う吉野国民学校からは、原告を含めて5人が勤労挺身隊として 日本に行くことになった。原告は、同年6月ころ、晋州駅から汽車で出発 したが、原告は、晋州駅では両親から離れる寂しさで泣いてばかりいた。 晋州駅から汽車で釜山へ行き、釜山から連絡船で下関に行き、下関で1泊 して汽車で富山に着いた。被告不二越から派遣された日本人が原告らを引 率した。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越において、素材課に所属し、飛行機の部品を作る作業に従事した。原告は、体が弱く旋盤を操作することができなかったので、 箸のような直径2ないし3ミリメートルの金属棒を5ないし10センチメートルの長さに切るターレットという機械を担当させられた。この作業は、回転する金属棒をバイドという刃を梃子を使って人力でおろして切断するものであったが、1本切るにも両手で力を込めないと切断することができ なかった。1日のノルマは6000本から8000本と決められていた。 原告は、作業中に金属棒の熱い切り屑が親指に刺さって、親指が化膿して しまい、2回も手術をしたが、その治療中にも作業をさせられた。

原告は、毎朝、寮の玄関で列を組んで挨拶し、工場まで行進して、午前 8時ころに出勤し、午前9時ころには自分の仕事台の前で仕事を始め、夏 は午後7時ころまで、冬は午後5時ころから午後6時ころまで仕事をした。 ノルマが終わらないと残業させられた。夜勤の時は、午前0時ころに休憩、 時間があり、原告は、夜間の休憩中に居眠りをしていて、上司に小突かれ て「ばかやろう。」と怒鳴られたことがあった。日曜日に働いている者も いたが、原告は日曜日は休日だった。

原告の賃金は、被告不二越が貯金して最後に通帳をもらう約束になって いたが、結局、原告に通帳が渡されることはなかった。また、原告は、家 から持ってきたお金を預けさせられ、用途を申告して使っていたが、残り は返してもらえなかった。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、寮で生活した。寮は、10畳程度の部屋に10人で生活しており、原告は、そこで同じころに来た馬山や京畿道出身の勤労挺身隊員と生活した。同じ国民学校からの隊員とは同じ部屋ではなかった。自由に外出することはできず、原告は、怪我をして病院に行く時以外に外出したことはなかった。

食事は、朝も昼も夕食も、お椀に半分弱の大豆入りご飯とみそ汁1杯弱とたくあんばかりであった。ただ、昼食には月に1、2回、肉の入っていないカレーライスが出たし、パンが出たこともあった。おかずが出たことはなかった。夜勤の時は、夜食としてひし形の三角パン2枚が出た。食事の量が少なく、原告は、いつも空腹であったが、夜食のパンは、原告の口には合わず、おなかがすいていてもあまり食べられなかった。また、原告

は,空腹を満たすため,寮に生えていた芹を食べて下痢をしたことがあっ た。

1945年(昭和20年)になると、空襲警報が頻繁に鳴るようになり、 昼は防空訓練をして、夜は防空壕に避難するようになった。やがて毎日の ように空襲警報が鳴るようになると、原告は不眠症になり、思うように体 が動かなくなって、寮の衛生室で寝ている生活になった。衛生室には慶北 からきた老婆がおり、原告を心配して、「おかゆを食べなさい。食べない と死ぬよ。お母さんに会ってから死にたいでしょう。」と言っておかゆを 作ってくれた。仕事に戻っても、体が動かずに再び衛生室に戻っていた。 衛生室にいても眠ることはできず、食べることもできなかったので、原告 の体は、痩せ細ってしまった。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)7月、被告不二越が沙里院に工場を建設するということで、富山から清津を経て、沙里院まで連れて来られた。原告は、船に乗れと言われて船に乗ると、その船の中で、疎開するのだということを聞いた。富山から清津に渡る際には、潜水艦の攻撃を避けるために迂回したため、1週間船の中で過ごした。この時、原告はひどい船酔いにかかった。沙里院で数日間待機した後、招集がかかるまでの自宅待機を命ぜられ、荷物は何も持たずに作業着のまま切符をもらって晋州の自宅に帰り、そのまま、同年8月15日の終戦を迎えた。

その後、原告は、不眠症で眠ることができず、独り言を言いながら歩き 回るような状態であった。父は心配して、良いと聞くとどんなに遠くても お祓いをしてもらいに原告を連れて行った。医者の診察を受けたところ、 神経衰弱で入院が必要だと言われたが、お金がなかったため、薬をもらう ことしかできなかった。また、栄養不足のため脚気にもなった。

原告は、19歳の時、結婚したが、不眠症の薬を手放すことはできなか

った。原告は、この結婚の際、勤労挺身隊として被告不二越に働いたことや不眠症になっていることを夫や夫の家族にも秘密にしていたため、不眠症の薬も夫に隠れて飲むしかなかったが、寝ている時にうわごとを口走ることを夫から指摘され、自ら家を出て結婚生活は半年程で破綻した。このようなことがあって後、原告の父は、何も食べることが出来なくなり、間もなく死亡した。また、原告の母もその2、3年後に40代の若さで死亡した。

原告は、24歳の時に再婚して3人の子供を産んだ。夫は、原告が42歳の時に死亡し、原告は、現在、息子一家と暮らしている。原告は、現在でも体の調子が悪く不眠症に悩まされている。また、原告は、慰安婦と誤解されるのを恐れて、勤労挺身隊として被告不二越で働いたことを、夫にも子供にも一切秘密にしてきた。

被告不二越は、1947年(昭和22年)8月30日、原告を被供託者として、退職慰労金不足額として2円84銭、国民貯蓄として52円75 銭、預金として114円87銭、合計170円46銭を富山司法事務局(当時)に供託した。

なお,原告の厚生年金保険被保険者期間は,1944年(昭和19年) 10月1日から1945年(昭和20年)8月31日とされている。

(23) 原告崔 (以下, (23)において, 原告というときは, 原告崔 のことをいう。)

前記前提となる事実, 証拠 (甲B23の1ないし3,23の4の1及び2,23の5及び6,原告本人) 及び弁論の全趣旨によれば,以下の事実が認め 6れる。

ア 家族関係及び経歴

原告は、1931年(昭和6年)2月2日,全州市に出生し、その後、 大山と創氏改名させられた。原告の家族は、父母と弟1人であったが、 父と弟は、原告が小学校3年生のころに満州に行って、その後、帰ってこなかった。父と弟がいなくなってから、母が家政婦をしたり、行商をしたりして生計を立てていたが、貧しい生活であった。

イ 勤労挺身隊への勧誘

原告は、1944年(昭和19年)12月ころ、海星尋常小学校6年生に在学していた(原告は、9歳の時に小学校に入学したので、13歳で6年生であった。)。ある日、日本人が校長と一緒に6年生40人くらいがいる教室にやってきて、「日本の不二越に行けば、お金も稼げるし、勉強もできる。」、「食事は十分食べられる。」、「日本に行ったら、何でも習うことができ、立派な人になれる。」などと言って、勤労挺身隊に参加するように勧めてきた。仕事は飛行機の部品を作る仕事で、簡単な作業だという話だった。その後、生徒1人1人が担任の男性の朝鮮人教師に呼び出され、勤労挺身隊に参加して被告不二越に行くよう勧められた。

原告は、当時、学校の成績はよく、将来は外交官になりたいと考えていたが、経済的な理由から小学校を卒業しても中学校に進学することは困難な状況であった。また、原告は、当時、学校で日本と朝鮮は「内鮮一体」であり、日本は朝鮮を守ってくれる国であると教えられていたので、日本は豊かないい国であると思っていた。そのため、原告は、教師らの話を聞いて、「不二越はお金も稼げるし勉強もできるいいところだ。行けば立派な人になれる。」などと思い、すぐに被告不二越に行くことを承諾した。

原告は、母に話をしたところ、母は、ひどく心配して強く反対し、学校にも出向いて担任に抗議したが、担任は、書類が上級機関に上がってしまっており、決まったことは仕方ないなどと言い、また、原告が日本に行きたいといって聞かなかったこともあって、母は、最終的に諦めた。結局、原告のクラスからは、7人が勤労挺身隊に参加することになった。

原告は、1945年(昭和20年)2月ころ、全州から勤労挺身隊に参

加する者らと旅館に1泊して合宿し、引率のカナヤという女性の朝鮮人数 師から日程等の説明を受けた。全州から勤労挺身隊に参加する者は約50 人で、年齢は12歳くらいから14歳くらいであった。この合宿の時に、 母が日本に持っていくためのミスカルと衣服を届けてくれた。同月25日 ころ、全州駅で出発式が行われ、原告らは日本に向けて出発した。出発式 では、原告らと見送りの家族との間には警官隊がおり、原告は、母の顔を 離れて見るだけで話すことはできなかった。母も含め、見送りの家族は泣 いていた。原告らは、釜山で他の地方から来た勤労挺身隊参加者と合流し て、船に乗った。船の中では、「半島女子挺身隊乙女の歌」の歌詞を替い た紙をもらい、歌を教えてもらった。また、空襲に備える訓練があり、サ イレンが鳴るとみんなでデッキに上がった。日本に到着すると汽車で富山 まで連れて来られた。原告らは、同年3月1日ころ、富山に到着した。

ウ 被告不二越での仕事

原告は、被告不二越に到着した翌日から約1か月にわたり、運動場に出て「歩調取れ!」などと号令をかけられて行進する訓練等を受けた。訓練には大隊長、中隊長と呼ばれる軍服を着た男性が3人参加しており、原告らを指導した。その下には小隊長と呼ばれる女性の教師がいた。訓練に参加する勤労挺身隊員らは、分隊に分けられ、勤労挺身隊員の中から分隊長が指名された。1つの小隊には約100人の勤労挺身隊員がいた。原告ら全羅北道の勤労挺身隊員100人は、第2小隊だった。休憩中に、隊長が手をあげて「集合!」と号令をかけることがあり、そのときはすぐに走って集合しなければならず、集合に遅れると中隊長から平手で頬を殴られた。原告は、中隊長に叱られることがとても怖くて、叱られて頬を殴られた時は泣きながら訓練を受けていた。

その後、原告は、軸受2課に所属し、機械でベアリングを研磨するベア リングの仕上げの作業に従事した。1日に磨くベアリングのノルマが決め られていて、原告は、食事の時間以外は一生懸命仕事をしないとノルマをこなすことができなかった。機械の前で1日ずっと立ったままの仕事であった。日本人の男性の工場長が工場内を行ったり来たりしており、原告らを監視していた。原告は、工場長から叱られたことはなかったが、物を落としてすぐ拾わないと、大きな声で怒られた。同じ課に原告の知っている勤労挺身隊員が3人ほどいたが、日本人もたくさん働いていた。日本人の女学生たちも働いていたが、週に一度は実家に帰っていて、原告は、日本人の女学生が実家から持ってきた餅を食べさせてもらったことがあった。

原告の担当していた作業は、危険なものであった。機械の前には機械に動力を伝えるベルトが高速で回転しており、原告の近くで作業をしていた日本人の女学生がこのベルトに巻き込まれて大怪我をしたことがあった。ベアリングにナンバーを付ける機械にベアリングを送り込む作業をしていた日本人の男性が、指を切断してしまったこともあった。原告は、集中して作業を統けたため、目がとても疲れ、まぶしくて見えにくくなり、上を見上げることができなくなったが、下の方は見ることができたので作業を続けた。このように目の調子が悪くても休みはもらえず、病院にも行けなかった。また、原告が機械に指を入れて作業をしている時に、友達がトイレから帰ってきて原告の機械のスイッチを入れてしまったことがあり、機械に左手の人差し指を挟まれて、指が削られて骨が見えるようになってしまったことがある。1週間は病院に通院したが、その間も、指に包帯を巻いたまま仕事をしていた。

原告は、午前6時ころに起床し、午前7時ころに出勤した。仕事が終わる時間は時期によって違っていたが、夏でも少し暗くなってから帰っていた。寮に帰って食事をし、体を洗うと、まもなく就寝時間である午後10時になった。

原告は、賃金を支給されたことはなく、生け花や番道を教えてもらった

ことも勉強する機会も全くなかった。行事といえば、工場で働く原告らの様子を撮影した映画を見せてもらったことと朝鮮から来た人の歌を 聴いたことがあるくらいだった。

エ 被告不二越での生活

原告は、被告不二越において、寮で生活した。寮では、1部屋に約25 人の勤労挺身隊員が生活していた。工場からは離れたところにあり、勤労 挺身隊員が10人くらいまとまって工場と寮の間を行き来した。工場に行 く前と帰ってきた後、それから寝る前に点呼があった。寝る時は日本人の 教師が寮内を巡回しており、決められた規則を守らないと怒られた。病院 に行く時も工場の正門で出入りの時間をチェックされた。工場の門のとこ ろには門番がいて、出入りを監視していた。寮から手紙を出す時は、寮の 事務所に封を開けて出さなければならず、内容を検閲されるため、手紙に は帰りたいという本当の気持ちは掛けず、元気でやっているとだけ書いて いた。

食事は、朝と夜がご飯とみそ汁とたくあん又は海苔であった。海草が入った汁物が出ることもあったが、原告の口には合わなかった。各部屋に配られるご飯を1部屋約25人で分けると、茶碗に半分もなかった。ご飯は豆ご飯で、夏にはくさくなっていたときもあった。昼食には三角パンが3つ出たが、朝のうちに食べてしまうこともあった。食事の量が少なくて、原告は、いつも空腹を感じていた。

また、原告と同じ学校から参加した日本名を城原さんという勤労挺身隊

員は、被告不二越に行った時から体調が悪かったところ、病気が悪化し、 同年7月ころ、他の勤労挺身隊員が沙里院に移動するのに合わせて帰国し たが、その後病死した。

同年8月ころには、毎日のように空襲警報が鳴るようになり、靴と非常袋を枕元に置いて寝て、警報が鳴ると電灯は付けずに避難することが続き、毎日睡眠不足で眠たかった。同月1日には、夕食後に警報が鳴って、布団をかぶって川辺に避難していたところ、午後10時ころから明け方にかけて激しい空襲があった。この時は川辺から焼夷弾がはじける様子が見え、その破片が自分のところに飛んでくるような気がして、本当に怖い思いをした。

オ 帰国及び帰国後の生活

原告は、1945年(昭和20年)8月15日、ラジオ放送を聞いて終 戦を知った。原告は、自分は空襲で死ぬだろうと思っていたので、終戦と 聞いて、ほっとした気持ちがした。終戦後は、仕事がなく、食事はもらっ ていたものの、毎日空腹で、持ってきた衣服と豆を交換しながら何とか生 活した。帰国前に、持ってきた衣服は全て交換してしまった。原告は、同 年10月ころ、帰国することができたが、この際も被告不二越から賃金の ことは何も説明されなかった。

原告の母は、終戦後、原告がなかなか帰ってこないため心配して、終戦 の日から、毎日、全州駅に出ては最終列車を見るまで、家には帰らなかっ たということである。

原告は、帰国中にひざの皮膚がかゆくなり始めた。家に帰ってからは足が痛くなり、痛みのため、歩くことができないほどであったが、治療費がなくて病院にも行けなかった。母は、楡の木がいいと誰かから聞いてその皮を裂いて貼ったところ、原告の症状は治った。その後も後遠症で病院に行き治療を受けた。また、原告は、帰国後すぐに、原因不明の耳の痛みが

しばしば続いて、右耳の鼓膜が破れ、今は左耳のみで聞いている。

原告は、1948年(昭和23年)に結婚して、4人の子供を産んだ。 夫も日本にいた経験があったため、原告は、夫には勤労挺身隊に参加して 被告不二越で働いたことを話すことができた。

なお,原告の厚生年金保険被保険者期間は,1945 (昭和20年)3 月1日から同年8月31日とされている。

- 3(1) 本件勤労挺身隊員ら(原告朴 一を除く。)について
 - ア 上記で認定した事実及び証拠 (甲A54,78) によれば、本件勤労挺 身隊員ら (原告朴 一を除く。) が勤労挺身隊に参加するに至った経緯に ついては、以下のとおり認められる。
 - (7) 本件勤労挺身隊員ら (原告朴 教,同朴 一を除く。) が勤労挺身隊 への勧誘を受けた当時の年齢は、原告李 質12歳、同張 13歳、同全 13歳、同李 順12歳、朴 姫14歳、原告李 順13歳、同全 13歳、同金 13歳、同衆 212歳、同衆 13歳、同金 13歳、同衆 12歳、原告羅 15歳、同安 13歳、同衆 13歳、同衆 12歳、同成 14歳、同金 株13歳、同報 13歳、同金 順15歳、同余 第15歳、同物 16歳、同朴 得12歳、同朴 福13歳、同徐 第15歳、同柳 16歳、同朴 得12歳、同朴 福13歳、同後 13歳であり、いずれも若年であり、十分な判断能力を有するまでには至っていなかった。

(原告金属),区長(原告柳属) であって、いずれも本件勤労挺身 隊員らが信頼や尊敬を寄せる年長者であり、その影響力は大きかった。 実際に、原告李属及び同変 は、畏敬の念を抱いていた敬師から勤 労挺身隊への参加を強く勧められて、これを断ることができなかった。

(ウ) 当時の朝鮮では、朝鮮人が行く公立の女学校は少なく、また、女性に は教育は必要でないとする風潮も未だ強く、国民学校卒業後は女学校に 進学を希望しても叶わないことが少なくなかったところ. 本件勤労抵身 隊員らに対する勧誘内容は、「不二越に行けば、高等科を卒業したのと 同じ扱いにして、帰国後、女学校に行けるようにしてあげる。」、「日本 に行くと、勉強や詩や生け花も教えてくれる。」(原告李章),「日本 に行けば、勉強させてくれる。」(原告張),「お金も稼げるし、勉 強もできる。生け花も学べる。」(原告李■順),「日本に行けば、お金 がたくさん稼げる。」(朴 姫),「不二越に行けば、お金を稼ぎながら、 勉強もでき、技術も身に付けることができる。生け花も習うことができ る。」(原告全),「不二越へ行けば、勉強ができ、生け花も教えて もらえる。」(原告徐 堂),「不二越に行けば、よい待遇が受けられる。」 (林二二),「不二越に行くと、技術を学ぶことができ、帰国してから その技術を教えることができる。勉強も教えてもらえる。月給が支払わ れる。生け花,杏道,ミシンも教えてもらえる。」(原告羅■■),「女 学校で勉強ができる。お金を稼げる。生け花が習える。」(原告安**本**株), 「お金も稼げるし、上級学校にも行ける。」(原告韓),「勉強がで きる。お金をたくさん稼ぐことができる。中学だけでなく大学まで行け る。」(原告成),「お金をたくさん稼ぐことができる。中学校、高 校にも通うこともでき、お姉さんと一緒に住むこともできる。」(原告 金 味),「女学校に進学できて,大学まで行ける。勉強もいくらでも できる。お金も稼げる。」(原告羅),「勉強ができる。お金が稼げ

る。」(原告金融順),「昼は工場で働くが,夜は勉強できる。」(原告徐剛),「金儲けができる。生け花やミシンも教えてくれる。」(原告柳明),「勉強を教えてもらえる。中学校の勉強を教えてもらえるし,生け花や裁縫等も教えてもらえる。」(原告朴明),「もっと勉強ができるし,中学や高校にも行ける。生け花も踊りもミシンも教えてもらえる。」(原告相明),「お金も稼げるし,勉強もできる。」(原告祖明)というものであり,向学心を持ち,上級学校への進学を願う者にとってはとても魅力的なものであった。しかしながら,本件勤労挺身隊員らは,せいぜい生け花等を1回程度教えてもらったことがあるというにとどまり(このような機会すらなかった者もいる。),他に勉強の機会は,制度として保障されていなかったし,実際にもなされていなかった。また,本件勤労挺身隊員らは,賃金の支払を受けたことがなかった。

この点、被告不二越は、本件勤労挺身隊員らに対し、生け花や茶道の 稽古等の情操教育をしており、寮には、図書があり読書もできた旨主張 するところ、確かに、証拠(乙9の1、乙14の5ないし7、乙20) によれば、勤労挺身隊員らに対する茶道や生け花の稽古が行われること があり、また、第12愛国寮には読書室があり、図書が備え付けられて いたことが認められるけれども、上記で認定した事実によれば、日常的 に茶道や生け花の稽古が行われていたとまではいえないし、かかる事実 をもって、実際に勉強の機会があったと認めることはできない。

また、被告不二越は、本件勤労挺身隊員らに対し、賃金を全額支払っており、賃金の未払はない旨主張するけれども、これを認めるに足りる証拠はない。上記で認定した事実によれば、被告不二越は、原告李寅、同朴 淑、同張 同余 運、同羅 原、同安 同徐 南、同柳 同朴 得及び同朴 福を被供託者として、賃金や給料とは異なる「退職慰労金不足額」、「退職積立金」、「厚生年金」、「国民

貯蓄」、「預金」等との名目で、ある程度の金額を供託している(以下「本件供託」という。)ことが認められることからすると、被告不二越は、勤労挺身隊員らの賃金相当額を何らかの方法で管理していた可能性を否定することはできないものの、上記の者らは、いずれも賃金の支払を否定していることからすると、本件全証拠によっても、被告不二越が、本件勤労挺身隊員らに対し、実際に賃金を支払ったものと認めることはできない。

さらに、被告不二越は、本件勤労挺身隊員らに対する未払金は、弁済 供託した旨主張するけれども、上記で認定した事実によれば、本件供託 は、「退職慰労金不足額」、「退職積立金」、「厚生年金」、「国民貯蓄」又 は「預金」との名目でなされたものであり、賃金についてなされたもの ではないから、本件供託をもって、賃金の支払があったと認めることは できない。

- (オ) 以上を総合すれば、本件勤労挺身隊員ら(原告朴 版、同朴 一を除く。)は、勧誘者からの欺罔又は脅迫によって、勤労挺身隊に参加したものと認められ、強制連行されたというべきである。

 支払われなかったことからすると、勧誘者の欺罔によって、勤労挺身隊 に参加したものと認められ、強制連行されたというべきである。

イ また、上記で認定した事実によれば、本件勤労挺身隊員ら(原告村 を除く。)の本件工場における労働は、同人らの年齢に比して過酷なものであり、これに対して賃金が支払われることもなかったこと、寮における生活についても、戦時中とはいえ、十分な食事を与えられることもなく、衛生環境も良好であったとはいえず、外出は制限され、手紙も検閲されていたことなどが認められ、上記アの勤労挺身隊に参加するに至った経緯等も総合すれば、これは強制労働であったというべきである。

(2) 原告朴 一について

上記で認定した事実によれば、原告朴 一は、国家総動員法及び国民徴用令に基づく徴用令書の交付を受けて、これに応じるべき法的義務を課され、やむを得ず徴用に応じたものであることが認められ、同原告が望んだものではないという意味において強制された連行であり、労働であったというべきである。しかしながら、原告村 一に対する徴用は、その当否は別として、当時の法令に基づいてなされたものであって、その意思を抑圧し、拉致するなどしてなされたものとまではいうことができない。

- 4 原告らは、被告らに対し、上記の各請求権を有する旨主張する。これに対し、 被告らは、争点(6)のとおり、仮に原告らがその主張する各請求権を有していた としても、本件協定2条1及び3により、原告らの請求に応じる法的義務はな い旨主張し、さらに、被告不二越は、原告らが雇用契約に基づく賃金支払請求 をしているとすれば、同請求権は、本件措置法1項1号により、昭和40年6 月22日に消滅した旨主張するので、この点について、検討する。
 - (1) 証拠 (乙6, 丙14ないし18, 25, 45ないし47, 50, 51, 55), 弁論の全趣旨及び公知の事実によれば、以下の事実が認められる。 ア・サンフランシスコ平和条約

日本国は、第二次世界大戦後、連合国の占領下に置かれたが、1951年(昭和26年)9月8日、サンフランシスコ市において、連合国48か国との間で、「日本国との平和条約」(サンフランシスコ平和条約)を締結し、1952年(昭和27年)4月28日の同条約の発効により独立を回復した。この条約は、第二次世界大戦後における日本国の戦後処理の骨格を定めることになった。

サンフランシスコ平和条約 2条(a) は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び欝陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」とし、同条約 4条(a) は、「日本国及びその国民の財産で第二条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権(債権を含む。)で現にこれらの地域の施政を行っている当局及びそこの住民(法人を含む。)に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権(債権を含む。)の処理は、日本国とこれらの当局及び住民の請求権(債権を含む。)の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。」とし、同条(b) は、「日本国は、第二条及び第三条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。」としていた。

そして、サンフランシスコ平和条約には、戦争賠償及び請求権の処理等 に関し、次のような規定がある。

- (7) 日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべきものとすれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される(14条(a)柱書き)。
- (イ) 日本国は、現在の領域が日本国軍隊によって占領され、且つ、日本国

によって損害を与えられた連合国が希望するときは、生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を当該連合国の利用に供することによって、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする(14条(a)1、以下、この規定による役務の供与を「役務賠償」ということがある。)。

- (f) 各連合国は、日本国及び日本国民等のすべての財産、権利及び利益で この条約の最初の効力発生の時にその管轄の下にあるもの(戦争中連合 国政府の許可を得て連合国領域に居住した日本人の財産等一定の例外を 除く。)を差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する 権利を有する(14条(a)2)。
- (エ) この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての 賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じ た連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連 合国の請求権を放棄する(14条(b))。
- (オ) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する(19条(a))。

イ 本件協定締結に至る経緯

(7) 韓国は、1948年(昭和23年)8月15日,独立宣言をし、日韓 両国は、平和条約の発効に先立って、1951年(昭和26年)10月 20日から約2か月にわたり、予備会談を行い、1952年(昭和27年)2月15日から平和条約の発効までに日韓両国の国交樹立のために 必要な一切の懸案を解決することを目標として、第一次日韓会談を行っ たが、請求権問題に関する意見の対立が主要な原因となって、同年4月25日をもって、同会談は打ち切られた。その後、韓国は、1960年(昭和35年)10月25日からの第五次日韓会談、1961年(昭和36年)10月20日からの第六次日韓会談において、以下のとおりの対日請求要綱(以下「対日請求八項目」という。)を提示し、日韓両国は、請求権問題に関する議論を積み重ねてきた。

- ① 朝鮮銀行を通して搬出された地金及び地銀の返還請求
- ② 1945年 (昭和20年) 8月9日現在の日本国政府の対朝鮮総督 府債務の返還請求
- ③ 同日以降、韓国から振替又は送金された金員の返還請求
- ④ 同日現在, 韓国に本社, 本店又は主たる事務所があった法人の在日 財産の返還請求
- ⑤ 韓国法人又は韓国自然人の,日本国又はその国民に対する日本国債, 公債,日本銀行券,補償金及びその他の以下に係る請求
 - (a) 日本有価証券
 - (b) 日本通貨
 - (c) 被徴用韓国人の未収金
 - (d) 戦争による被徴用者の被害に対する補償
 - (e) 韓国人の日本国政府に対して請求し得る恩給その他
 - (f) 韓国人の日本国の国民又は法人に対する請求
- ⑥ 韓国法人又は韓国自然人の,日本国又は日本国民に対する個別的権 利行使に関する項目
- ⑦ 前配賭財産又は請求権から発生した賭果実の返還請求
- ⑧ 前記の返還及び決済の開始及び終了時期に関する項目
- (4) これらの会談では、まず、サンフランシスコ平和条約4条の解釈を巡って争われた。

- a 在韓合衆国軍政府は、1945年(昭和20年)12月6日付けの 軍令第33号2条において、38度線以南のすべての日本側の財産を 同年9月25日付けをもって取得する旨定め、次いで、同軍政府は、 このように取得した財産を、1948年(昭和23年)9月11日の 「財政および財産に関する米韓間の最初の取極」第5条によって韓国 政府に引き渡した。
- b 韓国政府は、上記軍令第33号による効果を没収と同様に解しようとし、日韓会談において交渉の対象となるのは、日本国にある韓国側の財産並びに韓国側の日本国及びその国民に対する請求権の処理の問題だけであると主張した。これに対し、日本国政府は、サンフランシスコ平和条約4条(b)は、合衆国軍政府が国際法上適法に行った財産の処分は有効と認め、その効力について争わないという意味であり、国際法上認められていない私有財産の処分まで認めたものではないとして、上記軍令第33号による日本国側の財産の処理のうち私有財産に対するものについては、その管理権が移転したとしても、所有権が移転したことを意味しないから、当該財産に対する原権利者である日本国の国民個人の権利は残っており、韓国及びその国民に対して請求する根拠を失うものではない旨主張した。
- 日本国側と韓国側の上記の見解の対立に対し、合衆国政府は、1957年(昭和32年)に、「合衆国は、サンフランシスコ平和条約4条(b)並びに在韓合衆国軍政府の関連指令及び措置により、韓国の管轄内の財産についての日本国及びその国民のすべての権利、権原及び利益が取り去られていたという見解である。したがって、日本国はこれら資産又はこれらの資産に関する利益に対する有効な請求権を主張することはできない。もっとも、日本国がサンフランシスコ平和条約4条(b)において効力を承認したこれらの資産の処理は、同条約4条

(a) に定められている取極を考慮するに当たって関連があるものである。」旨の解釈を示した。

日韓両国は、同年12月31日、ともに合衆国政府の上記の解釈に 同意することを明らかにした。

- (f) 請求権問題に関しては、日本国側は、法的根拠があり、かつ、事実関係が十分立証されたものについてのみ支払を認めるという前提に立って交渉を進めたが、交渉の結果、法的根拠の有無に関する日韓両国の見解には大きな隔たりがあり、韓国側においては、戦後十数年が経過し、特にその間に朝鮮戦争を経てきたことから、関係資料の散逸等、事実関係の立証が極めて困難であることが判明した。また、対日請求八項目⑤の個人補償が問題となった際、韓国側は、生存者、負傷者、死亡者を問わず、軍人及び軍属を含む徴用されたすべての人に対する補償を要求した。これに対し、日本国側は、両国の国交が回復した後に、個別的に解決する方法もある旨などを伝えたが、韓国側は、上記請求は、国交の回復に先立って解決されなければならないこと、被害者に対する補償は韓国内で措置すべき性質の問題と考えることなどを主張した。こうしたことから、請求権問題に関して、いわゆる積み上げ方式による解決方法を採ることは困難となった。
- (エ) しかしながら、このような日韓間の対立を放置し、両国の国交正常化の実現を遅らせることは適当でないことから、この問題の解決を図るため、韓国の民生の安定、経済の発展に貢献することを目的として、日本国の財政事情や韓国の経済開発計画のための資金の必要性をも勘案した上で、韓国に対し、経済協力を供与し、これと並行して、日韓間の請求権問題は解決し、存在しないこととするという方法が採られることになった。この解決方法は、1962年(昭和37年)12月に実質的にまとめられ、1965年(昭和40年)4月には具体的に合意事項が取り

まとめられた。そして、同年6月22日、両国において、日韓基本関係 条約等とともに、本件協定への署名が行われ、日本国においては、同年 12月11日に日韓基本関係条約及び本件協定等につき、国会で承認さ れ、同月18日、本件協定が発効した。

ウ 本件協定の規定

- (7) 本件協定は、「日本国及び大韓民国は、両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題を解決することを希望し、両国間の経済協力を増進することを希望して、次のとおり協定した。」との前文を置いている。そして、同協定1条1(a)は、日本国が韓国に対し、3億合衆国ドルに等しい円の価値を有する日本国の生産物及び日本国の国民の役務を10年間にわたって無償で供与する旨を、同項(b)は、日本国が韓国に対して、2億合衆国ドルに等しい円の額に違するまでの長期低利の貸付けを10年間にわたってする旨を規定している。
- (4) 本件協定2条は、別紙5のとおりであり、同条1において、日韓両国は、両国及びその法人を含む国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題が、完全かつ最終的に解決されたこととなることが確認されている。そして、同条3において、同条2に規定するものを除いて、①一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であって本件協定の署名の日である昭和40年6月22日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置、②一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって、同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないとされた。

また、日韓両国政府において、上配の「財産、権利及び利益」は、法 律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利 をいうことが了解され、本件協定2条1にいう完全かつ最終的に解決さ れたこととなる財産、権利及び利益並びに請求権に関する問題には、韓国側から提出された対日請求八項目の範囲に属するすべての請求が含まれており、対日請求八項目に関しては、いかなる請求もなし得ないこととなることが確認された。

エ 本件協定締結に伴う措置等

(7) 日本国における措置

日本国においては、1965年(昭和40年)12月17日、本件指 置法が公布され、本件協定の効力発生の日である同月18日から施行さ れた(同法附則)。同法1項1号は、韓国又はその国民の日本国又はそ の国民に対する債権であって、本件協定2条3の財産、権利及び利益に 該当するものは、原則として、昭和40年6月22日において消滅した ものとする旨規定した。

(イ) 韓国における指置

- 1年)2月19日法律第1741号)は、本件協定1条1(a)により 導入される資金(無償資金)、同1条1(b)により導入される資金(借 款資金)及びこれらの使用で発生する資金(ウォン貨資金)を「請求 権資金」と定義し(2条1項ないし4項)、民間人の対日請求権補償 として、韓国国民が持っている1945年(昭和20年)8月15日 以前までの日本国に対する民間請求権は、同法で定める請求権資金中 で補償しなければならない(5条1項) 皆規定した。
- b 上記法律5条1項で規定された対日民間請求権の正確な証拠と資料 を収集するのに必要な事項を規定することを目的として,「対日民間 請求権申告に関する法律」(1971年(昭和46年)1月19日法 律第2287号)が制定された。同法2条は,同法の規定による申告 対象の範囲は,1947年(昭和22年)8月15日から1965年

(昭和40年)6月22日までの間に日本国に居住したことがある者を除く韓国国民(法人を含む。)が、1945年(昭和20年)8月15日以前に日本国及び日本国民(法人を含む。)に対して有していた請求権等のうち同条各号に掲げるものをいう旨規定した。なお、人的被害に関しては、「被徴用死亡者」(日本国によって、軍人、軍属又は労務者として、召集され又は徴用され、1945年(昭和20年)8月15日以前に死亡した者)のみが申告対象とされた。

- c そして、「対日民間請求権補償に関する法律」(1974年(昭和49年)12月21日法律第2685号)が制定され、同法4条において、日本国通貨1円に対して韓国通貨30ウォン、被徴用死亡者に対して1人30万ウォンを補償するとされた。
- (2) 上記で認定した事実に基づいて、以下、検討する。
 - ア 第二次世界大戦後における日本国の戦後処理の骨格を定めることとなったサンフランシスコ平和条約は、個人の請求権を含め戦争の遂行中に生じたすべての請求権を相互に放棄することを前提として、日本国は連合国に対する戦争賠償の義務を認めて連合国の管轄下にある在外資産の処分を連合国にゆだね、役務賠償を含めて具体的な戦争賠償の取決めは各連合国との間で個別に行うという日本国の戦後処理の枠組みを定めたものであり、この枠組みは、連合国48か国との間で締結され、これによって日本国が独立を回復したというサンフランシスコ平和条約の重要性にかんがみ、日本国がサンフランシスコ平和条約の当事国以外の国や地域との間で平和条約等を締結して戦後処理をするに当たっても、その枠組みとなるべきものであった(以下、この枠組みを「サンフランシスコ平和条約の枠組み」という。)。サンフランシスコ平和条約の枠組みは、日本国と連合国48か国との間の戦争状態を最終的に終了させ、将来に向けて揺るぎない友好関係を築くという平和条約の目的を達成するために定められたものであり、

この枠組みが定められたのは、平和条約を締結しておきながら戦争の遂行中に生じた種々の請求権に関する問題を、事後的個別的な民事裁判上の権利行使をもって解決するという処理にゆだねたならば、将来、どちらの国家又は国民に対しても、平和条約の目的達成の妨げとなるとの考えによるものと解される。

そして、サンフランシスコ平和条約の枠組みにおける請求権放棄の趣旨が、上記のように請求権の問題を事後的個別的な民事裁判上の権利行使による解決にゆだねるのを避けるという点にあることにかんがみると、ここでいう請求権の「放棄」(14条(b),19条(a))とは、請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものではなく、当該請求権につき裁判上訴求する権能を失わせるにとどまるものと解するのが相当である(最高裁平成19年4月27日第二小法廷判決、最高裁同日第一小法廷判決・判例時報1969号28頁参照)。

イ 日本国と韓国との間では、サンフランシスコ平和条約4条(a)により、 日本国及びその国民に対する朝鮮地域の施政を行っている当局及び住民の 請求権の処理は、日本国と同当局との間の特別取極の主題とするものとさ れ、この特別取極の主題となるものを含めて解決するものとして、本件協 定が締結されるに至ったものである。

上記で認定したサンフランシスコ平和条約の枠組み、本件協定締結に至るまでの経緯、本件協定2条の文言、本件協定締結に伴って日韓両国において執られた措置によれば、日本国又はその国民に対する韓国又はその国民の、①債権については、それが本件協定2条3の「財産、権利及び利益」に該当するものであれば、本件措置法1項によって、原則として、昭和40年6月22日に消滅したものであり、②その他の同日以前に生じた事由に基づくすべての請求権については、本件協定2条2に規定されたものを除き、同条1及び3によって、韓国及びその国民は、日本国及びその国民

に対し、何らの主張もすることができないものとされたことは明らかである。なお、本件協定2条3では、「いかなる主張もすることはできないものとする。」とされ、サンフランシスコ平和条約と同様な「請求権を放棄する」旨の表現にはなっていないが、本件協定2条1で、完全かつ最終的に解決されたことになることを確認しており、本件協定締結に至るまでの経緯にかんがみても、本件協定がサンフランシスコ平和条約と異なった請求権の処理を定めたものと解することはできず、個人の請求権を含めて戦争の遂行中に生じたすべての請求権を相互に放棄するサンフランシスコ平和条約の枠組みに従う趣旨のものと解される。

そして、上記認定の諸事情を前提として本件協定2条1及び3の趣旨を考えると、日本国及びその国民は、韓国及びその国民から、上記②に該当する請求権の行使を受けた場合、韓国及びその国民に対し、本件協定2条1及び3によって、上記の請求権については主張することができないものとされている旨を主張すること、すなわち、その請求に応じる法的義務はないとの主張をすることができるものと解するのが相当である。

ウ これを本件についてみるに、原告らの被告らに対する各請求権は、いずれも本件協定2条1及び3に規定する「財産、権利及び利益」に該当するものではなく、同各条項に規定する請求権に当たるものと解され、また、これらが同条2に該当しないことは明らかである。

なお、被告不二越は、原告らが雇用契約に基づく賃金支払請求をしているとすれば、当該請求権は、本件措置法1項1号によって消滅している旨主張するところ、確かに、雇用契約に基づく賃金支払請求権は、本件協定2条3の「財産、権利及び利益」に該当するものであるけれども、原告らは、本件において、被告不二越との間の雇用契約に基づく賃金支払請求をするものとは解されないので、被告不二越の上記主張は、採用できない。

(3) 原告らの主張を検討する。

ア 原告らは、本件協定は、日韓両国間の合意であり、両国の国家間の関係 を規定しているに過ぎず、本件協定の中で、国家が条約によって個人の請 求権を放棄することはできない旨主張する。

しかしながら、条約は国家間の合意であり、条約の締結には国会の承認を要し(憲法73条3号)、その誠実な遵守の必要性が規定されていること(憲法98条2項)からすれば、法律と条約との国内法的効力における優劣関係に関しては、条約が法律に優位するものと解されるところ、国会は、国内の立法手続により、国民の私法上の権利・義務の設定、変更、消滅を行うことが可能なのであるから、国会の承認を得た条約によって、国民の私法上の権利・義務の設定、変更、消滅を行うことも可能であると解されること、また、国家は、戦争の終結に伴う講和条約の締結に際し、対人主権に基づき、個人の請求権を含む請求権の処理を行い得ると解されることからすれば、原告らの上記主張は、その前提において採用することができない。

イ 原告らは、本件協定及び本件措置法により個人の請求権が消滅するので あれば、本件協定及び本件措置法は、正当な補償なく原告らの財産権を剥 奪するものであるから、憲法29条1項及び3項に違反する旨主張する。

しかしながら、第二次世界大戦の敗戦に伴う国家間の財産処理といった 事項は、本来、憲法の予定しないところであり、そのための処理に関して 損害が生じたとしても、その損害に対する補償は、戦争損害と同様に憲法 の予想しないものというべきであるから(最高裁昭和43年11月27日 大法廷判決・民集22巻12号2808頁)、本件協定について憲法違反 を主張することはできず(最高裁平成13年11月22日第一小法廷判決 ・判例時報1771号83頁、平成16年11月29日第二小法廷判決・ 判例時報1879号58頁)、原告らの上記主張は、採用することができ ない。 ウ 原告らは、強制労働条約等の重要な人権条約に基づく個人の請求権は、 韓国が外交保護権を行使して被告国と交渉したとしても、埋没現象により 国家請求権に吸収される関係にはない旨主張する。

しかしながら、原告らが主張する強制労働条約等は、国家間の賠償責任 を定めたものであり、個人の国家に対する損害賠償請求権を定めたものと 解することはできないから、原告らの上記主張は、その前提において採用 することができない。

また、原告らは、被告国が各条約違反に対する国家責任解除義務を負うと主張するが、国際法違反の効果として、加害国は、相手国から国家責任の追及を受けることがあっても、国際法上、被害者個人が直ちに加害国家に対する直接の請求権を取得することはできないから、原告らの上記主張は、採用することができない。

(4) 上記に検討したところによると、その余の点について判断するまでもなく、 本件において、原告らが被告らに対して有すると主張する各請求権は、いず れも認容することができない。

第4 結論

以上によれば、原告韓の訴えは、不適法であるから却下することとし、その余の原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条、65条1項本文を適用して主文のとおり判決する。

富山地方裁判所民事部

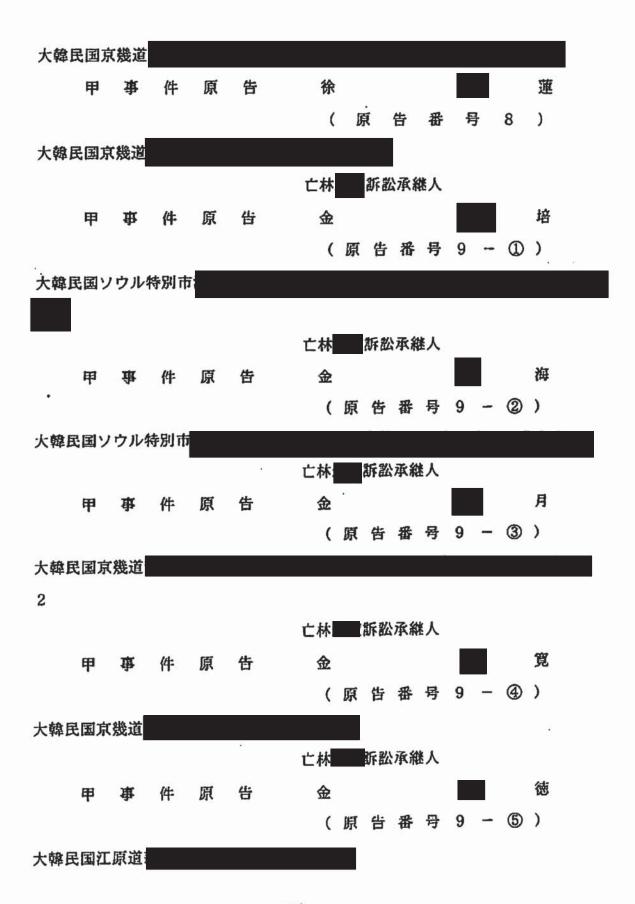
裁判長裁判官 佐 藤 真 弘

裁判官 髙 浪 晶 子

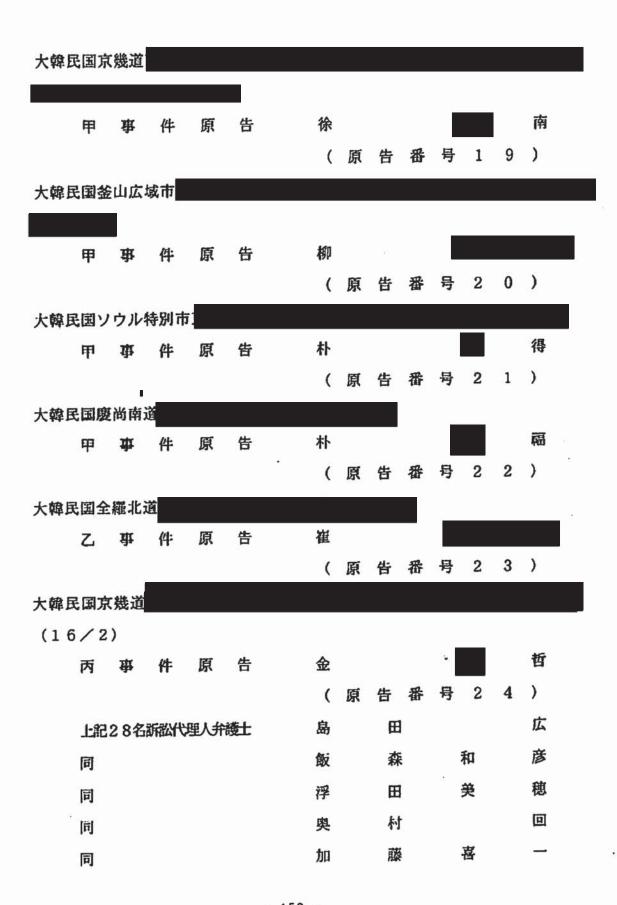
裁判官剱持淳子は、差し支えのため署名押印することができない。

裁判長裁判官 佐 藤 真 弘

				当	事	者	E	l á	録					
大韓	民国方	採道											5048	ĺ
	甲	事	件	原	告		李						實	
							(原	告	番	号	1)	
大韓」	民国ソ	ウル	特別市	ī										
	甲	事	件	原	告		朴						淑	
							(原	告	番	号	2)	
大韓	民国方	(幾道												
	甲	事	件	原	告		張						7	
							(原	告	番	号	3)	
大韓E	民国仁	川広	域市											
	甲	事	件	原	告		李						頫	22
							(原	告	番	号	4)	
大韓民	民国全	羅北	道:											
6			3-1											
	甲	事	件	原	告		朴						廷	
		.*/					(原	告	番	号	5)	
大韓月	全国另	羅南	首											
	甲	事	件	原	告		李						順	
							(原	告	番	号	6)	
大韓日	全国纪	羅北i	道											
0 1 杉	1 4	075	号											
	甲	事	件	原	告		全							
							(原	告	番	号	7)	



朴 甲 事 件 原告 (原告番号10) 大韓民国京幾道 羅 甲事件 原 告 (原告番号11) 大韓民国慶尚南道 甲 事 件 原 安 告 (原告番号12) 大韓民国ソウル特別市 韓 甲事件 原 告 3) 1 (原告 大韓民国ソウル特別市 甲事件原告 裵 (原告番号 大韓民国全羅南道 成 甲事件 原. 告 (原告番号15) 大韓民国ソウル特別市 珠 甲事件 金 原 告 番号 1 6) (原告 大韓民国ソウル特別市 羅 原 告 甲事件 (原告番号 大韓民国京幾道 順 甲事件 原 告 金 (原告番号1 8)



	同	Ш		本		蔵		石			
	同	菊				贸		_			
	同	菅		野		昭		夫			
	同	中		村		正		紀			
	同	野		村		侃		靭			
	同	橋		本		明		夫			
	同	=		木		克		明			
	同	前		Ш		直		善			
	同	松		山		饶		子			
	同	山		田				博			
	同	吉		Л.		筵		司			
	上配島田広訴訟復代理人弁護士										
		今		村		嗣		夫			
	同	中		村		雅		代			
	同	萩		野		奂	穂	子			
富山市	T不二越本町一丁目1番1号						0.00				
	甲事件被告兼乙事件被告兼丙事件	丰被告					•				
		株	式	会	社	不	=	越			
	同代表者代表取締役	井		村		健		輔			
	同訴訟代理人弁護士	太		Ħ		恒		久			
	同	石		井		妙		子			
	同	深		野		和		男			
東京都千代田区霞が関一丁目1番1号											
甲事件被告兼乙事件被告兼丙事件被告											
					国						
	同代表者法務大臣	鳰		山		邦		夫			

同	指	定	代	理	人	宮	嵜	秀	典
同	<u> </u>					藤	居	E	樹
。 同						櫛	谷		
间						商	橋	佳	孝
同						高	橋	律	子
同						髙	見	磨	伯
同						岩	本	_	紀

判決掛中では、全事件について、当事者を下記のとおりに表示する。

記

原告李章
原告朴。淑
原告張
原告李麗頗
原告朴 廷
原告李
原告全
原告徐
原告金一培
原告金
原告金具
原告金
原告金
原告朴
原告羅
原告安
原告韓

甲事件原告襄 原告褒 原告成 甲事件原告成 甲事件原告金二珠 原告金珠 甲事件原告羅 原告竊 甲事件原告金爾 原告金順 甲事件原告徐南 原告徐二南 甲事件原告柳 原告柳 甲事件原告朴 得 原告朴 得 甲事件原告朴 福 原告朴 福 乙事件原告崔 原告崔 丙事件原告金 原告金哲 甲・乙・丙事件被告園 被告国

甲・乙・丙事件被告株式会社不二越

被告不二越

請求金額一覧表

					(0)%	(%K)			(%)	68	88	(%) (%)	(%3)	3														
~ 2000年報	の一人可能の	1	1	1	1	1	1	1	XAR	T	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
協力会館A 終士会路D	日かぶ世の	1	1	1	1	1	1	1	¥1 262 626	060 606x	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
格中の紹介	X5 000 390	X5,000,390	X5,000,390	X5,000,240	¥1 538 535	¥5,000,240	¥5,000,420	¥5,000,450	1	1	¥909.134	¥909,134	¥909.134	¥5,000,900	¥5,000,450	X5 000 420	X5 000 240	X5 000 240	K5 000 240	¥5,000,240	¥5,000,240	X5 000 240	¥5 000 450	¥5,000,420	¥5,000,450	¥5,000,420	¥5,000,180	
斯拉拉	X5 000 000	X5 000 000	X5 000 000	X5,000,000	¥5 000 000	¥5.000,000	¥5.000,000	¥5.000,000	¥5.000.000					¥5,000,000	¥5,000,000	X5 000 000	¥5,000,000	¥5,000,000	¥5.000.000	¥5,000,000	¥5,000,000	¥5.000.000	¥5.000.000	¥5.000.000	¥5.000.000	¥5,000,000	¥5,000,000	¥5,000,000
當会相当相等命	¥390	X390	×390	¥240	¥240	¥240	¥420	¥450	¥240					008#	¥450	¥420	¥240	¥240	₩240	¥240	¥240	¥240	×450	¥420	*450	¥420	¥180	¥240
労働期間	13か月(44年7月~45年7月)	13か月(44年7月~45年7月)	13か月(44年7月~45年7月)	8か月(45年3月~45年10月)	8か月(45年3月~45年10月)	8か月(45年3月~45年10月)	44年8月		8か月(45年3月~45年10月)				- 1		15か月(44年5月~45年7月)	14か月(44年6月~45年7月)	5年3月	8か月(45年3月~45年10月)	8か月(45年3月~45年10月)	45年3月	8か月(45年3月~45年10月)	8か月(45年3月~45年10月)	15か月(44年5月~45年7月)	(44年6月	15か月(44年5月~45年7月)	(44年6月	6か月(45年2月~45年7月)	45年3月
原告(※1)	松	本	紙	条	朴 医(朴 姫)	条	4 #	## #	超(林	(本)	田(林	(本)	۹	1		ďΧ	智	数		份		倒		***	非	中	#	母 後 (韓
原告番号	-	2	က	4	5	9	,	œ	3			- A	1	01	=	12	13	14	15	18	17	œ	19	20	21	22	7	24

(※1) () 内は、被害者本人である。 (※2) 原告や () 毎日は、朴 () 1977年2月20日死亡)が死亡当時有していた質金相当損害金及び慰謝料請求権合計500万0240円 のうち相続分である13分の4にあたる153万8535円を相続により取得した。

謝罪広告目録 1

1 被告国

(1) 謝罪文

- わが国は太平洋戦争の期間中、1940年から1945年までの間、当時の朝鮮から多数の青少年を「女子勤労挺身隊」「男子勤労報国隊」として日本に強制連行し、日本の企業の工場において過酷な条件下で労働者として酷使しました。この度、富山県の株式会社不二越富山工場で労働させられた方々について、被害者の方々は騙されて日本に連れてこられた上、同工場に拘束され、帰国も許されない状態で強制的に労働させられたものであることが、日本の富山地方裁判所によって認定されました。わが国はこうした強制連行により多数の方々の心身を深く傷つけたことを心より謝罪いたします。

年 月 日

日本国 内閣総理大臣

(2) 掲載条件

- ア 大きさ 2段抜き 見出し 3倍活字 本文 基本活字
- イ 掲載紙 朝日新聞,毎日新聞,読売新聞,北日本新聞(以上日本紙),東亜日報,朝鮮日報,韓国日報,中央日報(以上韓国紙)の各全国版
- ウ 掲載言語 日本紙は日本語を、韓国紙は韓国語をそれぞれ用いる。

謝罪広告目録2

2 被告株式会社不二越

(1) 謝罪文

弊社は太平洋戦争の期間中、1940年から1945年までの間、当時の朝鮮から育年・少女約1624名を弊社富山工場に「女子勤労挺身隊」「男子勤労報国隊」として強制連行して、過酷な条件下で労働者として酷使し、その貸金を支払いませんでした。この度、富山県の弊社富山工場で労働させられた方々について、被害者の方々は騙されて日本に連れてこられた上、同工場に拘束され、帰国も許されない状態で強制的に労働させられたものであることが、日本の富山地方裁判所によって認定されました。弊社はこうした強制連行により多数の方々の心身を深く傷つけたことを心より謝罪いたします。

年 月 日

富山市不二越本町一丁目1番1号 株式会社不二越 代表取締役

(2) 掲載条件

ア 大きさ 2段抜き 見出し 3倍活字 本文 基本活字 イ 掲載紙 朝日新聞,毎日新聞,読売新聞,北日本新聞(以上日本紙),東

亜日報, 朝鮮日報, 韓国日報, 中央日報(以上韓国紙)の各全国版

ウ 掲載言語 日本紙は日本語を、韓国紙は韓国語をそれぞれ用いる。

第二条

- 1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。
- 2 この条の規定は、次のもの(この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執った特別の措置の対象となったものを除く。)に影響を及ぼすものではない。
- (a) 一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益
- (b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいったもの
- 3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。